【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出日】 平成20年1月30日

【計算期間】 第4期

(自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日)

【発行者名】 ラサール ジャパン投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 田中 政行

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段北四丁目1番7号

【事務連絡者氏名】 ラサール インベストメント アドバイザーズ株式会社

取締役経営企画部長兼財務経理部長

横山 真人

【連絡場所】 東京都千代田区九段北四丁目1番7号

【電話番号】 03-3234-7800

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【投資法人の概況】

- (1) 【主要な経営指標等の推移】
 - ① 主要な経営指標等の推移

II	fele . ILm	tete o Hill	tete o Him	foto . Ilen		
期			第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月			平成18年 4月期	平成18年 10月期	平成19年 4月期	平成19年 10月期
営業収益		百万円	2, 437	2, 165	2, 236	2, 378
(うち賃貸事業収益)		百万円	(2, 437)	(2, 165)	(2, 236)	(2, 378)
営業費用		百万円	988	1, 023	1,058	1, 203
(うち賃貸事業費用)		百万円	(794)	(838)	(859)	(997)
営業利益金額		百万円	1, 449	1, 142	1, 177	1, 174
経常利益金額		百万円	1,003	973	997	903
当期純利益金額	(a)	百万円	1,001	972	996	902
総資産額	(b)	百万円	59, 489	65, 621	65, 658	70, 674
純資産額	(c)	百万円	31, 485	31, 456	31, 480	31, 357
出資総額		百万円	30, 484	30, 484	30, 484	30, 484
発行済投資口数	(d)	П	63, 500	63, 500	63, 500	63, 500
1口当たり純資産額	(c)/(d)	円	495, 841	495, 385	495, 750	493, 823
1口当たり当期純利益金額	(注3)		24, 419 (15, 921)	15, 322	15, 686	14, 209
分配総額	(e)	百万円	1,001	972	996	902
1口当たり分配金額	(e)/(d)	円	15, 778	15, 322	15, 687	14, 210
(うち1口当たり利益分配金)		円	(15, 778)	(15, 322)	(15, 687)	(14, 210)
(うち1口当たり利益超過分配金)		円	(-)	(-)	(-)	(-)
総資産経常利益率	(注4)	%	1. 7 (2. 6)	1. 6 (3. 1)	1. 5 (3. 1)	1. 3 (2. 6)
自己資本利益率	(注4)	%	3. 2 (4. 9)	3. 1 (6. 1)	3. 2 (6. 4)	2. 9 (5. 7)
自己資本比率	(c)/(b)	%	52. 9	47. 9	47. 9	44. 4
配当性向	(e)/(a)	%	99.9	99. 9	100.0	100.0
投資物件数		件	16	18	18	20
総賃貸可能面積		m²	76, 230. 02	86, 750. 90	86, 704. 88	95, 573. 75
期末稼働率	(注5)	%	93.0	95. 1	96. 1	95. 3
当期減価償却費		百万円	352	346	354	388
当期資本的支出額		百万円	322	223	410	239
賃貸NOI (Net Operating Income)	(注4)	百万円	1, 995	1,673	1, 731	1, 769
(ショ) 学売を放けれ、沙市が放けるよとでい			i			

- (注1) 営業収益等には、消費税等は含まれていません。
- (注2) 金額については、記載未満の数値を切り捨てて記載しています。各種比率等については小数第2位以下を四捨五入して記載しています。 なお、配当性向については、小数第1位未満を切り捨てて記載しています。
- (注3) 1口当たりの当期純利益金額は、当期純利益金額を期中平均投資口数(第1期:41,030口、第2期:63,500口、第3期:63,500口、第4期:63,500口、第4期:63,500口、第3期:63,500口、第3期:63,500口、第4期:63,500口、第2期:63,500口、第3用:63,500口、第3用:63,
- (注4) 記載した指標は以下の方法により算定しています。なお、() 内には、各期の実質的な資産運用期間(第1期:236日、第2期:184日、第3期:181日、第4期:184日)で年換算した数値を併記しています。

総資産経常利益率	経常利益金額/平均総資産額 平均総資産額= (期首総資産額+期末総資産額) ÷ 2 第1期は平均総資産額=期末総資産額
自己資本利益率	当期純利益金額/平均純資産額 平均純資産額= (期首純資産額+期末純資産額) ÷ 2 第1期は平均純資産額=期末純資産額
賃貸NO I	当期賃貸事業利益(賃貸事業収益-賃貸事業費用)+当期減価償却費

(注5) 期末稼働率は、賃貸面積を賃貸可能面積で除して得られた数値を百分率で記載しています。

② 事業の概況

(イ) 当期の概況

a. 投資法人の主な推移

ラサール ジャパン投資法人(注1) (以下「本投資法人」といいます。)は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)に基づき、ラサール インベストメント アドバイザーズ株式会社(注2)(以下「本資産運用会社」といいます。)を設立企画人として、平成17年5月2日に出資金1億円(200口)で設立され、平成17年6月6日に投信法第187条に基づく関東財務局への登録が完了しました(登録番号第35号)。その後、本投資法人は、平成17年9月6日に公募による投資口の追加発行(58,300口)を実施し、翌日、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)不動産投資信託証券市場に上場しました(銘柄コード8974)。また、本投資法人は、平成17年10月4日に第三者割当による新投資口発行(5,000口)を実施しました。これらにより、当期末現在の発行済投資口数は63,500口となっています。

本投資法人は、上場直後に15物件を取得し、その後5物件を取得し、当期末現在で20物件に係る信託受益権を保有しています。これにより成長性を確保し、中長期にわたる安定的な収益の確保を図ると共に投資主価値の最大化を目指しています。

- (注1) 平成20年1月16日付でイーアセット投資法人からラサール ジャパン投資法人に商号変更しました。
- (注2) 平成19年11月19日付で株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズからラサール インベストメント アドバイザー ズ株式会社に商号変更しました。

b. 投資環境と運用実績

i. 投資環境

当期における国内景気は、好調な企業業績を背景に、個人消費や設備投資も引続き堅調に推移しており、緩やかながらも景気は拡大基調にあるものの、世界経済における原油価格をはじめとする資源価格の高騰に加え、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱が発生し、先行きに不安定な要素をはらんでいます。

地価動向は、平成19年都道府県地価調査によれば、三大都市圏においては住宅地・商業地ともに昨年を上回る上昇を示し、各圏域の上昇傾向が周辺地域への広がりを見せはじめています。

不動産賃貸市場についても、東京地区の賃貸オフィス市場は好調さを維持し、都心部ではビルの規模やエリアを問わず空室率が低下しており、市況改善が鮮明になるとともに、オフィス需要拡大を反映して平均賃料も上昇しています。

ii. 運用実績

本投資法人は、新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(平成17年8月)において「取得予定資産」と記載された15物件(以下「当初取得予定資産」といいます。取得価格の合計51,518百万円)を平成17年9月9日に取得完了し、運用を開始しました。その後第1期及び第2期において3物件取得し、本年5月1日にフォレスト・ヒル仙台青葉、

9月21日にリーフコンフォート新小岩を取得し、これにより当期末時点において保有資産取得価格の合計は、64,836百万円となりました。なお、平成19年4月25日に第5期取得予定物件として1物件((仮称)アーバニス梅田豊崎PJ)について、利害関係者取引に準じ、不動産鑑定評価額を取得価格とした停止条件付取得契約を締結しましたが、本投資法人の契約金額を上回る第三者による購入意向表明が出されたことにより、平成19年10月19日に合意解約しています。

また、期末時点の取得価格に基づく用途毎の比率は、オフィス36.5%、商業施設等33.3%、住居30.2%となっています。ポートフォリオ全体の稼働率については、前期末時点の96.1%から当期末時点で95.3%となりました。

c. 資金調達の概要

本投資法人は、上場時の15物件の取得にあたって、平成17年9月6日に公募による投資口の追加発行(58,300口)により27,984百万円の資金を調達し、また、平成17年9月9日に13の適格機関投資家から総額255億円の借入れを行いました。その後、本投資法人は、平成17年10月4日の第三者割当による投資口の追加発行(5,000口)により調達した2,400百万円の資金を第1期に取得したホテル日航茨木 大阪の取得に充当し、第2期に取得した2物件の取得にあたっては60億円の短期借入を行いました。当期においては5月1日に短期借入金のリファイナンス及び、フォレスト・ヒル仙台青葉の取得資金に充当するための短期借入を行うとともに、9月21日に上記短期借入金のリファイナンス及び、リーフコンフォート新小岩の取得資金に充当するための長期借入を実行し、当期末時点での借入金残高は、365億円となりました。金利の固定化への取組みとしては、上場時に借入れた255億円は固定金利とし、追加借入の110億円のうち85億円はキャップ取引による実質固定金利としています。

d. 当期の業績及び分配の概要

当期の運用の結果、本投資法人は、第4期の実績として営業収益2,378百万円、営業利益金額1,174百万円、経常利益金額903百万円、当期純利益金額902百万円を計上しました。分配金については、投資法人に係る課税の特例規定(租税特別措置法第67条の15)が適用されるように、当期未処分利益の概ね全額を分配することにより、投資ロ1口当たりの分配金を14,210円としました。

(ロ) 今後の運用方針及び対処すべき課題

a. 投資環境

日本経済は、原油価格の高騰やサブプライム問題による米国経済の減速等の懸念はある ものの、今後も景気回復基調が持続すると見込まれます。

一方で、不動産市場は、三大都市圏や地方中核都市を中心に依然として、地価は上昇トレンドにあり、景気回復局面の長期化とともに優良物件の取得競争の激化傾向は全国的に厳しさを増すものと思われます。

b. 運用方針及び対処すべき課題

i. 運用戦略

本投資法人は投資対象を分散させた総合型ポートフォリオの構築を追求し、多様な物件取得機会の確保を図りながら、スポンサーとのパイプラインサポートを中心としたソーシングラインを整備し、運用資産の着実な成長と安定的な収益の確保を図り、投資

主価値の最大化を目指してきましたが、折からの優良物件の取得に関する市場競争激化等により、外部成長戦略においてさらなる施策が必要であると認識しています。

このため、本投資法人及び本資産運用会社は、本資産運用会社のスポンサー企業であったアセット・マネジャーズグループに替わり、世界規模の不動産投資顧問会社であるラサール インベストメント マネージメント インク(以下「LIM」といいます。LIMは、総合不動産サービスプロバイダーであるジョーンズ ラング ラサール インク (Jones Lang LaSalle Inc.) (以下「JLL」といいます。)の全額出資子会社です。)の日本における不動産関連業務の拠点であるラサール インベストメント マネージメント株式会社(以下単に「ラサール」といいます。)が本資産運用会社のスポンサーとなることで、新たな成長戦略の推進に向けて協働することとしました。

また、本投資法人は、昨今の不動産市場における取得競争の激化や環境変化に対応し、かつJLLグループ(注)との協働を通じて質の高い不動産への取得機会の拡大を図り、中長期的に安定した資産運用を行っていくために、投資方針の変更を行いました。

(注) JLLグループとは、JLLを中心とするグループをいい、JLLの子会社及び関連会社を含みます。

(i) 用途別アロケーション方針の見直し

本投資法人は、成長性が見込めるオフィス、商業施設等を主要な投資対象と位置づけ、それらへの投資配分を強化する一方で、運営効率及び成長可能性が相対的に低いと考えられる住居を補完的な投資対象とし、住居への新規投資を当面行わず、ポートフォリオ構成の転換を図っていきます。

<	用涂别	アロ	ケー	3/	ョン	方針	>

用途	目標組入レンジ(注)
オフィス	10~80%
商業施設等	10~80%
住居	0~20%

⁽注) 目標組入レンジとは、許容されるべき組入比率の幅をいい、実際の組入比率が当該レンジに収まるよう努めるものとします。

(ii) 地域別アロケーション方針の撤廃

経済基盤が最も強固と考えられる東京都を中心とする首都圏を主要投資地域としながら、首都圏以外の地域においても、競争力がある優良物件の取得機会を機動的に確保するために、地域別アロケーションの枠組みを撤廃しました。

(iii) 投資基準の見直し-1物件当たりの投資額

ポートフォリオの質的な側面での一層の充実と収益性や成長性を適切に保つために、1物件当たりの最低投資額についての基準を全用途において原則として20億円以上に一律引き上げました。かかる見直しに伴い、投資資産の1物件当たりの投資金額を、原則として当該投資時点における運用資産の合計額の1/3以内とする制限については、今後取得する物件大型化の可能性を考慮し、撤廃しました。

(iv) ポートフォリオの見直し

ポートフォリオ全体に関する方針については、従前は、運用資産規模の拡大に応じて本投資法人のリスク許容度の視点から見直しを行うものとしていましたが、今後は、資産規模の視点ではなく経済環境及び市場環境等の変化に対応しながら必要に応じて見直しを行い、柔軟性のある資産運用を行っていくものとします。今後、日本以外に所在する不動産等への投資についての規制が見直され、投資対象としての制限が緩和された場合等においては、関係機関と協議の上、ポートフォリオ構成の見直しを適切に行うことができるものとします。

(v) 投資判断指標

地域別アロケーション方針の撤廃に伴い、これまで用途毎及び地域毎に定めていた投資判断指標を用途毎に定めるものとしました。また、投資判断指標の見直しについては、機動性及び柔軟性を高めるために、期間運用計画により定期的に実施することとしました。

(vi) 売上歩合制賃料の積極的導入

ポートフォリオ全体の賃貸可能面積の10%を上限とする導入制限を撤廃しました。

(vii) 同一のエンドテナントから収受する賃料のポートフォリオ全体の賃料収入に占める 比率

同一のエンドテナントから収受する賃料の合計(複数物件に入居している場合はその総額)のポートフォリオ全体の賃料収入(共益費、駐車料、倉庫使用料等を含みません。)に占める比率を原則として20%未満とする制限は、エンドテナントの信用力を考慮し、総合的に判断するために、撤廃しました。

ii. 財務戦略

本投資法人は、金利上昇リスクに備えて長期借入金ついては原則として金利を固定化させた調達としています。今後は、リファイナンス・リスクの軽減のため返済期日を分散化するとともに有利子負債の一定水準でのコントロールを行います。また、本投資法人は、将来的に投資法人債の発行により、長期固定金利による資金調達を拡大するために格付けの取得を検討していきます。

(ハ) 決算後に生じた重要な事実

- a. ラサールによる本資産運用会社の全株式取得
 - i. 本資産運用会社の株主の異動

本投資法人は、資産運用会社である株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズに運用を委託し、本資産運用会社独自のソーシングによる物件取得の機会を活用しながら、運用資産の着実な成長と安定的な収益の確保を図り、投資主価値の最大化を目指してきました。また、本資産運用会社の主要株主であるアセット・マネジャーズ株式会社及びその子会社であるアセット・インベスターズ株式会社との協働体制を作り上げ、両社からの多様な物件取得機会の確保を図ってきました。

今般、アセット・マネジャーズ株式会社は、同社の事業戦略の見直しに伴い、同社を除く本資産運用会社の株主から本資産運用会社の株式を譲り受けて本資産運用会社の発行済株式のすべてを一旦取得した上で、平成19年11月19日付で、本資産運用会社の発行済株式のすべてをラサールに譲渡しました。かかる譲渡の実行により本資産運用会社は、平成19年11月19日付でラサールの完全子会社となりました。

なお、上記の本資産運用会社の株式譲渡に伴い、本投資法人、本資産運用会社、アセット・マネジャーズ株式会社及びアセット・インベスターズ株式会社の間の平成17年7月15日付パイプラインサポート契約は、平成19年11月19日付で合意解約され、また、本投資法人、本資産運用会社及び株式会社エスコンの間の平成17年7月15日付開発物件情報及び土地情報の相互提供に関する覚書は、平成19年11月8日付で合意解除されました。

ii. 本資産運用会社の新しい商号

本資産運用会社は、ラサールの完全子会社となったことに伴い、平成19年11月19日付

で商号を「ラサール インベストメント アドバイザーズ株式会社」に変更しました。

iii. 本投資法人の新しい商号

本投資法人は、JLLグループとの協働関係を明確にする目的で、平成20年1月16日 開催の投資主総会において、商号を「ラサール ジャパン投資法人」に変更しました。

b. 資産の取得

本投資法人は、平成19年11月8日付で以下の資産の取得の決定を行い、第三者割当による新投資口の発行および資金の借入により調達した資金により、LIMの運用する私募ファンドである武蔵村山プロパティー特定目的会社および北神戸プロパティー特定目的会社から平成19年11月20日に取得しました。

以下の表における各記載事項に関する説明は、以下の注記に記載したものを除き、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの (イ) 信託受益権及び信託不動産の概要 f. 個別信託不動産の概要」をご参照下さい。

i. イオンモールむさし村山ミュー

物	勿件概要			鑑定評価サマリー (千円)				
	物件名		イオンモール むさし村山ミュー		鑑	定評価機関	シービー・リチャードエリス 株式会社	
	所在地	住居表示	東京都武蔵村山市榎一丁目 1番地3		価	[格時点	平成19年9月30日	
		地番	東京都武蔵村山市榎一丁目 1番3外2筆		鑑	定評価額	37, 300, 000	
	土地	権利形態	所有権			積算価格	31, 900, 000	
		地積 (m²)	137, 507. 50			土地価格	14, 900, 000	
		用途地域	工業地域			建物価格	17, 021, 712	
		容積率/建蔽率(%)	200/60			直接還元法による収益価格	37, 900, 000	
	建物	権利形態	所有権			DCF法による収益価格	37, 300, 000	
		用途	店舗・駐車場・映画館			割引率	3.9%	
		延床面積(m²)	137, 466. 97			最終還元利回り	4.1%	
				建	物料	犬況調査報告書の概況		
		構造・階数	鉄骨造陸屋根 5 階建		調査機関(注1)		①株式会社ハイ国際コンサル タント	
		建築時期	平成18年10月16日				②竹中工務店	
	取得価格 (百万円)		38, 400	調査時点		杏時占	①平成19年8月9日	
	取得日		平成19年11月20日				②平成19年9月18日	
賃	貸借の状	況(平成19年11月20日現在)			再調達価格 (千円)		15, 245, 600	
	賃貸可能	と面積(m²)	137, 466. 97		長期修繕費(11年)(千円)		75, 362	
	賃貸面積	責 (m²) (注2)	137, 466. 97	PML (%)		ML (%)	15. 2%	
	賃貸可能	上戸数	_	関係者		皆		
	賃貸戸数	女	_		不動産信託受託者		住友信託銀行株式会社	
	稼働率	(%)	100.0		PM会社		イオンモール株式会社	
	年間賃料総額(百万円)(注3)		1,968		マスターリース会社		_	
	敷金・傷	R証金等(円)(注 4)	1, 861, 961, 145		設	計者	株式会社フジター級建築士事 務所、株式会社竹中工務店東 京一級建築士事務所	
	マスターリース種別] [造設計者	株式会社フジター級建築士事 務所	
	テナント数		1		施	江者	フジタ・竹中建設共同企業体 (構成員:株式会社フジタ、 竹中工務店)	
	主なテナ	トント	イオンモール株式会社		確	認検査機関	ビューローベリタスジャパン 株式会社	

特記事項

該当事項はありません。

注記

- (注1) PML調査の調査機関は竹中工務店です。
- (注2) 賃貸可能面積のうち、平成19年11月20日現在効力を有するエンドテナントとの賃貸借契約に基づく面積を記載しています。
- (注3) 平成19年11月20日現在効力を有する賃貸借契約に基づく月額賃料収入(賃料・共益費・駐車場・駐輪場収入)を12倍した金額を記載しており、百万円未満は切り捨てています。
- (注4) 平成19年11月20日現在効力を有する賃貸借契約に規定する敷金 (敷引がある場合には敷引後の金額) 及び保証金の残高の合計額を記載しています。

ii. イオンモール神戸北

物	勿件概要		鑑定評価サマリー (千円)				
	物件名		イオンモール神戸北		金	監定評価機 関	シービー・リチャードエリス 株式会社
	所在地	住居表示	兵庫県神戸市北区上津台八 丁目2番地1		ſi	西格時点	平成19年9月30日
		地番	兵庫県神戸市北区上津台八 丁目2番1外5筆		金	監定評価額	18, 800, 000
	土地	権利形態(注1)	所有権及び賃借権			積算価格	18, 600, 000
		地積 (m²)	173, 565. 50			土地価格	3, 630, 000
		用途地域	準工業地域			建物価格	14, 962, 440
		容積率/建蔽率(%)	200/60			直接還元法による収益価格	19, 000, 000
	建物	権利形態	所有権			DCF法による収益価格	18, 800, 000
		用途	店舗・駐車場			割引率	4.3%
		延床面積(m²)	128, 031. 55			最終還元利回り	4.6%
		構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸 屋根地下1階付5階建	建	建物状況調査報告書の概況 調査機関(注 2) 調査時点		①株式会社ハイ国際コンサル タント ②竹中工務店
		建築時期	平成18年11月15日				
	取得価格	各(百万円)	19, 200				①平成19年8月10日
	取得日		平成19年11月20日	ING 11 CO VIC		利 <u>年</u> 47 ///	②平成19年9月18日
賃	貸借の状	況(平成19年11月20日現在)		再調達価格 (千円)		再調達価格(千円)	13, 441, 000
	賃貸可能	と面積(m²)	128, 031. 55	長期修繕費(11年)(千円)		長期修繕費(11年)(千円)	61, 137
	賃貸面稅	責 (m²) (注3)	128, 031. 55	PML (%)		PML (%)	9.9%
	賃貸可能	上戸数	_	関	係	者	
	賃貸戸数	女	_	_ A		不動産信託受託者	中央三井信託銀行株式会社
	稼働率 (%) 年間賃料総額 (百万円) (注4) 敷金・保証金等 (円) (注5)		100.0		PM会社		株式会社ジオ・アカマツ
			1, 157		,	マスターリース会社	_
			578, 820, 000		Ī	设計者	株式会社竹中工務店大阪一級 建築士事務所
	マスターリース種別		_		柞		株式会社竹中工務店大阪一級 建築士事務所
	テナン	、 数	1		施工者		竹中工務店
	主なテナント		イオンモール株式会社		石	確認検査機関	財団法人日本建築総合試験所

特記事項

該当事項はありません。

注記

- (注1) 本物件の土地の一部(2筆) は神戸市が所有し、不動産信託受託者が事業用転借地権設定契約に基づき転々借地権(満了日:平成38年2月28日) の設定を受けています。なお、当該土地の登記簿上の地目は公衆用道路(現状未供用)であり、当該土地の賃貸借契約が終了した場合、不動産信託受託者は借地上の道路施設の未整備部分について整備を行った上で返還する旨を合意しています。
- (注2) PML調査の調査機関は竹中工務店です。
- (注3) 賃貸可能面積のうち、平成19年11月20日現在効力を有するエンドテナントとの賃貸借契約に基づく面積を記載しています。
- (注4) 平成19年11月20日現在効力を有する賃貸借契約に基づく月額賃料収入(賃料・共益費・駐車場・駐輪場収入)を12倍した金額を記載 しており、百万円未満は切り捨てています。
- (注 5) 平成19年11月20日現在効力を有する賃貸借契約に規定する敷金 (敷引がある場合には敷引後の金額) 及び保証金の残高の合計額を記載しています。

c. 資産の譲渡(契約締結)

本投資法人は平成19年11月8日付で不動産信託受益権譲渡契約を締結しました。

i. 譲渡の概要

譲渡予定資産	不動産を信託する信託の受益権
物件名称	ホテル日航茨木 大阪
譲渡予定価格	2,600,000,000円(但し、譲渡経費、固定資産税、都市計画税、消費税等を除きます。)
売買契約締結日	平成19年11月8日
譲渡予定日	平成19年12月25日又は当事者が同年12月26日以降平成20年4月24日までの間で別途合意する日
譲渡予定先	株式会社アセット・オペレーターズ

ii. 譲渡予定資産の概要

11. 既次.		1 た貝座が幌安			
物件の名称		ホテル日航茨木 大阪			
特定資産の種類		不動産を信託する信託の受益権			
信託受託者	<u>.</u>	新生信託銀行株式会社			
信託期間の)満了日	平成26年3月31日			
所在地	住居表示	大阪府茨木市中穂積一丁目1番10号			
別土地	地番	大阪府茨木市中穂積一丁目2番8外4筆			
用途		ホテル・駐車場			
構造		鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付8階建			
工体	土地	7, 168. 66 m ²			
面積	建物	17, 652. 11 m²			
正大形能	土地	所有権			
所有形態 建物		所有権			
竣工年月日	1	平成4年5月31日			
取得年月日	1	平成18年3月28日			
取得価格		2,510,000,000円			
	鑑定価格	2,530,000,000円			
価格調査	価格時点	平成19年10月15日			
鑑定機関		大和不動産鑑定株式会社			
賃貸可能面積		17, 652. 11 m²			
賃貸面積		17,652.11㎡ (平成19年10月末日時点)			
稼働率		100% (平成19年10月末日時点)			
テナント数	<u>——</u>	1			
主なテナン		株式会社アセット・オペレーターズ			

iii. 譲渡予定先の概要

商号	株式会社アセット・オペレーターズ
本店所在地	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
代表者	代表取締役 杉浦 康夫
資本の額	4億円(平成19年10月末日現在)
大株主	アセット・インベスターズ株式会社
主な事業の内容	宿泊業
本投資法人又は投資信託委 託業者との関係	譲渡予定先の株式会社アセット・オペレーターズは、投信法上の利害関係人等(投信法第201条第1項)に該当するほか、本資産運用会社の議決権の10%以上を保有している株主が過半数以上の議決権を有する会社であることから、本資産運用会社の社内規程に定める利害関係者にも該当します。

d. 第三者割当による新投資口の発行

平成19年11月8日開催の投資法人役員会において、第三者割当による新投資口発行が決定され、平成19年11月19日に払込みが完了しました。

新投資口発行要領

発行新投資口数 57,000口

・払込金額(発行価額) 1口当たり金400,000円

・割当先及び投資口数

割当先の氏名又は名称	払込金額(円)	割当口数(口)
倫敦プロパティー特定目的会社	12, 000, 000, 000	30,000
エウロペプロパティー特定目的会社	3, 800, 000, 000	9, 500
タムウィールヴュー・ソシエテ・アノニム	2, 400, 000, 000	6,000
スタンダード・チャータードーイスティスマー・アジア・リアル・エステート・オポチュニティー・ファンド I ピーティーイー・リミテッド	2, 400, 000, 000	6, 000
ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店	2, 200, 000, 000	5, 500

[・]新投資口募集事務受託者 UBS証券会社

e. 資金の借入れ

本投資法人は平成19年11月20日に下記の借入れを行いました。

1 1000 100 1				
借入先	株式会社三井住友銀行			
借入金額	362億円			
利率等	1.61917% (変動金利)			
借入実行日	平成19年11月20日			
返済期日	平成20年11月20日			
返済方法	返済予定期日における一括弁済			
担保	「イオンモールむさし村山ミュー」、「イオンモール神戸北」の計2物件に係る不動産 信託受益権に第一順位の質権を設定します。			

(2) 【投資法人の目的及び基本的性格】

① 投資法人の目的及び基本的性格

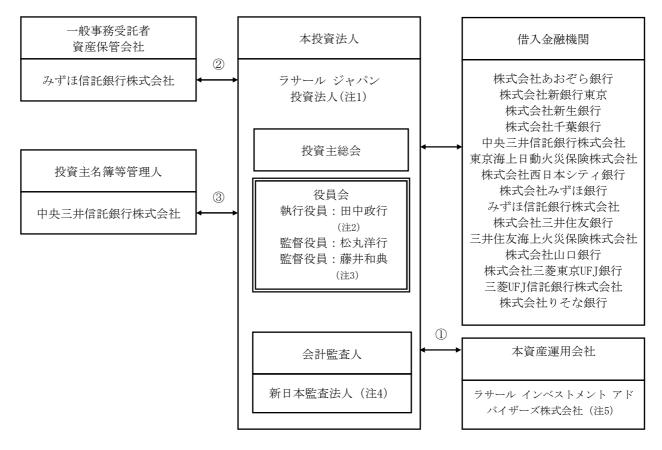
本投資法人は、中長期にわたる安定的な収益の確保及び運用資産の着実な成長を図ることを目標とし、主として後記「2 投資方針 (2)投資対象 ① 投資対象とする資産の種類」に記載する不動産等 (規約別紙1第2項(1)に規定される特定資産をいいます。以下同じです。)及び不動産等を主たる投資対象とする不動産対応証券等 (規約別紙1第2項(2)に規定する特定資産をいいます。以下同じです。)(以下「不動産対応証券等」といいます。)の特定資産(投信法第2条第1項に掲げる資産をいいます。以下同じです。)に投資して運用を行います。

② 投資法人の特色

本投資法人は、投信法に基づき、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的とします。本投資法人が発行する投資証券(以下「本投資証券」といいます。)は、投資主の請求による払戻しが認められないクローズド・エンド型です。本投資法人の資産運用は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「金商法」といいます。)上の金融商品取引業者であるラサール インベストメント アドバイザーズ株式会社にすべて委託してこれを行います。

(3) 【投資法人の仕組み】

① 本投資法人の仕組図



- ① 資産運用委託契約
- ② 一般事務委託契約/資産保管業務委託契約
- ③ 名義書換事務委託契約
- (注1) 平成20年1月16日付で、イーアセット投資法人からラサール ジャパン投資法人に商号変更しました。
- (注2) 平成19年7月31日付で、深田武寛が執行役員を辞任したことに伴い、同年8月1日付で執行役員に就任しました。
- (注3) 平成20年1月16日開催の投資主総会において、監督役員に選任されました。
- (注4) 平成20年1月16日開催の投資主総会において、会計監査人に選任されました。
- (注5) 平成19年11月19日付で、株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズからラサール インベストメント アドバイザーズ株式会社に商 号変更しました。

② 本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称、運営上の役割及び関係業務の概要

運営上の役割	名称	関係業務の概要
投資法人	ラサール ジャパン投資法人	規約に基づき、投資主より払い込まれた資金等を、主として
		不動産等及び不動産対応証券等に投資することにより運用を行
		います。
資産運用会社	ラサール インベストメント	本投資法人との間で平成17年5月2日付の資産運用委託契約
	アドバイザーズ株式会社	を締結しています。
		投信法上の資産運用会社として、同契約に基づき、本投資法
		人の規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、資産の運用
		に係る業務を行います(投信法第198条第1項)。
		本資産運用会社に委託された業務の内容は、①本投資法人の
		資産の運用に係る業務、②本投資法人の資金調達に係る業務、
		③本投資法人への報告業務及び④その他本投資法人が随時委託
		する上記①から③に関連し又は付随する業務です。
一般事務受託者	みずほ信託銀行株式会社	本投資法人との間で平成17年5月2日付の一般事務委託契約
資産保管会社		及び資産保管業務委託契約をそれぞれ締結しています。
		投信法上の一般事務受託者(投信法第117条第4号、第5号
		及び第6号)として、一般事務委託契約に基づき、①本投資法
		人の役員会の運営に関する事務、②計算に関する事務、③会計
		帳簿の作成に関する事務及び④納税に関する事務を行います。
		また、投信法上の資産保管会社として、資産保管業務委託契
		約に基づき、本投資法人の保有する資産の保管に係る業務を行
		います(投信法第208条第1項)。
投資主名簿等管理人	中央三井信託銀行株式会社	本投資法人との間で平成17年5月2日付の名義書換事務委託
		契約を締結しています。
		投信法上の一般事務受託者(投信法第117条第2号及び第3
		号。ただし、投資法人債に係るものを除きます。)として、名
		義書換事務委託契約に基づき①投資主名簿の作成及び備置きそ
		の他の投資主名簿に関する事項、②本投資証券の発行に関する
		事務、③投資主に対して分配をする金銭の支払に関する事務、
		④機関の運営に関する事務及び⑤投資主の権利行使に関する請
		求その他の投資主からの届出の受付に関する事務等を行いま
		す。

(4) 【投資法人の機構】

① 投資法人の統治に関する事項

(イ)機関の内容

本投資法人の執行役員は2名以内、監督役員は3名以内(ただし、執行役員の数に1を加えた数以上とします。)とされています(規約第16条)。

本書の日付現在、本投資法人の機関は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執 行役員1名、監督役員2名、執行役員及び監督役員を構成員とする役員会並びに会計監査人 により構成されています。

a. 投資主総会

投信法又は規約により定められる本投資法人に関する一定の事項は、投資主により構成される投資主総会にて決定されます。投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合の他、出席した投資主の議決権の過半数でこれを行います(規約第12条第1項)が、規約の変更(投信法第140条)等一定の重要事項については、発行済投資口の総数の

過半数に当たる投資口を有する投資主が出席し、その議決権の3分の2以上による決議 (特別決議)を経なければなりません(投信法第93条の2第2項)。ただし、投資主が投 資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に 提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の 議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなしま す(投信法第93条第1項、規約第13条第1項)。

本投資法人の資産運用の対象及び方針は、本投資法人の規約に定められています(規約別紙1「資産運用の対象及び方針」)。かかる規約中に定められた資産運用の方針及び基準を変更する場合には、上記の通り投資主総会の特別決議による規約の変更が必要となります。

本投資法人の投資主総会は、原則として、2年に1回開催されます(規約第10条第1項)。

また、本投資法人は、本資産運用会社との間で資産運用委託契約を締結し、本投資法人の資産の運用に係る業務を委託しています。本資産運用会社が資産運用委託契約を解約するためには本投資法人の同意を得なければならず、執行役員はかかる同意を与えるために原則として投資主総会の承認を得ることが必要となります(投信法第205条)。また、本投資法人が資産運用委託契約を解約する場合にも原則として投資主総会の決議が必要です(投信法第206条第1項)。

b. 執行役員、監督役員及び役員会

執行役員は、本投資法人の業務を執行するとともに、本投資法人を代表して本投資法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有しています(投信法第109条第1項、第5項、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)(以下「会社法」といいます。)第349条第4項)。ただし、本資産運用会社からの資産運用委託契約の解約への同意、投資主総会の招集、一般事務受託者への事務委託、資産運用委託契約又は資産保管委託契約の締結その他投信法に定められた一定の職務執行については、役員会の承認を得なければなりません(投信法第109条第2項)。監督役員は、執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています(投信法第111条第1項)。また、役員会は、一定の業務執行に関する上記の承認権限を有する(投信法第109条第2項)他、投信法及び規約に定める権限並びに執行役員の職務執行を監督する権限を有しています(投信法第114条第1項)。役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがない限り、その構成員の過半数が出席の上、出席者の過半数の議決をもって行います(投信法第115条第1項、会社法第369条第1項、規約第20条)。

投信法の規定(投信法第115条第1項、会社法第369条第2項)において、決議について 特別の利害関係を有する執行役員又は監督役員は決議に参加することができないこと及び その場合には当該執行役員又は監督役員の数は出席した執行役員及び監督役員の数に算入 しないことが定められています。

執行役員又は監督役員は、その任務を怠ったときは、本投資法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負いますが(投信法第115条の6第1項)、本投資法人は、投信法の規定(投信法第115条の6第7項)により、規約をもって当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員会の決議により、上記賠償責任を法令の限度において免除することができるとしています(規約第24条)。

c. 会計監査人

本投資法人は、新日本監査法人を会計監査人に選任しています。会計監査人は、本投資法人の計算書類等の監査を行う(投信法第115条の2第1項)とともに、執行役員の職務執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他法令で定める業務を行います(投信法第115条の3第1項等)。

なお、平成19年7月31日までみすず監査法人が会計監査人を務めていましたが、同日付で辞任したため、投資法人役員会にて、平成19年8月1日からの一時会計監査人として新日本監査法人を選任し、更に平成20年1月16日開催の投資主総会において同監査法人を会計監査人に選任しました。

(ロ) 内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続

本投資法人は、職務執行の意思決定及び執行役員に対する監督機関として役員会が十分に機能し、執行役員が本投資法人のために忠実にその職務を遂行するよう努めています。本投資法人の定時役員会は、原則として3か月に1回以上開催され、執行役員は、役員会において、本資産運用会社、一般事務受託者及び資産保管会社の業務執行状況、法令違反行為がある場合におけるその事実と状況等を報告するものとされています。

本投資法人では、本投資証券の上場以降、役員会は平均して毎月1回以上開催されており、その都度、前回の役員会開催以降の本資産運用会社の主な業務執行に関する報告のほか、執行役員の役員会決議事項に係る執行状況の報告、その他執行役員が報告すべきと判断した事項について、口頭又は書面による報告を受けています。また、役員会には、議案に応じて本資産運用会社の担当部が同席し、監督役員が必要とする質問に適切に回答ができるよう、詳細な報告を受けることができる体制としています。これらの報告を通じて、適切な業務執行状況が確保されるよう努めています。

監督役員は、執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています(投信法第111条第1項)。監督役員の数は、執行役員の数に1を加えた数以上とし(投信法第95条第2号)、監督役員の役員会における構成が常に執行役員を上回ることとして監督役員の牽制機能の有効性を保っています。

(ハ) 内部管理、監督役員による監督及び会計監査との相互連携

a. 監督役員による監督

各監督役員は、本投資法人の役員会において、執行役員から業務執行状況、本資産運用会社による資産運用状況、コンプライアンス及びリスクに関する事項について報告を受け、必要に応じて役員会に臨席する本資産運用会社の役職員にこれらの事項につき報告を求めます。

また、監督役員は、いつでも執行役員、一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社に対して、投資法人の業務及び財産の状況に関する報告を求め又は必要な調査をすることができます(投信法第111条第2項)。

b. 監督役員と会計監査人との連携

会計監査人は、執行役員の職務執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告を行います(投信法第115条の3第1項等)。

また、会計監査人は、決算期毎に本投資法人の計算書類等の監査を行い、これらの承認を付議する役員会に先立ち監査報告会を開催し、監査内容を執行役員に報告しており、執行役員は、監査内容について監督役員に報告し、必要に応じて監督役員が対応等について報告を求めるものとしています。

(二) 本投資法人による関係法人に対する管理体制の整備の状況

a. 本資産運用会社への牽制等

本投資法人と本資産運用会社との間で締結された資産運用委託契約においては、本資産運用会社は、規約の基準に従って運用ガイドラインを作成し、当該運用ガイドラインに従って委託業務を遂行することとされています。また、同契約上、本資産運用会社は、投信法に従い、委託業務に関して3か月に1回以上報告書を作成し、本投資法人に対し交付することとされているほか、利害関係者との取引については、利益相反取引に関して規制する内部規則を定める義務を負っており、当該内部規則の定めに従い、外部専門家を含むリスク管理・コンプライアンス委員会の審議・全員一致による決議を経てから取引を行っています。

b. 資産保管会社への牽制等

本投資法人と資産保管会社との間で締結された資産保管委託契約においては、投信法第209条、同209条の2に定める義務に加えて、資産保管会社が委託事務を遂行するにあたっては、資産保管会社の固有財産等との分別保管や、委託業務の処理状況について、本投資法人へ報告することなどを、資産保管会社の義務として定めています。本投資法人では、当該契約に基づいて、3か月に1回、委託業務の処理状況に係る報告を受領しています。

また、本資産運用会社からの資産運用委託契約に関わる各種指図等について、毎月次毎に、すべての指図結果を本資産運用会社へフィードバックすることにより、指図の結果確認を実施しています。

c. 一般事務受託会社への牽制等

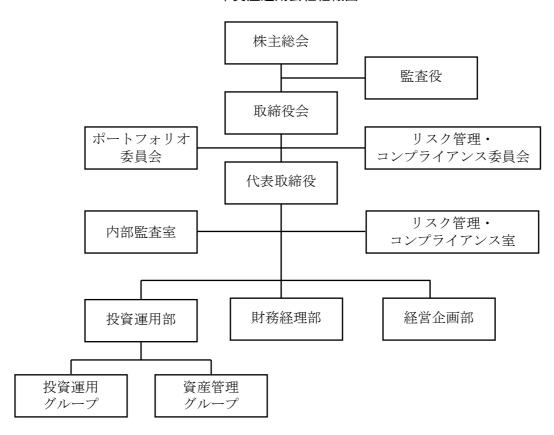
本投資法人と一般事務受託会社との間で締結された、それぞれの一般事務受託委託契約においては、投信法第118条に定める義務及び同119条に定める責任に加えて、一般事務受託会社が委託事務を遂行するにあたって負う一定の報告義務や賠償責任を定めており、かつ、その業務執行状況を監視するための体制を維持しています。

特に、会計に関する事務については、毎月次において、前月までの会計帳簿を本資産運用会社へフィードバックすることにより、本投資法人の運用結果が正しく反映されているか確認を実施しています。

② 投資法人の運用体制

前記の通り、本投資法人の資産運用は、本資産運用会社に委託して行います。本資産運用会社の組織及びそれぞれの業務の概略は、以下の通りです。

本資産運用会社組織図



本資産運用会社は、上記組織の下、本投資法人より委託を受けた資産運用業務を行います。 本資産運用会社の各種業務は、投資運用部、財務経理部、経営企画部、リスク管理・コンプライアンス室、内部監査室の各部署に分掌され、投資運用部、財務経理部及び経営企画部については担当の取締役部長が、リスク管理・コンプライアンス室、内部監査室については代表取締役社長がそれぞれ統括します。

また、資産の運用に関する審議を行う機関としてポートフォリオ委員会を、リスク管理及び コンプライアンスに関する審議を行う機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を設置 しています。

(イ) 本資産運用会社の各組織の業務の概要

各組織の主な業務は以下の通りです。

	ノ土な耒務は以下の通りです。					
部署名	分掌業務					
投資運用部	a. 投資運用グループ					
	・経済動向・不動産マーケットの調査、それに基づく立案業務					
	・不動産等(信託不動産を含む。以下同じ。)の管理運用方針及び計画の策定 ・不動産等の購入、売却の立案及び実行に関する業務 ・ポートフォリオ委員会、物件会議事務局に関する業務 ・その他、上記に付随・関連する業務					
	資産管理グループ					
	不動産等に関する賃貸借管理業務					
	・不動産管理会社(PM)の監督・折衝に関する業務					
	・建物の修繕、リニューアルに関する業務					
	・有限会社ARMリーシング(後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ③ その他投資資産の					
	主要なもの (イ)信託受益権及び信託不動産の概要 f. 個別信託不動産の概要 v.					
	関係者 (ii)」をご参照下さい。)が賃借する建物の建物管理、転借人募集に係る第三					
	者への委託契約の締結並びに義務の履行に関する助言					
	・その他、上記に付随・関連する業務					
経営企画部	・各関与者の監督・折衝に関する業務(投資運用部、財務経理部で担当する関与者を除く。)					
	・役員会の運営に関する業務					
	・リスク管理・コンプライアンス委員会事務局に関する業務					
	・システム開発、保守に関する業務					
	・投資主総会の運営に関する業務					
	・経営方針案策定等経営企画全般に関する業務(投資法人期間運用計画の編成、本資産運用会					
	社の予算編成)					
	・苦情処理に関する業務					
	・IR関連業務					
	ディスクロージャー関連業務					
	・株主総会及び取締役会の運営に関する業務					
	・備品購入、体制の整備に関する業務					
	・人事、労務面の管理業務					
II I 7/m/cr eril der	・その他、上記に付随・関連する業務					
財務経理部	・本投資法人全体及び物件取得時の財務戦略の構築及び実行に関する業務					
	・運用実績・事業収支の分析・検討に関する業務					
	・財務戦略(借入金・社債・増資等)に関する関与者の監督・折衝に関する業務					
	・余資の運用業務(有価証券の購入、売却の立案及び実行に関する業務)					
	・投資法人の入出金管理業務(投資運用部で担当する箇所を除く。)					
	・投資法人の決算・配当業務及び納税業務					
	・本資産運用会社の経理業務					
	・有限会社ARMリーシングが賃借する建物に関する転借人からの賃料等の入金管理、転借人					
	に係る敷金・保証金管理					
リッカ佐畑	・その他、上記に付随・関連する業務					
リスク管理・コンプライア	・コンプライアンスプログラムの策定、進捗状況の確認					
ンス室	・教育、啓蒙に関する計画の策定、実行					
	・コンプライアンス案件に対する判断					
	・リスク管理・コンプライアンス遵守状況の情報収集、対応策の検討、改善指示 ・各種契約の精査					
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
内部監査室	・大部にも、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには					
ドリ司監査主						
	・内部監査報告における指摘事項実施状況の確認					

(口)委員会

各委員会の概要は以下の通りです。

a. ポートフォリオ委員会

委員	代表取締役社長(委員長)取締役投資運用部長、社外有識者(注1)			
審議内容	・運用ガイドラインの審議及び決議			
	・期間運用計画書、物件別事業計画書、個別資産取得計画及び個別資産売却計画の審議及び決			
	議			
	・運用管理規程の審議及び決議			
	・市況の変動等に伴うリスク状況の把握とパフォーマンス評価及び運用結果に関する審議及び			
	決議			
	・財務戦略の基本方針の審議及び決議			
	・その他、上記に付随・関連する事項			
審議方法等	・定足数は、全委員の過半数とする。			
	・決議方法は、出席委員の過半数とする。ただし、一定の事項(注2)については社外有識者			
	の賛成を要する。			

- (注1) 本書の日付現在、社外有識者は、不動産金融工学に精通し、不動産鑑定士の資格を有する専門家(1名)です。
- (注2) 社外有識者の賛成を要する事項は、以下の通りです。
 - ・ ポートフォリオ全体に関する方針の変更をしようとするとき
 - ・ 物件毎の立地特性及び地域性を考慮して投資基準に満たない規模の物件を取得しようとするとき
 - ・ 個別PML値が基準に満たない場合で、取得時点で耐震補強工事が未実施の場合であっても、取得後に工事実施が可能で、当該物件の取得後のポートフォリオPMLが10%を超えない物件を取得しようとするとき

「PML (Probable Maximum Loss)」値とは、地震による予想最大損失率を意味します。PML値は、個別建築物に関するものと、ポートフォリオに関するものに分けられます。PML値についての統一された厳密な定義はありませんが、本書においては、想定した予定使用期間(50年=一般的建物の耐用年数)中に想定される最大規模の地震(475年に一度起こる大地震=50年間に起こる可能性が10%の大地震)によりどの程度の被害を被るかを、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率(%)で示したものを意味します。

・ 利害関係者 (後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 利益相反 対策ルール ②利害関係者」に定義されます。以下同じです。) との取引

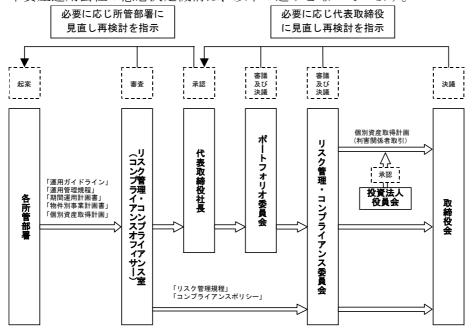
b. リスク管理・コンプライアンス委員会

委員(注1)	コンプライアンス・オフィサー (委員長) 、取締役及び社外有識者 (注2)				
審議内容	・会社業務全体における法令等遵守状況等及び業務遂行状況等の審議及び決議				
	・ポートフォリオ委員会で決議された事項の審議及び決議				
	・リスク管理規程及びコンプライアンス・ポリシーの審議及び決議				
	・コンプライアンス・マニュアルの制定・改廃の審議及び決議				
	・利害関係者との取引に係る事項の審議及び決議				
	・会社経営上の関連法令、業務運営上の関連法令及び社会的規範等から発生するリスクに関す				
	る事項の審議及び決議				
	・取締役会付議事項に関する法令等遵守状況の事前確認				
	・特に取締役会から諮問された事項及び上記に付随・関連する事項の審議及び決議				
審議方法等	・定足数は、全員出席とする。				
	・決議方法は、全会一致とする。				

- (注1) リスク管理・コンプライアンス委員会の委員は、ポートフォリオ委員会の委員を兼任することができません。
- (注2) 本書の日付現在、社外有識者は、コンプライアンスに精通し、弁護士の資格を有する専門家(1名)です。

③ 投資運用の意思決定機構

本資産運用会社の意思決定機構は、以下の通りとなっています。



(イ) 本投資法人の資産の運用に係る投資方針の決定を行う社内組織に関する事項

a. 運用体制に関する規程体系

本資産運用会社は、本投資法人から一任を受けた運用会社として、本投資法人の資産の 運用に関する基本的な考え方に関して、規約に沿って「運用ガイドライン」を作成し、基 本方針、取得方針、物件調査方針、外部委託者の選定方針を含む運用及び維持管理の方針、 売却方針、財務方針、情報管理及び開示方針、利害関係者との取引方針等について定めて います。また、運用担当者の行動基準として「運用管理規程」を作成し、期間運用計画書 の内容及び策定方法、期間運用計画書に基づいた資産運用の具体的な実施手続等について 定めます。更に、「リスク管理規程」及び「コンプライアンスポリシー」を作成し、適切 な運用体制の確保を図ります。

b. 運用体制に関する規程の制定・変更手続

運用体制に関する規程のうち、「運用ガイドライン」及び「運用管理規程」は、投資運用部において、「リスク管理規程」及び「コンプライアンスポリシー」は、リスク管理・コンプライアンス室において、それぞれ経営企画部と協議の上立案されます。

このうち、「運用ガイドライン」及び「運用管理規程」については、リスク管理・コンプライアンス室による審査の後(審査の結果、問題が発見された場合には起案部署に差し戻します。)、代表取締役社長の承認を仰ぎます(承認しない場合には起案部署に差し戻します。)。代表取締役社長が各規程を承認した場合、当該各規程はポートフォリオ委員会において審議され、決議された後、リスク管理・コンプライアンス委員会において審議され、決議を経た上(審議の結果、問題点があると判断された場合には、代表取締役社長に差し戻します。)、取締役会において決議されることにより制定・変更されます。当該決議の後、代表取締役社長は本投資法人の役員会への報告を要します。

また、「リスク管理規程」及び「コンプライアンスポリシー」については、リスク管理・コンプライアンス委員会において審議され、決議を経た上で、取締役会において決議されることにより制定・変更されます。

(ロ) 本投資法人の資産の運用を行う部門における運用体制

a. 期間運用計画書に関する事項

本資産運用会社は、「運用管理規程」に基づき「期間運用計画書」及び「物件別事業計画書」を本投資法人の営業期間毎に作成し、投資運用部長が起案します。

「期間運用計画書」及び「物件別事業計画書」は、リスク管理・コンプライアンス室による審査の後(審査の結果、問題が発見された場合には起案部署に差し戻します。)、代表取締役社長の承認を仰ぎます(承認しない場合には起案部署に差し戻します。)。代表取締役社長が各計画書を承認した場合、当該各計画書はポートフォリオ委員会において審議され、決議を議され、決議された後、リスク管理・コンプライアンス委員会において審議され、決議を経た上(審議の結果、問題点があると判断された場合には、代表取締役社長に差し戻します。)、取締役会において決議され、作成されます。

「期間運用計画書」及び「物件別事業計画書」は、爾後投資法人役員会に報告され、本投資法人の年度予算に反映されます。

「期間運用計画書」及び「物件別事業計画書」は、本投資法人の営業期間毎に見直しを 行うこととしますが、計画書期間中に変更が生じた場合には、取締役会は投資運用部長に 対し「変更計画書」の作成を指示し、「期間運用計画書」及び「物件別事業計画書」と同 様の手続で制定されます。

投資運用部は、取締役会で決定された「期間運用計画書」及び「物件別事業計画書」に 従って、資産の売買及び資産の運用を行います。

b. リスク管理に関する事項

本資産運用会社は、「リスク管理規程」に基づき、資産運用業務に内包された各種リスクを認識し、適正な業務遂行に努めるものとします。

リスク管理方法については、リスクの種類に応じて、当該リスク毎に「リスク管理規程」に定めるリスク管理基本方針により適切な対応を図るものとし、リスク管理・コンプライアンス室がこれを行い、重要な事項については速やかに、また、一般的な事項については定期的にリスク管理・コンプライアンス委員会に報告し、審議されるものとします。また、リスク管理状況を把握するために内部監査室は監査を実施し、実効性の確認を実施します。

c. 資産の取得及び売却に関する事項

投資運用部は、資産の取得のために、「運用ガイドライン」の物件選定方針及び物件調査方針に基づき、投資適格物件を選定し、「個別資産取得計画」を策定し、起案します。

「個別資産取得計画」は、リスク管理・コンプライアンス室による審査の後(審査の結果、問題が発見された場合には起案部署に差し戻します。)、代表取締役社長の承認を仰ぎます(承認しない場合には起案部署に差し戻します。)。

代表取締役社長が、「個別資産取得計画」を承認した場合、ポートフォリオ委員会の審議を経て、決議された後、リスク管理・コンプライアンス委員会において審議・決議の上 (審議の結果、問題点があると判断された場合には、代表取締役社長に差し戻します。)、取締役会へ上程し、取締役会において決議されます。

なお、「個別資産取得計画」において、「利害関係者取引規程」に定める利害関係者取引が発生する場合は、取締役会への上程に先立ち、投資法人役員会の承認を必要とします (承認しない場合には代表取締役に差し戻します。)。

また、資産の売却においては、「運用ガイドライン」の売却方針に基づき、資産の取得の手続と同様の手続で決議されます。

④ 投資運用に関するリスク管理体制

本投資法人及び本資産運用会社は、後記「3 投資リスク」に記載の内容が本投資法人が負担する投資リスクであることを認識しており、その上でこのようなリスクに最大限対応できるよう以下のリスク管理体制を整備しています。

(イ) 運用管理規程及び運用ガイドライン

本資産運用会社は、法令等の遵守、忠実義務等の本資産運用会社の基本的義務、資産管理計画書の策定並びに運用資産の取得、管理及び処分に関する事項等を定める運用管理規程及び、本投資法人の規約の基準に従って運用ガイドラインを作成し、投資方針、分配方針、開示の方針等の投資運用に関する基本的な考え方について定めています。本資産運用会社は、社内手続において、運用管理規程及び運用ガイドラインに合致しているか審議・確認を行い、同規程及びガイドラインを遵守することにより投資運用に係るリスクの管理に努めています。

(口) 組織体制

本資産運用会社は、投信法及び会社法に規定される意思決定機関に加えて、独自の機関として、外部専門家を含む委員からなるポートフォリオ委員会を設置し、運用方針並びに資産の取得、処分及び運用管理に関する事項を審議及び決議することとしています。利害関係者取引、ポートフォリオ全体に関する方針の変更等については、外部専門家の賛成を要するものとし、投資運用の透明性を確保しています。更に、本資産運用会社は、外部専門家を含む委員からなるリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、利害関係者との取引に該当する取引等の事項や、業務運営上の関連法令及び社会的規範等から発生するリスクに関する事項等について、リスク管理・コンプライアンス委員会の審議及び全会一致の決議を経ることが要求される等、複数の会議体による様々な観点からリスクが検討される体制を備えています。

(ハ) 内部者取引規程

本資産運用会社では、内部者取引の管理等に関する規程を定めており、役職員が、その業務に関して取得した未公表の法人関係情報の管理及び役職員の服務等について定め、適正な業務運営を行うものとしています。

本資産運用会社は、法人関係情報の適切な管理を行うため法人関係情報管理責任部署をリスク管理・コンプライアンス室と定め、本資産運用会社退職後1年を経過するまでの間は、本投資法人の投資口の売買等を行わない旨の誓約書を取得し、本資産運用会社の役職員等によるインサイダー類似取引の防止に努めています。

(ニ) コンプライアンス規程

本資産運用会社は、法令等を遵守して運用資産の運用を行うことを確保するため、コンプライアンス規程を制定しており、適切な運用業務の確保に努めています。本資産運用会社は、同規程に基づき、コンプライアンス・マニュアルを取締役会により整備し、コンプライアンス・マニュアルに則り、コンプライアンス・オフィサーは、課題の洗い出しを行い、良好なコンプライアンス態勢を実現するための具体的かつ全社的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムの原案を策定し、取締役会承認の上で、定められたスケジュールに基づき、コンプライアンス・オフィサーが定期的な研修の実施及び社内規程の整備・改廃の管理を実施しています。

(ホ) 内部監査規程及び自己検査内規

本資産運用会社は、本資産運用会社における内部監査についての基本的事項を定め、これを適切に運用することにより、経営の合理化・効率化と業務の適正な遂行を図るとともに、あわせて監査役の行う監査の円滑な遂行に寄与し、本資産運用会社の健全な発展に資することを目的として、内部監査規程を制定しています。本資産運用会社は、当該規程に基づき内

部監査を実施することにより、リスクを把握、管理し、その軽減に努めます。内部監査の実施のため社長直轄の組織である内部監査室を置き、内部監査室における監査責任者を内部監査室長としています。

また、本資産運用会社は、内部監査を補足する役割を果たすものとして自己検査を導入しています。自己検査の結果を利用することにより、内部監査の有効性・効率性の向上を図ることを目的として、原則として四半期に1度実施しています。

(へ) リスク管理規程

本資産運用会社は、リスク管理の基本方針、リスクの種類・管理方法及び管理運用体制について定めるリスク管理規程を制定しています。当該規程に基づき、本資産運用会社の各部において、業務毎のマニュアルを整備するとともに、代表取締役又は取締役会への報告フローを整備し、リスクの早期の把握及び適切な管理に努めています。

(5) 【投資法人の出資総額】

(本書の日付現在)

出資総額	53, 284, 000, 000円
発行可能投資口総口数	2, 000, 000 □
発行済投資口総数	120, 500 □

最近5年間における出資総額及び発行済投資口総数の増減は、以下の通りです。

年月日	摘要	発行済投資口総数 (口)		出資総額 (百万円)		備考
		増減	残高	増減	残高	
平成17年5月2日	私募設立	200	200	100	100	(注1)
平成17年9月6日	公募増資	58, 300	58, 500	27, 984	28, 084	(注2)
平成17年10月4日	第三者割当増資	5,000	63, 500	2, 400	30, 484	(注3)
平成19年11月19日	第三者割当増資	57, 000	120, 500	22, 800	53, 284	(注4)

- (注1) 1口当たり発行価格500,000円にて本投資法人が設立されました。
- (注2) 1 口当たり発行価格500,000円(引受価額480,000円)にて物件の取得資金等の調達を目的として公募により新投資口を発行しました。
- (注3) 1口当たり発行価格480,000円にて物件の取得資金等の調達を目的として第三者割当により新投資口を発行しました。
- (注4) 1 口当たり発行価格400,000円にて物件の取得資金等の調達を目的として第三者割当により新投資口を発行しました。

(6) 【主要な投資主の状況】

平成19年10月31日現在における主要な投資主は以下の通りです。

氏名又は名称	住所	所有投 資口数 (口)	発行済投資 口に対する 所有投資口 数の割合 (注) (%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	5, 416	8. 52
シージーエムエル アイピー ビー カスタマー コラテラル アカウント (常任代理人 シ ティバンク銀行株式会社)	連合王国、ロンドンE14 5 LB、カナリーウォーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター (CITIGROUP CENTRE, CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB) (常任代理人:東京都品川区東品川二丁目3番14号)	5, 415	8. 52
日興シティ信託銀行株式会社 (投信口)	東京都品川区東品川二丁目 3 番14号	4, 554	7. 17
アセット・マネジャーズ株式会 社	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号	2,700	4. 25
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2, 244	3. 53
ゴールドマン・サックス・イン ターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株 式会社)	連合王国、ロンドンEC4A 2BB、フリート・ストリート133 (133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K) (常任代理人:東京都港区六本木六丁目10番1号)	1,849	2. 91
アメリカン ライフ インシュ アランス カンパニー ジーエ イーエル (常任代理人 シティ バンク銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	1, 748	2. 75
エイアイジー・スター生命保険 株式会社一般勘定(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	東京都墨田区太平四丁目 1 - 3 (東京都品川区東品川二丁目 3 番14号)	1,730	2. 72
ジェーピー モルガン チェース バンク 385067 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	連合王国、ロンドンE C 2 P 2 H D、コールマン・ストリート、ウールゲート・ハウス(WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND) (常任代理人:東京都中央区日本橋兜町6番7号)	1, 347	2. 12
株式会社七十七銀行	宮城県仙台市青葉区中央三丁目3番20号	1,000	1. 57
合計		28,003	44. 09

⁽注)発行済投資口の総数に対する所有投資口数の割合は、小数第2位未満を切り捨てて記載しています。

2【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

本投資法人は、主として不動産等及び不動産対応証券等を投資対象とします。投資及び資産 運用に際しては、投資主価値の最大化を実現させるべく、中長期にわたる安定的な収益の確保 及び運用資産の着実な成長を図ることを目的とします。また、ポートフォリオにおける運用資 産の用途が集中することによるリスクを軽減させる目的で、オフィス、商業施設等及び住居の 3つに用途を分類し、それぞれの用途毎に適切な投資を実施します(規約別紙1)。

(イ)総合型ポートフォリオの追求

適切なポートフォリオバランスの確保

本投資法人は、投資対象の用途及び投資地域について限定的なアプローチを排し、投資対象を分散させた総合型ポートフォリオの構築を追求します。これにより、成長性を確保し、運用資産残高の伸長を追求し、中長期的に安定的な収益の確保を図るとともに、投資主価値の最大化を目指します。

不動産市場は、マクロ経済の影響を受けつつも、オフィス、商業施設等、住居という、用途毎に異なる特性と市場を有しているため、需給状況も用途毎に異なる傾向があります。したがって、本投資法人は、特定の用途に限定することなく、かかる傾向を分析しつつ、用途の異なる投資対象に幅広く柔軟に分散投資することにより、中長期的に安定的な収益を確保できると考えています。

投資地域についても、分散を図ることにより、特定地域の経済情勢や不動産市況による影響がポートフォリオとして平準化されるだけでなく、地震リスクの軽減にも寄与するものと考えています。本投資法人は、東京を中心とする首都圏(注)が最も地域経済の基盤が強固であると認識しており、主要な投資対象地域と捉えています。更に、首都圏以外の地域においても、その地域毎に一定の経済規模を有していることや、今後の都市基盤整備の進展に伴い、成長が期待される地域も存在することから、一定の割合で投資を行います。

本投資法人は、このような分散投資に際して、やみくもに用途及び投資地域の分散を図るのではなく、ポートフォリオ全体のバランスを判断して投資を行います。基本方針を実現できるポートフォリオバランスは刻々と変化しますが、本投資法人は、投資対象の用途の特性やその市場、更には地域の分析を行うことにより、適切と考えるポートフォリオの構築を随時検討し、ポートフォリオバランスを適切に保つ上で必要と考える投資対象を取得する方針です(アロケーション方針)。

また、本投資法人が資産の運用を委託する本資産運用会社には、不動産鑑定士、一級建築士等の高度な専門的知識と不動産投資信託運営に必要な業務について豊富な経験を有する人材が配されています。本資産運用会社は、これらの専門的知識及び豊富な業務経験を持った人材が融合することにより、総合型ポートフォリオの構築のため、ポートフォリオバランスを見極め、的確な投資判断を導き出すことができ、もって、安定的なポートフォリオの運営を目指します。

(注) 首都圏とは東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県をいいます。

(ロ) アロケーション

a. アロケーションの基本方針

本投資法人は、用途や地域を総合的に勘案して適切な投資を実施します。本投資法人の運用資産に関するアロケーション方針の決定に際して、以下に定める事項

を勘案します。

- i. 各用途が有する収益の特性を効果的にポートフォリオに反映させること
- ii. 特定の用途への過度な集中による偏在リスクを軽減させること
- iii. 各用途における不動産市況の動向、金利情勢等の一般的な経済情勢の動向、他の金融 商品との相対的な関係、行政が実施する施策等の動向等
- b. 用途別アロケーション方針

本投資法人は、オフィス、商業施設等及び住居に投資を行います。

- i. 「オフィス」とは、主としてテナントが自己又は自己の従業員等の業務を遂行することができるように設計された建物及びその敷地をいいます。投資に際しては、広範な地域において投資を行うと同時に建物の機能的な陳腐化をカバーし得る厳選された立地の物件を取得します。
- ii. 「商業施設等」とは、主として物販施設、飲食施設、ホテルのようにテナントが不特定多数の者に対して、商品の販売、役務の提供を行うことができるように設計された建物及びその敷地をいいます。投資に際しては、テナントの業態と物件の所在地域を選別し、各物件の個別要因を十分に精査した投資を実行します。
- iii. 「住居」とは、主として居住の用に供することができるように設計された建物及びその敷地をいいます。投資に際しては、居住者の属性及び立地特性に応じた市場分析に基づく投資判断を行い、良質な居住性能を有する物件を取得します。
- iv. 本投資法人は、成長性が見込めるオフィス、商業施設等を主要な投資対象と位置づけ、 それらへの投資配分を強化する一方で、運営効率及び成長可能性が相対的に低いと考え られる住居を補完的な投資対象とし、住居への新規投資は当面行いません。

用途別アロケーションは、以下の通りとします。

<用途別アロケーション方針>

用途	目標組入レンジ(注)
オフィス	10~80%
商業施設等	10~80%
住居	0~20%

(注) 目標組入レンジとは、許容されるべき組入比率の幅をいい、実際の組入比率が当該レンジに収まるよう努めるもの とします。

c. 特定不動産の割合等

本投資法人は、その有する特定資産の価額の合計額に占める、特定不動産(不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。)の価額の合計額の割合を75%以上とします。

② 成長戦略

- (イ) 本投資法人は、本資産運用会社に運用を委託し、その独自のソーシングによる物件取得の機会を活用するとともに、JLLグループ(注)との協働体制を作り上げ、多様な取得機会を活かし、運用資産の着実な成長(外部成長)と安定的な収益の確保(内部成長)を図ります。
 - (注) 平成19年11月19日付で本資産運用会社の親会社となりましたラサール インベストメント マネージメント株式会社は、ラサール インベストメント マネージメント インクの全額出資子会社であるLIMの日本における不動産関連業務の拠点 として、事業を展開しています。また、JLLグループとは、JLLを中心とするグループをいい、JLLの子会社及び 関連会社を含みます。

(口) 外部成長

本投資法人は、本資産運用会社独自のネットワークに加え、JLLグループが有するネットワークを積極的に活用し、かつ、JLLグループからそのノウハウを承継した人材を受け入れることにより、多様な物件取得機会を確保し、本投資法人のポートフォリオの早期拡大を目指します。

a. 本投資法人は、オフィス及び商業施設等を主要な投資対象とし、住居を補完的な投資対象とします。

オフィスについては、流通市場規模が最も大きく、今後も大規模再開発を通じて比較的 安定した供給が期待できる東京都を中心とする首都圏に投資の軸足を置きます。これまで の運用実績に加え、JLLグループが持つリサーチ機能と投資戦略ノウハウを活用するこ とにより、築年数が比較的浅く、利便性に優れた、より大型の競争力に優れた物件取得を 目指します。

また、商業施設等については、都心好立地の都市型商業施設から全国に点在する郊外型ショッピング・モールまで様々なタイプの商業施設を投資対象とします。対象物件の業態や特性に応じて長期間にわたるマスターリース契約を締結することにより、安定的な収益が追求できるマスターリース型と、マスターリースを介さず個々のテナントと賃貸借契約を締結し、テナントマネジメントや店舗企画により収益の拡大が見込めるマルチテナント型の複合的なリスク・リターン・プロファイルを持つ、バランスが取れたポートフォリオの構築を目指します。

b. ネットワークの積極活用

本資産運用会社は、JLLグループが持つリサーチネットワーク(リサーチアナリスト約220名、世界40か国、約250都市をカバー)を共有し、金融資本市場、不動産売買市場及び不動産賃貸市場に関する市場調査、分析及び報告を利用することができます。これを積極的に活用することにより、運用資産の着実な成長を図ります。

c. ラサール インベストメント マネージメント株式会社からの人材の受入れ

本資産運用会社は、ラサール インベストメント マネージメント株式会社の不動産運用 管理のノウハウを継承し発展させるために、本投資法人及び本資産運用会社の成長のため に必要とされる人材の提供(ラサール インベストメント マネージメント株式会社からの 人材の出向・転籍を含みます。)について随時新スポンサー会社に協力を求める予定です。

(ハ) 内部成長

本資産運用会社は、JLLグループに所属するラサール インベストメント マネージメント株式会社の完全子会社となり、ラサール インベストメント マネージメント株式会社の所属するJLLグループが有する不動産アセット・マネジメントのノウハウや経験を継承し、ポートフォリオの質の向上と収益力の強化を目指します。

a. 売上歩合制賃料の積極的導入

一部の商業施設等においては、収入増大機会の確保を図るため、当該商業施設等及び締結するエンドテナント(注)の属性を踏まえた上で、売上歩合制賃料による賃貸借契約の導入を行っています。マルチテナント型商業施設等の運営には専門的ノウハウが必要とされ、運営管理の巧拙が収益性に影響を及ぼします。本投資法人は、マルチテナント型商業施設等の運営実績が豊富なJLLグループが持つテナント運営能力を活用し、外資テナントを含む広範なリーシングネットワークを利用し、売上歩合制賃料の導入を可能な限り積極的に行います。

(注) エンドテナントとは、投資法人の賃料収入(信託の場合は、信託配当金)の実質的な負担を負う賃借人をいい、運用資

産が不動産、不動産の賃借権、地上権であるときは、投資法人の賃借人、運用資産が信託受益権であるときは、信託受託者の賃借人又は信託受託者がマスターレッシーと賃貸借契約を締結しているときは、マスターレッシーの賃借人をいいます

b. 質の高い物件管理業務を行うPM会社(注)の選定

PM会社の選定に際しては、能力が一定水準を満たすPM会社への集約化を図ることにより、本投資法人のコストが削減されるように努めます。また、PM会社に対しては、継続的なモニタリングに加え、物件管理業務に関するパフォーマンスレビューを年に1回実施し、質の高い管理がなされているか否かの確認を実施します。

一方で、PM会社の選定に当たっては中長期にわたる安定的な収益の確保という観点で 選定することも重要であると考えており、単にコストを削減するためではなく、質の高い 物件管理業務を行うという観点に立って選定することを基本的な方針とします。

(注) PM会社とは、不動産の所有者等から委託を受けて、建物保守・管理、テナント管理(特にテナント営業戦略の策定、 賃貸借条件交渉、クレーム対応等)、修繕計画策定及び入出金管理等の業務を行う者をいいます。以下同じです。

c. 安定的な収益の確保

運用資産の賃貸に際して、不動産投資リスクを極小化するとともに、運用資産の良好な管理に基づく既存テナントとの良好な関係の確保及びテナント信用力の的確な把握を目的として、本資産運用会社においてエンドテナントとの賃貸借契約締結基準を制定し、安定的な収益の確保に努めることとします。

③ 投資基準

(イ) 物件選定基準

a. 1物件当たりの投資額

ポートフォリオの質的な側面での一層の充実と収益性や成長性を適切に保つために、1 物件当たりの最低投資額についての基準を全用途において原則として20億円以上とします。

b. 所有形態

投資資産の所有形態について、当該不動産を直接取得するのか、又は当該不動産について信託設定を行った上で、その不動産信託受益権を取得するのかについては、投資時点における取得費用及び取得後における管理コストを考慮して決定します。

c. 立地

立地の選定に際しては、各用途がそれぞれ生み出す収益の特性を十分に把握した上で選定を行うものとし、用途毎に次の基準に従うものとします。

i. オフィス

立地する地域における、オフィス集積状況、賃貸マーケットの状況、利用鉄道駅のターミナル性及び駅からの距離等を総合的に勘案して立地の選定を行います。

ii. 商業施設等

商圏の範囲を適正に認識し、かつ設定した上で、当該商圏の人口、人口動態、世帯数、 平均所得等多岐にわたる商圏分析を行い、当該商圏が有する潜在購買力、成長性等を的 確に把握するとともに、テナント及び当該業態と商圏の適合性についての判定を行い、 また、現在の競合状況、近隣地域における今後の競合店出店計画及び将来的な開発余地 等を含め、多方面にわたり調査を行った上で、総合的に勘案して立地の選定を行います。

iii. 住居

居住の快適性(採光、通風等)、利便性(最寄駅及び生活利便施設等への接近性他) 等の賃貸住宅に関する需要を居住者の属性毎に的確に把握した上で、近隣開発計画等の 影響の程度を踏まえ、総合的に勘案して立地の選定を行います。

d. 規模

建物の規模は、用途毎に少なくとも次に定める基準を満たしているものを選定します。

i. オフィス

延床面積2,500㎡以上、かつ基準階の専有面積250㎡以上の建物 (「基準階」とは、2階以上で、当該建物の標準的なフロアをいいます。)

ii. 商業施設等

東京都心部においては賃貸可能面積1,000㎡以上、それ以外の地域においては賃貸可 能面積3,000㎡以上の建物

(「東京都心部」とは、中央区、千代田区、新宿区、港区及び渋谷区をいいます。)

iii. 住居

賃貸可能面積500㎡以上、かつ一戸当たり平均賃貸面積20㎡以上の建物

上記の定めに関わらず、物件毎の立地特性及び地域性を考慮して上記基準を満たしていない物件を取得することができることとしますが、この場合の取得判断に際しては、ポートフォリオ委員会において社外有識者の了解を得なければならないものとします。

e. 設備

建物設備については、用途毎に次に定めるところに従い選定を行います。

i. オフィス

少なくとも以下に定める仕様を標準として、各地域における標準的な仕様を考慮の上、 個別に判断します。

(i)貸付床の形状・分割対応:原則として、整形かつ分割対応可能

(ii) 天井高 : 原則として、2,500mm以上

(iii) その他 : 24時間入退館可能

ii. 商業施設等

用途及び業態としての仕様を的確に把握した上で、個別の立地特性及び地域性及び商業施設等としての汎用性、転用可能性等又は来店者の交通手段等の個別要素を総合的に考慮した上で、物件毎に判断します。

iii. 住居

居住者の属性及び当該居住者の建物設備に対するニーズを正確に把握した上で、設備の状況が居住の快適性にどの程度影響を及ぼすかを総合的に勘案し、物件毎に判断します。

f. 耐震性

各用途ともに、新耐震基準(注)に適合する物件又は新耐震基準制定以前の耐震基準に 基づいて建築された場合は耐震補強工事実施済の建物を選定するものとし、各物件のPM Lは20%未満とします。

また、取得時点で耐震補強工事が未実施の場合であっても、取得後に工事実施が可能で、 当該物件の取得後のポートフォリオPMLが10%を超えない場合には取得することができ ますが、かかる物件を取得しようとするときは、取得判断に際して、ポートフォリオ委員 会において社外有識者の了解を得なければならないものとします。

(注) 「新耐震基準」とは、昭和56年に施行された建築基準法施行令の改正(昭和56年政令第144号)に基づき制定された耐震基準をいい、①RC柱の帯筋比の規定の新設(0.2%以上)、②水平震度から層せん断力係数への見直し、③耐震計算に関する2次設計の規定の新設がなされた結果、耐震性能が大幅に向上することの契機となった耐震基準をいいます。

g. 完全所有権以外の権利形態

完全所有権以外の物件の選定に際しては、権利形態毎に以下の定めに従って判断します。 i. 共有

- ・「管理」(賃貸、改良行為等)の自由度を確保するため、本投資法人の持分割合は原 則として50%超としますが、他の共有者の属性、信用力等を総合的に考慮し、個別に 判断します。
- ・処分の自由度を確保するため、共有者間での優先買取権、譲渡の制限等の制約条件の 有無や内容を共有者間特約等により確認します。
- ・収益の安定性を確保するため、他の共有者の属性・信用力を十分確認の上、可能な限りの仕組み上の手当てを行います。(共有持分不分割特約の締結、登記の具備や敷地の相互利用に関する取決めを含みますがこれらに限られません。)

ii. 区分所有

- ・経年劣化時における大規模修繕の可能性を踏まえ、他の区分所有者の属性、当該区分 所有者の信用力等を総合的に考慮し、個別に判断します。
- ・処分の自由度を確保するため、区分所有者間での優先買取権、譲渡の制限等の制約条件の有無や内容を区分所有者間特約等により確認します。
- ・収益の安定性を確保するため、管理組合の運営状況(積立金、負債比率、付保状況等)を確認し、必要に応じ独自の手当て(本投資法人内の積立額増減、管理組合とは別途の共用部付保や敷地権の登記の具備を含みますがこれらに限られません。)を講じるものとします。

iii. 借地

- ・原則として、借地法(大正10年法律第49号。その後の改正を含みます。)(以下「旧借地法」といいます。)又は借地借家法(平成3年法律第90号。その後の改正を含みます。)(以下「借地借家法」といいます。)に基づく借地権を対象とします。
- ・底地権者の属性については慎重に考慮し、地代の改定、借地契約更新時の更新料、建 替時の承諾料又は売却の際の承諾料等の収益性に与える影響を考慮の上、判断します。

iv. 底地

- ・原則として、借地借家法第22条に定める定期借地権又は同法第24条に定める事業用借 地権の設定されている土地のみを対象とします。
- ・選定に際しては、借地権者の属性について今後の賃料収受の可能性も踏まえた賃料負担能力の有無等を慎重に考慮し、更に当該借地契約期間満了後の収益確保の見通しも 踏まえ総合的に判断するものとします。

v. その他

- ・上記i.からiv.に定めるものの他、借家権を除き、その他の担保権・用益権等の第 三者の権利が付着している不動産は取得しないものとします。ただし、本投資法人の 収益性に殆ど影響を及ぼさない権利であって、当該権利を存続させることが投資資産 の資産価値を維持するために適切であると判断される権利(通行地役権等)について は、この限りではありません。
- ・同一の複合不動産(建物及び土地が一体となって有機的に効用を発揮している不動産 全体をいう。)において上記i.からiv.に定める権利が重畳的に付着している不動 産については、上記i.からiv.の定めを踏まえ、当該不動産の収益性の安定性の確 保の可能性について判断を行うものとします。

h. 所有期間等

投資資産の取得に際しては、当該不動産の現状、将来にわたる収益性、リスク等について、立地、建物及び設備の保守管理状況、劣化又は陳腐化への対応、耐震性、権利関係、 入居テナントとの契約内容、環境、地質等を考慮し総合的に判断した上で、取得を行います。また、安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じている又は生じる見込み がある不動産を取得することを原則とします。

投資資産の取得に際しては、原則として3年以上の期間保有することを前提として取得するものとします。

(口) 物件調査基準

投資資産の選定に際しては、不動産の収益力の源泉となる経済的要因、物理的要因、法律 的要因等を総合的に勘案して的確な判断を行います。

a. 用途別判定基準

投資資産の選定に際しては、用途別判定基準を用いて調査を行います。用途別判定基準は、用途及び地域毎に経済的要因、物理的要因、法律的要因及びその他の要因から総合的に投資適格性を判断するための指標であり、本投資法人の投資方針を踏まえ、ポートフォリオ委員会において、営業期間毎に定期的に見直しを行います。なお、用途別判定基準の判定項目は、オフィス、商業施設等及び住居のそれぞれについて以下の通りです

	検討項目	判定要素				
大項目		オフィス	商業施設等	住居		
経済的要因	街路条件		街路の状態			
		街区の状態				
			系統及び連続性			
	交通接近条件	最寄駅からの距離				
		最寄駅の規模				
		通勤利便性	_	通勤利便性		
		公共公益施設への接近性	_	生活利便施設への接近性		
	環境条件	周辺類似業務	採光・通風			
		地域経	眺望			
		_	商圏の範囲	騒音		
		_	顧客購買力	近隣開発計画の有無		
		_	繁華性の程度	嫌悪施設の存在		
		_	顧客の通行量及び回遊性	_		
		_	店舗の協業化の状態	_		
		不適合施設の存在	不適合施設の存在	_		
	建物条件		駐車場の整備の状況			
		敷地と建物の適合の状態	_	敷地と建物の適合の状態		
		貸付床の形状	_	間取り		
物理的要因	劣化陳腐化リスク		築年数	-		
	施工の状況		施工業者			
	耐震性	PML				
	建物規模	総賃貸可能面積	_	_		
		基準階賃貸可能面積	_	_		
	設備	電気設備				
			空調設備			
			外観			
		天井高	_	天井高		
		防犯体制	_	防犯体制		
		OA対応	_	OA対応		
	土地	画地形状				
	環境・地質	有害物質使用状況				
法律的要因	権利関係		所有形態			
	テナント		信用力・賃料収納			
		テナント数	_	_		
		長期契約割合				
	行政的要因	反社会的勢力の存在 都市計画法				
		建築基準法				
		消防法				
その他	管理状況		その他の法令等 			
	資本的支出	修繕積立状況				

b. 外部業者への委託

用途別判定基準を用いて判定するに際しては、恣意性を排除し公平に判定を実施するため、専門家によって作成された不動産鑑定評価書、賃貸市場調査報告書、建物状況調査報告書、地震PML評価報告書等を精査した上で判定を実施します。

(ハ) 個別資産取得計画

個別の投資資産の取得に際しては、上記「(イ)物件選定基準」及び「(ロ)物件調査基準」に基づき投資適格物件を選定し、「個別資産取得計画」を作成します。

(二) 保険付保方針

a. 損害保険

運用資産には、火災等の災害や事故等による建物の損害及び施設内で生じた事故による 第三者に対する損害賠償義務の発生に備えて、運用資産の資産価値に応じた火災保険及び 賠償責任保険を付保します。なお、引受保険会社の選定に際しては、保険料の不払いの可 能性を考慮して、保険格付はムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクによるA 3以上又はスタンダード・アンド・プアーズによるA-以上とします。

b. 地震保険

地震保険の付保に関しては、各物件のPMLが前記「(イ)物件選定基準 f. 耐震性」に定める基準より高い物件で、ポートフォリオ委員会の社外有識者の了解に基づき投資の判断を行った物件について付保を検討します。

なお、個別 PMLの基準を満たしている物件であっても、以下の各号に定める場合において付保を検討するものとします。

- i. 首都圏の組入比率が90%以上となったとき。
- ii. 災害による予想損害額と地震保険の損害保険料とを比較検討して必要と判断したとき。

(ホ) ポートフォリオの見直し

ポートフォリオ全体に関する方針については、資産規模の視点ではなく経済環境及び市場環境等の変化に対応しながら必要に応じて見直しを行い、柔軟性のある資産運用を行っていくものとします。今後、日本以外に所在する不動産等への投資についての規制が見直され、投資対象としての制限が緩和された場合等においては、関係機関と協議の上、ポートフォリオ構成の見直しを適切に行うことができるものとします。

(へ) 投資判断指標

投資判断指標は、用途毎に定めるものとします。また、投資判断指標の見直しについては、 機動性及び柔軟性を高めるために、期間運用計画により定期的に実施します。

④ ポートフォリオ運用管理の方針

本資産運用会社は、本投資法人の営業期間毎に運用資産全体についての「期間運用計画書」を作成するとともに、各運用資産につき「物件別事業計画書」を作成し、計画的な資産運用を行います(「期間運用計画書」及び「物件別事業計画書」を「運用計画」ということがあります。)。運用資産の運用及び維持管理に際しては、運用資産の取得後も資産価値及び競争力の維持・向上のために、継続的かつ効果的な設備投資を行うとともに、収入の拡大とコストの削減を行うことにより、収益の安定化と拡大を目指します。

(イ) 運用計画の策定及び管理

- a. 運用計画の策定
 - i. 期間運用計画書

本投資法人の資産運用に当たっては、ポートフォリオ委員会及びリスク管理・コンプライアンス委員会で審議され、取締役会において決定された運用ガイドラインに基づき、以下の内容の「期間運用計画書」を本投資法人の営業期間毎に作成します。

- (i) 運用資産の購入、売却の計画
- (ii) 各業務委託先の決定、変更に関する事項
- (iii) 建物の修繕、リニューアルに関する計画
- (iv) 資金の借入及び返済に関する計画
- ii. 物件別事業計画書

「期間運用計画書」に加えて、各運用資産について以下の内容の「物件別事業計画書」を策定し、計画的な資産の運用を行います。

- (i) 月次収支予算
- (ii) リーシング計画
- (iii) 修繕及び資本的支出に関する計画
- b. 運用計画の検証
 - i . 月次検証

本資産運用会社は、規定した「期間運用計画書」については、毎月月次の収支実績との比較を行い検証するものとします。

ii. 定期検証

期中又は営業期間終了時において、計画と実績に乖離が生じたときは、当該乖離の発生した原因を究明するとともに、収益向上のための必要な措置を講じます。

(ロ) リーシング方針

a. 基本方針

運用資産の賃貸に際しては、中長期的に安定的な収益を確保することを目的として、以下の方針を踏まえ適切な運営を図ります。

- i. 運用資産の存する地域における賃貸市場及び賃料水準の的確な把握
- ii. 運用資産の用途及び物件特性を踏まえた、最適な賃貸条件の設定
- iii. 運用資産の良好な管理に基づく、既存テナントとの良好な関係の確保
- iv テナント信用力の的確な把握
- v. 仲介業者の適切な選任
- b. 賃貸借契約締結基準

エンドテナントとの賃貸借契約の締結に際しては、本資産運用会社が定める賃貸借契約締結基準に基づき、エンドテナントの賃料負担能力や反社会的勢力・団体又はその構成員に該当する事実の有無等を把握した上で、用途毎に定める基準に基づき賃貸借契約を締結するものとします。

c. マスターリース会社の利用

本投資法人は、運用資産の効率的な運営を図るため合理的であると判断する場合、マスターリース会社を利用することがあります。マスターリース会社の選定の判断は、取得する運用資産の特性、マスターリース会社の特徴等を総合的に考慮して行います。なお、有限会社ARMリーシング(同社の概要については、後記「5 運用状況 (2)投資資産

③ その他投資資産の主要なもの (イ) 信託受益権及び信託不動産の概要 f. 個別信

託不動産の概要 v. 関係者 (ii)」をご参照下さい。)をマスターリース会社として選任し、同社との間でマスターリース契約を締結する場合には、適切な契約条件によるものとします。

(ハ) PM会社の選定管理の方針

a. PM会社の選定方針

オフィス・商業施設等・住居の用途毎にそれぞれの用途の特性に応じた専門能力を有するPM会社を選定するものとし、さらに各用途における最適なPM会社を厳選します。PM会社の選定に当たっては、以下の形式的要件及び実質的要件に照らし、業務遂行能力を総合的な観点から判断します。

- i. 形式的要件
- (i)経験及び実績
 - •会社概要、業務内容、沿革
 - 過去の事業実績、PM業務受託実績
- (ii) 組織及び体制
 - ・ PM業務を十分に遂行可能な社内組織及び社内体制並びに各業務に従事する専門スタッフの陣容
 - ・PM業務に関連する有資格者の数
- (iii) 財務狀況

PM業務を遂行するに必要十分な財務基盤・財務状況

- (iv) 個人情報の保護体制
 - ・情報管理体制に関する外部認証の取得の有無
 - ・ 社内の情報管理体制
- ii. 実質的要件
- (i) リーシング能力
 - ・当該地域を含む賃貸マーケットへの精通度
 - リーシング会社に対するネットワーク
 - ・自社及び関係会社のホームページその他メディアを利用したリーシング体制
- (ii) レポーティング能力
 - · 事業計画 · 報告書作成能力
 - ・レポーティングの迅速性・的確性
- (iii) テナントリレーション能力
 - ・テナントとの良好な関係の構築能力
 - ・テナントニーズの把握・集約能力
- (iv) クレーム対応能力
 - ・クレーム発生時における問題認識能力、報告体制
 - ・クレーム対応における迅速性・的確性
- (v) 建物及び設備の管理能力
 - ・建物・設備管理に関するノウハウ・経験
 - 各種外部業者との交渉能力
- (vi) 賃貸運営管理システムへの適応性

賃貸運営管理システム(後記「b. PM会社の管理方針 iii. 賃貸運営管理システムの導入による業務の効率化」をご参照下さい。)の社内導入の可否

(vii) 報酬水準

報酬水準の適正性

b. PM会社の管理方針

i. PM会社との協力による一体的な運営管理

本資産運用会社は、PM会社と日常より相互に緊密な連絡体制を構築するとともに、 定期的(原則として毎月)に運用資産の運営及び管理状況の報告を求め、状況確認及び 対応についての協議を行います。

ii. 運用資産の特性に合わせた運営管理体制の構築

本資産運用会社は、PM会社に対し、各運用資産の特性に合わせた運営管理体制を構築するよう求めることにより、業務の効率化を図り、適切な運営管理を実行します。

iii. 賃貸運営管理システムの導入による業務の効率化

運用資産の運営管理に必要なデータ及び情報を一元管理・共有化することにより、運営管理業務の効率化を図ることを目的とし、本資産運用会社、PM会社、一般事務受託者を一体とした賃貸運営管理システムの導入を検討します。(注)

(注) 平成18年5月にプロパティデータバンク株式会社の賃貸管理システム「@プロパティ」を導入し、業務の効率化を 図っています。

c. PM会社の評価

PM会社に対し、業務遂行状況につき、日々のモニタリング・定期的に行う運用資産の運営及び管理状況の報告を通じて、改善すべき点がある場合には改善を指示するとともに、定期的(原則として1年毎)に物件管理業務に関するパフォーマンスレビューを実施し、効率的な運用がなされているかの確認を実施します。その結果によっては、PM会社を変更することを検討します。

(ニ) 修繕及び設備投資の方針

- a. 中長期にわたる安定的な収益を確保することを目的として、物件の競争力維持・向上につながる効率的な修繕計画を期間運用計画書において作成し、設備更新等の修繕及び設備投資を行います。
- b. 修繕及び設備投資に際しては、原則として、個別の運用資産の減価償却費の範囲内で実施するものとします。ただし、計画的に予定されていた多額の支出及び緊急性を要する多額の支出については、必要に応じて、ポートフォリオ全体の減価償却費及び修繕積立累計額の範囲において修繕及び設備投資を行うことを検討します。また、共用部分の改修工事については、エンドテナントに対する営業政策上の観点から早期に実施することとし、耐震補強が必要なビルについては、エンドテナントの営業状況に配慮しつつ、補強工事を速やかに実施します。

(ホ) 売却方針

a. 基本方針

本投資法人の運用資産について、原則として短期での売却は行わないものとします。 ただし、本投資法人の運用資産について、以下の事項に該当するときは売却の検討を行います。

- i. 本投資法人の収益性の向上の視点から、戦略的な売却を行うことが、本投資法人の中 長期的な成長戦略上適切であると判断した場合
- ii. 経済情勢の著しい変化又は災害等による建物の毀損等により、当初想定した賃貸事業 収支の確保が困難で回復の見込みがないと判断した場合

売却の検討に際しては、投資主の価値を毀損しないよう最大限配慮するとともに、少な くとも以下の事項を踏まえた上で、慎重に検討を行います。

- ・今後の不動産市況の見通し
- ・周辺地域の開発計画による売却検討を予定する運用資産への影響の程度
- ・中長期的な本投資法人の収益への影響の程度
- ・本投資法人のアロケーション方針との乖離の可能性
- ・本投資法人の今後の物件取得の見込み
- ・売却検討を予定する投資対象不動産に対する追加的投資を踏まえた物件損益の現価の合 計と売却によって得られる損益との関係
- ・今後の資産価値の増減見通し

b. 売却方法

- i. 運用資産の売却に際しては、売却を予定する物件について予め期間運用計画書において売却方針について定めておかなければならないものとします。
- ii. 売却に際しては、投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号。その後の 改正を含みます。)(以下「投資法人計算規則」といいます。)第73条第1項第7号ロ に規定する営業期間毎に実施する直近の物件価格を下回らないようにする他、より高い 金額で売却できるようにするため、競争入札方式を導入する等の必要な措置を講じるよ う努めることとします。
- iii. 1営業期間内に売却できる運用資産は、前記「a. 基本方針 ii. 」に該当するものを除き、当該営業期間の前期末時点における運用資産の合計額に対し、原則として1/3以内とします。

⑤ 財務方針

(イ) 基本方針

本投資法人の財務方針は、運用資産の着実な成長並びに効率的かつ安定的な運用を行うことを基本とします。

(ロ) デット・ファイナンス (安定性の確保)

- a. 金融商品である不動産投資信託は金利動向によって、その収益が大きく変動します。本 資産運用会社は、現在の我が国における低金利環境下での運用メリットを享受することが 投資主価値の最大化に繋がる一要因と考えます。
- b. 低金利環境下での運用メリットを享受する一方、金利上昇局面に対応すべく、機動的返済手段を確保します。また満期分散、調達先分散、短期及び長期借入金並びに変動及び固定金利のバランスに留意しつつデット・ファイナンス(借入れ及び投資法人債の発行による資金調達をいいます。以下同じです。)を行います。
- c. 低廉な調達コストを実現するため、複数の適格機関投資家(金商法第2条第3項第1号に定める適格機関投資家をいいます。ただし、租税特別措置法施行規則第22条の19第1項に記載するものに限ります。以下同じです。)との間で金利水準、借入期間、担保設定の有無等の諸条件に関する交渉を行った上で、上記「(イ)基本方針」を踏まえ、最適な方法を選択するよう努めます。
- d. デット・ファイナンスにより調達した資金は、資産の取得若しくは修繕等又は債務の返済等に用います。
- e. 本投資法人の総資産に対する有利子負債(借入金及び投資法人債の合計をいいます。以

下同じです。)の割合(以下「LTV」といいます。)は、70%を上限とし、有利子負債の限度額は、1兆円を限度とします(規約第33条及び第34条)。ただし、物件の取得及び評価額の変動等により一時的に当該割合を超えるときは、この限りではありません。

(ハ) エクイティ・ファイナンス (効率性の追求)

本資産運用会社は、適切なLTV水準による運用が投資主からの出資金を効率的に活用することになり、その結果、投資主価値の最大化に繋がると考えます。したがって、投資口の追加発行を行う場合は、投資口の希薄化(新投資口の追加発行による、既存投資主の投資口持分割合の低下による一口当たり利益の低下)の点に留意しつつ、資本市場動向、マクロ経済状況や不動産取得時期等を総合的に勘案して決定します。

⑥ 情報管理及び開示方針

本投資法人の資産運用業務について知り得た情報は、機密情報として認識し、本資産運用会社が定める機密情報保持規程、内部者取引規程の定めに従い、適切な対応を図ります。本投資法人の情報開示に関しては、投信法、金商法、東京証券取引所、社団法人投資信託協会(以下「投信協会」といいます。)等が要請する内容及び様式に従って、適切に開示を行います。また、財務情報及び運用状況に関する情報の他、本投資法人への投資判断に際し有用と考えられる情報について、自主的に開示を行う方針です。

(2) 【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

本投資法人は、主として不動産等及び不動産対応証券等に投資します(規約別紙1第2項)。 (イ)不動産等

- a. 不動産
- b. 不動産の賃借権
- c. 地上権
- d. 不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括契約を含みます。)
- e. 不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭 を信託する信託の受益権
- f. 当事者の一方が相手方の行う上記 a. から e. までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「不動産に関する匿名組合出資持分」といいます。)
- (ロ) 不動産対応証券等(裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを 目的とする次に掲げるものをいいます。以下同じです。)
 - a. 優先出資証券(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。)(以下「資産流動化法」といいます。)第2条第9項に定める優先出資証券をいいます。)
 - b. 受益証券(投信法第2条第7項に定める受益証券をいいます。)
 - c. 投資証券(投信法第2条第15項に定める投資証券をいいます。)
 - d. 特定目的信託の受益証券 (資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券 (上記(イ)不動産等 d. 又は e. に掲げる資産に該当するものを除きます。) をいいます。)

- (ハ) 本投資法人は、上記(イ)不動産等及び(ロ)不動産対応証券等に掲げる不動産等及び不動産 対応証券等の他、次に掲げる特定資産により運用することができます。
 - a. 預金
 - b. コール・ローン
 - c. 以下に掲げる有価証券
 - i. 国債証券
 - ii. 地方債証券
 - ⅲ. 特別の法律により法人の発行する債券(金商法第2条第1項第3号)
 - iv. 社債券 (新株予約権付社債券を除きます。)
 - v. 特定目的会社に係る特定社債券(金商法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - vi. コマーシャル・ペーパー(金商法第2条第1項第15号で定めるものをいいます。)
 - vii. 貸付信託の受益証券(金商法第2条第1項第12号で定めるものをいいます。ただし、 前記(ロ)不動産対応証券等 b. 受益証券に定めるものを除きます。)
 - vii. 投資証券(金商法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。ただし、前記(ロ)不動産対応証券等 c. 投資証券に定めるものを除きます。)
 - ix. 投資法人債券(金商法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - x. オプションを表示する証券又は証書(金商法第 2 条第 1 項第19号で定めるものをいいます。)
 - xi. 預託証書(金商法第2条第1項第20号で定めるもので、上記i. からiv. までの証券の性質を有する本邦通貨建のものとします。)
 - xii. 譲渡性預金証書
 - d. 金銭債権(投信法施行令第3条第7号に定めるものをいいます。)
 - e. デリバティブ取引に係る権利(投信法施行令第3条第2号に定めるものをいいます。)
 - f. 上記 a. から e. に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- (二) 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産に投資することができます。
 - a. 商標法(昭和34年法律第127号。その後の改正を含みます。)に規定する商標権又は専用使用権若しくは通常使用権(不動産等への投資に付随するものに限ります。)
 - b. 温泉法(昭和23年法律第125号。その後の改正を含みます。)第2条第1項に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備(不動産等への投資に付随するものに限ります。)
 - c. その他不動産等への投資に付随して取得することが適当と認められる権利

② 投資基準及び用途別及び地域別等による投資割合

- (イ) 投資基準については、前記「(1) 投資方針 ③ 投資基準」をご参照下さい。
- (ロ) 用途別及び地域別等による投資割合については、前記「(1) 投資方針 ① 基本方針」を ご参照下さい。

(3) 【分配方針】

本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとします(規約第28条、第29条)。

① 利益の分配

(イ)投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額(以下「分配可能金額」という。)は、 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算される利益とします。

- (ロ)分配金額は、租税特別措置法第67条の15(以下「投資法人に係る課税の特例規定」といいます。)に規定される本投資法人の配当可能所得の金額(以下「配当可能所得」といいます。)の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とします(ただし、分配可能金額を上限とします。)。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができます。
- (ハ)分配可能金額のうち、分配金に充当せず留保したものについては、本投資法人の資産運用 の対象及び方針に基づき運用を行うものとします。

② 利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、分配可能金額が配当可能所得の100分の90に相当する金額に満たない場合又は経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、投信法第137条第1項に定めるところにより、上記「① 利益の分配 (ロ)」に定める分配金額に、営業期間の末日に計上する減価償却額の100分の60に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を加算した額を、分配可能金額を超えて金銭で分配することができます。また、上記の場合において金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができます。

本投資法人は、安定的な分配金の支払を重視しますが、利益を超えた金銭の分配に関して、かかる分配を受けた個人投資主がその分配の都度税務上の譲渡損益の算定を自己において行うことが必要とされる限りにおいては、投資主に対して利益を超えた金銭の分配は行わないものとします。

③ 分配金の分配方法

分配金は金銭により分配するものとし、決算期最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資 主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3か月以内に投資口の所有口数に応 じて分配します。

④ 分配金請求権の除斥期間

本投資法人は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、その支払義務を免れるものとします。なお、未払分配金には利息はつけないものとします。

⑤ 投信協会規則

本投資法人は、上記①から④の他、金銭の分配に当たっては、投信協会の定める規則等に従うものとします。

(4) 【投資制限】

① 規約に基づく投資制限

本投資法人の規約に基づく投資制限は以下の通りです。

- (イ) 資産運用の対象とする資産についての制限(規約別紙1第4項)
 - a. 投資主の利益を最優先するものとし、特定の第三者に利益を供することを意図した投資 は行いません。
 - b. 資産の総額に占める、1年以内の売却を目的として保有する不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする不動産対応証券等の価額の合計額の割合を50%以内とします。

(ロ)組入資産の貸付(規約別紙1第5項)

- a. 資産の効率的運用を図り、高い運用成果の獲得を目指すため、前記「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類」に定める資産のうち、不動産、不動産の賃借権及び地上権について、貸付(駐車場、看板等の設置を含みます。)を行うことができるものとします。
- b. 上記 a. の不動産、不動産の賃借権及び地上権の賃貸に際しては、敷金又は保証金等これらに類する金銭を受け入れ又は差し入れることがあり、それらの金銭を受け入れた場合には、規約別紙1の運用方針に基づき運用します。
- c. 資産に属する不動産、不動産の賃借権及び地上権以外の資産の貸付は行いません。

(ハ) 借入れに係る制限(規約第33条)

a. 借入れの目的

資産の効率的な運用及び運用の安定性を図るために借入れを行います。

資産の取得若しくは修繕等、分配金の支払又は債務の返済(敷金及び保証金の支払、借入金の返済並びに投資法人債の償還を含みます。)等に用います。

b. 借入金の限度額

借入金の限度額は1兆円とします。ただし、後記(二)の投資法人債と併せて、その合計額が1兆円を超えないものとします。

c. 借入先

資金を借入れる場合は、金商法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家(ただし、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含みます。)第22条の19第1項で定めるものに限ります。)からの借入れに限るものとします。

d. 担保の提供

借入れを行う場合、本投資法人は、資産を担保として提供することができるものとします。

- (二) 投資法人債の発行(規約第34条)
 - a. 投資法人債の発行目的

資産の効率的な運用及び運用の安定性を図るために投資法人債(短期投資法人債を含みます。以下同じです。)の発行を行います。

b. 投資法人債発行の限度額

投資法人債発行の限度額は1兆円とします。ただし、前記(n)の借入れと併せて、その合計額が1兆円を超えないものとします。

c. 投資法人債の発行により調達した資金の使途に関する事項 資産の取得若しくは修繕等、分配金の支払又は債務の返済(敷金及び保証金の支払、借 入金の返済並びに投資法人債の償還を含みます。)等に用います。

d. 担保の提供

投資法人債の発行を行う場合、本投資法人は、資産を担保として提供することができる ものとします。

② その他の投資制限

本投資法人は、有価証券の引受け及び信用取引は行いません。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

以下には、本投資証券への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。ただし、以下は本投資証券への投資に関するすべてのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。また、本投資法人が既に取得した個別の信託の受益権の信託財産である不動産に特有のリスクについては、後記「5 運用状況 (2)投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの (イ)信託受益権及び信託不動産の概要 f. 個別信託不動産の概要」を併せてご参照下さい。

本投資法人は、対応可能な限りにおいてこれらのリスクの発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、回避及び対応が結果的に十分である保証はありません。以下に記載するリスクが現実化した場合、本投資証券の市場価格は下落し、発行価格に比べ低くなることもあると予想され、その結果、投資主が損失を被る可能性があります。また、本投資法人の純資産額の低下、その他財務状況の悪化により、分配率の低下が生じる可能性があります。

各投資家は、自らの責任において、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で本投資証券に関する投資判断を行う必要があります。

本項に記載されているリスク項目は、以下の通りです。

① 投資証券の商品性に関するリスク

- (イ) 投資証券の市場価格の変動に関するリスク
- (ロ) 金銭の分配に関するリスク
- (ハ) 収入及び支出の変動に関するリスク
- (二) 投資口の追加発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク

② 本投資法人の運用方針に関するリスク

- (イ) 不動産を取得又は処分できないリスク
- (ロ)シングル・テナント物件及び少数テナント物件に関するリスク
- (ハ) 投資口の追加発行、借入れ及び投資法人債による資金調達に関するリスク

③ 本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

- (イ) LIM及びラサール インベストメント マネージメント株式会社への依存、利益相反に関するリスク
- (ロ) 本投資法人の関係者への依存、利益相反に関するリスク
- (ハ) インサイダー取引規制等に係る法令上の禁止規定が存在しないことによるリスク
- (二) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク
- (ホ) 本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク

④ 不動産及び信託の受益権に関するリスク

- (イ) 不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク
- (ロ) 賃貸借契約に関するリスク
- (ハ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク
- (二) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク
- (ホ) 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク
- (へ) 法令の制定・変更に関するリスク
- (ト) 売主の倒産等の影響を受けるリスク
- (チ) 転貸に関するリスク
- (リ) マスターリース契約に関するリスク
- (ヌ) テナント等による不動産の利用状況に関するリスク
- (ル) 共有物件に関するリスク

- (ヲ) 区分所有建物に関するリスク
- (ワ) 借地物件に関するリスク
- (カ) 借家物件に関するリスク
- (ヨ) 開発物件に関するリスク
- (タ) 有害物質に関するリスク
- (レ) 不動産を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク

⑤ 税制等に関するリスク

- (イ) 導管性の維持に関する一般的なリスク
- (ロ) 会計処理と税務処理との乖離により支払配当要件が満たされないリスク
- (ハ) 借入れに係る導管性要件に関するリスク
- (二) 同族会社要件について本投資法人のコントロールが及ばないリスク
- (ホ) 投資口を保有する投資主数について本投資法人のコントロールが及ばないリスク
- (へ) 税務調査等による更正処分のため、支払配当要件が事後的に満たされなくなるリスク
- (ト) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク
- (チ) 一般的な税制の変更に関するリスク
- (リ)減損会計の適用に関するリスク

⑥ その他

不動産の鑑定評価等に関するリスク

① 投資証券の商品性に関するリスク

(イ) 投資証券の市場価格の変動に関するリスク

本投資証券は、投資主からの請求による投資口の払戻しを行わないクローズド・エンド型であるため、投資主が本投資証券を換価する手段は、第三者に対する売却に限定されます。

本投資証券の市場価格は、取引所における需給バランスにより影響を受け、一定の期間内に大量の売却が出た場合には、大きく価格が下落する可能性があります。また、市場価格は、金利情勢、経済情勢、不動産市況その他市場を取り巻く様々な要因の影響を受けて変動します。本投資法人若しくは本資産運用会社又は他の投資法人若しくは他の資産運用会社に対して監督官庁による行政処分の勧告や行政処分が行われた場合にも、本投資証券の市場価格が下落することがあります。

そのため、投資主は、本投資証券を取得した価格で売却できない可能性があり、その結果、 投資主が損失を被る可能性があります。

(ロ) 金銭の分配に関するリスク

本投資法人は前記「2 投資方針 (3) 分配方針」に記載の分配方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無及びその金額は、いかなる場合においても保証されるものではありません。本投資法人が取得する不動産及び不動産を裏付けとする資産の当該裏付け不動産(以下、本「3 投資リスク」の項において「不動産」と総称します。)の賃貸状況、売却に伴う損益や建替えに伴う除却損等により、期間損益が大きく変動し、投資主への分配金が増減することがあります。

(ハ) 収入及び支出の変動に関するリスク

本投資法人の収入は、不動産の賃料収入に主として依存しています。不動産に係る賃料収入は、不動産の稼働率の低下等により、大きく減少する可能性がある他、賃借人との協議や 賃借人からの請求等により賃料が減額されたり、契約通りの増額改定を行えない可能性もあ ります(なお、これら不動産に係る賃料収入に関するリスクについては、後記「④ 不動産及び信託の受益権に関するリスク (ロ)賃貸借契約に関するリスク」をご参照下さい。)。運用資産の過去の収支の状況や賃料総額も、当該不動産の今後の収支の状況や賃料総額を必ずしも予測させ又は保証するものではありません。また、当該不動産に関して締結されている賃貸借契約に基づく賃料が、一般的な賃料水準に比して適正な水準にあるとは限りません。一方、収入の減少だけでなく、退去するテナントへの預り敷金及び保証金の返還、大規模修繕等に要する費用支出、多額の資本的支出、不動産の取得等に要する費用、その他不動産に関する支出が状況により増大し、キャッシュ・フローを減ずる要因となる可能性があります。

このように、不動産からの収入が減少する可能性があるとともに、不動産に関する支出は増大する可能性があり、これら双方又はいずれか一方の事由が生じた場合、投資主への分配金額が減少したり、本投資証券の市場価格が下落することがあります。

(二) 投資口の追加発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク

本投資法人は、新規投資口を随時追加発行する予定ですが、かかる追加発行により既存の 投資主の保有する投資口の持分割合が減少します。また、本投資法人の営業期間中に追加発 行された投資口に対して、当該営業期間の期初から存する投資口と同額の金銭の分配が行わ れる場合には、既存の投資主は、追加発行がなかった場合に比して、悪影響を受ける可能性 があります。

更に、追加発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの価値や市場における需給バランスが影響を受ける可能性があります。

② 本投資法人の運用方針に関するリスク

(イ) 不動産を取得又は処分できないリスク

不動産は、一般的にそれぞれの物件の個別性が強いために代替性がなく、流動性が低いため、希望する時期に希望する物件を取得又は処分できない可能性があります。また、不動産投資信託、その他のファンド及び投資家等による不動産に対する投資は活発化する傾向にあり、必ずしも、本投資法人が取得を希望した不動産等及び不動産対応証券等を取得することができるとは限りません。また、取得が可能であったとしても、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性等もあります。更に、本投資法人が不動産等及び不動産対応証券等を取得した後にこれらを処分する場合にも、投資採算の視点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性等もあります。

以上の結果、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化等のために最適と考える資産のポートフォリオを構築できない可能性があり、またポートフォリオの組替えが適時に行えない可能性があります。

(ロ) シングル・テナント物件及び少数テナント物件に関するリスク

本投資法人の運用資産の一部には、単一のテナントへ物件全体を賃貸するいわゆるシングル・テナント物件及び少数のテナントへのみ賃貸されている物件も含まれています。これらのテナントの営業状況、財務状況が悪化し、賃料支払が遅延したり、物件から退去した場合には、本投資法人の収益等に大きな悪影響が生じる可能性があります。

(ハ) 投資口の追加発行、借入れ及び投資法人債による資金調達に関するリスク

投資口の追加発行、金銭の借入れ及び投資法人債の発行の可能性及び条件は、本投資法人

の経済的信用力、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、今後本投資法人の希望する時期及び条件で投資口の追加発行、金銭の借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる保証はなく、その結果、予定した資産を取得できなかったり、予定しない資産の売却を余儀なくされたり、資金繰りがつかなくなる可能性があります。

また、本投資法人が金銭の借入れ又は投資法人債の発行を行う場合において、当該金銭の借入れ又は投資法人債の発行の条件として、投資主への金銭の分配を制約する等の財務制限条項が設けられたり、運用資産に担保を設定することとなったり、規約の変更が制限される等の可能性があり、このような制約が本投資法人の運営に支障をきたし、又は投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

更に、借入れ及び投資法人債の金利は、借入時及び投資法人債発行時の市場動向に左右され、変動金利の場合には、その後の市場動向にも左右されます。借入れ及び投資法人債の金利が上昇し、又は本投資法人の借入額及び投資法人債発行額が増加した場合には、本投資法人の利払額は増加します。このような利払額の増加により、投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

(イ) LIM及びラサール インベストメント マネージメント株式会社への依存、利益相反に関 するリスク

LIMの組成するファンドである倫敦プロパティー特定目的会社及びエウロペプロパティー特定目的会社は、本書の日付現在本投資法人の主要な投資主となり、その後も主要な投資主であり続けることが見込まれており、また、ラサール インベストメント マネージメント株式会社は本投資法人の資産運用会社の全株式を保有しています。

即ち、本投資法人及び本資産運用会社は、LIM及びラサール インベストメント マネージメント株式会社と密接な関係を有することとなり、本投資法人による安定した収益の確保と成長性に対する各社の影響は相当程度高いということができます。

したがって、本投資法人及び本資産運用会社がLIM及びラサール インベストメント マネージメント株式会社との間で、上記の関係と同等の関係を維持できなくなった場合には、本投資法人に悪影響が及ぶ可能性があります。

更に、本投資法人や本資産運用会社が、資産運用活動その他を通じて、LIM及びラサールインベストメントマネージメント株式会社又はそれらの組成する不動産ファンドとの間で取引の機会を提供される可能性又はそれを提供する可能性があり、この場合、LIM又はラサールインベストメントマネージメント株式会社が、自己又はその組成する不動産ファンドに対して資金を提供している顧客等の利益を図るために、本投資法人の投資主の利益に反する行為を行う可能性もあり、その場合には、投資主に損害が発生する可能性があります。

(ロ) 本投資法人の関係者への依存、利益相反に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づき、執行役員及び監督役員から構成される役員会において重要な意思決定を行い、資産の運用を本資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に、それぞれ委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現のためにはこれらの者の能力、経験及びノウハウに依存するところが大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基盤等を必ずしも維持できる保証はありません。また、投信法は、本投資法人の執行役員及び監督役員並びに投資法人関係者に関する義務及び責任を定めていますが、これらの本投資法人の関係者が投信法その他の法令に反し、又は、法定の措置をとらないときは、投資主に損害が発生する可能性があります。

また、本資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者が、法令上又は契約上負っている善良な管理者としての注意義務(以下「善管注意義務」といいます。)、投資法人のために忠実に職務を遂行する義務(以下「忠実義務」といいます。)、利益相反状況にある場合に投資法人の利益を害してはならない義務その他の義務に違反した場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼし、投資主が損害を受ける可能性があります。

このほかに、本資産運用会社又は本投資法人若しくは運用資産である不動産信託受益権に関する信託受託者から委託を受ける業者として、PM会社、建物の管理会社等があります。本投資法人の収益性の向上のためにはこれらの者の能力、経験及びノウハウに依存するところも大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基盤等を必ずしも維持できる保証はありません。これらの者について業務の懈怠その他の義務違反があった場合や業務遂行能力が失われた場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) インサイダー取引規制等に係る法令上の禁止規定が存在しないことによるリスク

本書の日付現在、投資法人の発行する投資証券は、上場株式等と異なり、金商法に定めるいわゆるインサイダー取引規制の対象ではありません。

本投資法人及び本資産運用会社の一部の役職員は本投資法人の発行する投資証券を保有しています。本投資法人及び本資産運用会社は、その内部規則において、役職員が金商法で禁じられているインサイダー取引に類似の取引を行わないよう規制し、役職員の行う本投資法人の発行する投資証券の取得及び譲渡に関する手続きも定めていますが、本投資法人及び本資産運用会社の役職員等がかかる規則を遵守せずにインサイダー取引に類似の取引を行った場合には、本投資証券に対する一般の信頼を害し、ひいては市場価格の下落や本投資証券の流動性の低下等の悪影響をもたらす可能性があります。

(二) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク

本投資法人の規約に記載されている資産運用の対象及び方針等の基本的な事項の変更には、 投資主総会の承認が必要ですが、本投資法人の役員会及び本資産運用会社の取締役会が定め たより詳細な投資方針、投資基準、運用ガイドライン等については、投資主総会の承認を経 ることなく、変更することが可能です。そのため、本投資法人の投資主の意思が反映されな いまま、これらが変更される可能性があります。

(ホ) 本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク

本投資法人は、破産法(平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。)(以下「破産 法」といいます。)上の破産手続、民事再生法(平成11年法律第225号。その後の改正を含 みます。)(以下「民事再生法」といいます。)上の再生手続及び投信法上の特別清算手続 (投信法第164条)に服します。

本投資法人は、投信法に基づいて投資法人としての登録を受けていますが、一定の事由が発生した場合に投信法に従ってその登録が取り消される可能性があります(投信法第216条)。その場合には、本投資証券の上場が廃止され、本投資法人は解散し、清算手続に入ります。

本投資法人が清算される場合、投資主は、すべての債権者への弁済(投資法人債の償還を 含みます。)後の残余財産の分配にあずかることによってしか投資金額を回収することがで きません。このため、投資主は、投資金額の全部又は一部について回収を得ることができな い可能性があります。

④ 不動産及び信託の受益権に関するリスク

本投資法人の主たる運用資産は、前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ① 投資対象とする 資産の種類」に記載の通り、不動産等及び不動産対応証券等です。不動産を信託する信託の受 益権その他不動産を裏付けとする資産の所有者は、その信託財産である不動産又は裏付けとな る不動産を直接所有する場合と、経済的には、ほぼ同様の利益状況に置かれます。したがって、 以下に記載する不動産に関する法的リスクは、不動産を信託する信託の受益権その他不動産を 裏付けとする資産についても、ほぼ同様にあてはまります。

なお、信託の受益権特有のリスクについては、後記「(レ) 不動産を信託の受益権の形態で 保有する場合の固有のリスク」をご参照下さい。

(イ) 不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク

不動産には権利、地盤、地質、構造等に関して欠陥、瑕疵等が存在している可能性があり、また、かかる欠陥、瑕疵等が取得後に判明する可能性もあります。本投資法人は、状況によっては、前所有者に対し一定の事項につき表明及び保証を要求し、瑕疵担保責任を負担させる場合もありますが、たとえかかる表明及び保証が真実でなかったことを理由とする損害賠償責任や瑕疵担保責任を追及できたとしても、これらの責任の期間及び責任額は一定範囲に限定されるのが通例であり、また、前所有者が解散したり無資力になっているために実効性がない場合もあります。

これらの場合には、当該欠陥、瑕疵等の程度によっては当該不動産の資産価値が低下することを防ぐために買主である本投資法人が当該欠陥、瑕疵等の補修その他に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなることがあり、投資主に損害を与える可能性があります。

また、本投資法人が不動産を売却する場合、本投資法人は、宅地建物取引業法(昭和27年 法律第176号。その後の改正を含みます。)(以下「宅地建物取引業法」といいます。)上、 宅地建物取引業者とみなされるため、同法に基づき、売却の相手方が宅地建物取引業者であ る場合を除いて、不動産の売買契約において、瑕疵担保責任に関し、買主に不利となる特約 をすることが制限されています。従って、本投資法人が不動産を売却する場合は、売却した 不動産の欠陥、瑕疵等の修補その他に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなることがあ り、投資主に損害を与える可能性があります。

加えて、不動産をめぐる権利義務関係の複雑さゆえに、不動産に関する権利が第三者の権利や行政法規等により制限を受けたり、第三者の権利を侵害していることが後になって判明する可能性があります。その結果、本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。

また、不動産登記簿の記載を信じて取引した場合にも、買主は不動産に係る権利を取得できないことがあります。更に、権利に関する事項のみならず、不動産登記簿中の不動産の表示に関する事項が現況と一致していない場合もあります。このような場合、上記と同じく、本投資法人は売主等に対して法律上又は契約上可能な範囲で責任を追及することとなりますが、その実効性があるとの保証はありません。

(ロ) 賃貸借契約に関するリスク

a. 賃貸借契約の解約リスク、更新がなされないリスク

貸借人が賃貸借契約上解約権を留保している場合等には、契約期間中であっても賃貸借契約が終了したり、また、賃貸借契約の期間満了時に契約の更新がなされない場合もあるため、稼働率が低下し、不動産に係る賃料収入が減少することがあります。なお、解約禁止条項、解約ペナルティ条項等を置いて期間中の解約権を制限している場合でも、裁判所

によって解約ペナルティが減額されたり、かかる条項の効力が否定される可能性があります。

以上のような事由により、賃料収入が減少した場合、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主に損害を与える可能性があります。

b. 賃料不払に関するリスク

賃借人の財務状況が悪化した場合又は破産手続、民事再生法上の再生手続若しくは会社 更生法(平成14年法律第154号。その後の改正を含みます。)(以下「会社更生法」とい います。)上の更生手続その他の倒産手続(以下、併せて「倒産等手続」と総称しま す。)の対象となった場合、賃貸借契約に基づく賃料支払が滞る可能性があり、この延滞 賃料等の債務の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超える状況になった場合には、 投資主に損害を与える可能性があります。

c. 賃料改定に係るリスク

テナントとの賃貸借契約の期間が比較的長期間である場合には、多くの場合、賃料等の 賃貸借契約の内容について、定期的に見直しを行うこととされています。

したがって、本書の日付現在の賃料が今後も維持される保証はありません。賃料改定により賃料が減額された場合、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主に損害を与える可能性があります。

また、定期的に賃料等を増額する旨の規定が賃貸借契約にある場合でも、賃借人との交渉いかんによっては、必ずしも、規定通りに賃料を増額できるとは限りません。

d. 賃借人による賃料減額請求権行使のリスク

建物の賃借人は、定期建物賃貸借契約において借地借家法第32条に基づく賃料減額請求権を排除する特約を設けた場合を除いて、同条に基づく賃料減額請求をすることができます。請求が認められた場合、当該不動産から得られる賃料収入が減少し、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主に損害を与える可能性があります。

e. 売上歩合制のリスク

一部のエンドテナントとの賃貸借契約においては、売上歩合制賃料が導入されており、 また、今後も導入される場合がありますが、当該エンドテナントの売上高が減少すれば当 該不動産から得られる賃料収入が減少し、投資主に損害を与える可能性があります。

(ハ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク

火災、地震、津波、暴風雨、洪水、落雷、竜巻、戦争、暴動、騒乱、テロ等(以下「災害等」といいます。)により不動産が滅失、劣化又は毀損し、その価値が影響を受ける可能性があります。このような場合には、滅失、劣化又は毀損した個所を修復するため一定期間建物の不稼働を余儀なくされることにより、賃料収入が減少し、又は当該不動産の価値が下落する結果、投資主に損害を与える可能性があります。不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約で填補されない災害等が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額され若しくは遅れる場合には、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主に損害を与える可能性があります。

(二) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク

運用資産である不動産を原因として、第三者の生命、身体又は財産等を侵害した場合に、 損害賠償義務が発生し、結果的に本投資法人が予期せぬ損害を被る可能性があります。特に、 土地の工作物の所有者は、民法(明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。)(以下 「民法」といいます。)上無過失責任を負うことがあります。不動産の個別事情により保険 契約が締結されない場合、上記(ハ)と同様、本投資法人は悪影響を受ける可能性があります。 また、不動産につき滅失、毀損又は劣化等が生じ、修繕が必要となる場合には、かかる修 繕に関連して多額の費用を要する可能性があります。かかる修繕が困難又は不可能な場合に は、不動産から得られる賃料収入が減少し、不動産の価格が下落する可能性があります。

(ホ) 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク

建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例、都市計画法の改正、新たな立法、収用、 再開発、区画整理等の行政行為に関する規定の施行又は適用の際、原則としてこれらの規定 に適合しない現に存する建物(現に建築中のものを含みます。)又はその敷地については、 当該規定が適用されない扱いとされています(いわゆる既存不適格)。しかし、かかる既存 不適格の建物の建替え等を行う場合には、現行の規定が適用されるので、現行の規定に合致 するよう手直しをする必要があり、追加的な費用負担が必要となる可能性があり、また、現 状と同規模の建築物を建築できない可能性があります。

また、不動産に係る様々な行政法規や各地の条例による規制が運用資産である不動産に適用される可能性があります。例えば、都市計画法、地方公共団体の条例による風致地区内における建築等の規制、河川法による河川保全区域における工作物の新築等の制限、文化財保護法に基づく試掘調査義務、一定割合において住宅を付置する義務や、駐車場設置義務、福祉配慮設備設置義務、緑化推進義務及び雨水流出抑制施設設置義務等が挙げられます。このような義務が課せられている場合、当該不動産の処分及び建替え等に際して、事実上の困難が生じたり、これらの義務を遵守するための追加的な費用負担が生じる可能性があります。更に、運用資産である不動産を含む地域が道路設置等の都市計画の対象となる場合には、当該都市計画対象部分に建築制限が付されたり、建物の敷地とされる面積が減少し収益が減少する可能性があります。また、当該不動産に関して建替え等を行う際に、現状と同規模の建築物を建築できない可能性があります。

(へ) 法令の制定・変更に関するリスク

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。その後の改正を含みます。)(以下「土壌汚染対策法」といいます。)の他、将来的に環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産につき大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課される可能性があります。

また、消防法(昭和23年法律第186号。その後の改正を含みます。)その他不動産の管理 に影響する関係法令の改正により、不動産の管理費用等が増加する可能性があります。更に、 建築基準法、都市計画法の改正、新たな立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為等によ り不動産に関する権利が制限される可能性があります。このような法令若しくは行政行為又 はその変更等が本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

(ト)売主の倒産等の影響を受けるリスク

本投資法人が、債務超過の状況にある等財務状態が実質的危機時期にあると認められる又はその疑義がある者を売主として不動産を取得した場合には、当該不動産の売買が売主の債権者により取消される(詐害行為取消)可能性があります。また、投資法人が不動産を取得した後、売主について倒産等手続が開始した場合には、不動産の売買が破産管財人、監督委員又は管財人により否認される可能性が生じます。

また、本投資法人が、ある売主から不動産を取得した別の者(以下、本項において「買

主」といいます。)から更に不動産を取得した場合において、本投資法人が、当該不動産の取得時において、売主と買主間の当該不動産の売買が詐害行為として取消され又は否認される根拠となりうる事実関係を知っている場合には、本投資法人に対しても、売主・買主間の売買が否認され、その効果を主張される可能性があります。

本投資法人は、管財人等により売買が否認又は取消されるリスク等について諸般の事情を 慎重に検討し、実務的に可能な限り管財人等により売買が否認又は取消されるリスク等を回 避するよう努めますが、このリスクを完全に排除することは困難です。

更に、取引の態様如何によっては売主と投資法人との間の不動産の売買が、担保取引であると判断され、当該不動産は破産者である売主の破産財団の一部を構成し、又は更生会社若しくは再生債務者である売主の財産に属するとみなされる可能性(いわゆる真正譲渡でないとみなされるリスク)もあります。

(チ) 転貸に関するリスク

賃借人(転借人を含みます。)に、不動産の一部又は全部を転貸する権限を与えた場合、本投資法人は、不動産に入居するテナントを自己の意思により選択できなくなったり、退去させられなくなる可能性がある他、賃借人の賃料が、転借人の賃借人に対する賃料に連動する場合、転借人の信用状態等が、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、賃貸借契約が合意解約された場合、又は債務不履行を理由に解除された場合であっても、賃貸借契約上、賃貸借契約終了の場合に転貸人の転借人に対する敷金等の返還義務が賃貸人に承継される旨規定されている場合等には、かかる敷金等の返還義務が、賃貸人に承継される可能性があります。このような場合、敷金等の返還原資は賃貸人の負担となり、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(リ) マスターリース契約に関するリスク

本投資法人の運用資産について、マスターリース会社が信託受託者とマスターリース契約を締結した上で、各エンドテナントに対して転貸しており、今後もこのようなマスターリースの形態が利用されることがあります。

マスターリース会社の財務状況が悪化した場合、エンドテナントがマスターリース会社に 賃料を支払ったとしても、マスターリース会社から信託受託者への賃料の支払が滞る可能性 があります。

(ヌ) テナント等による不動産の利用状況に関するリスク

テナントによる不動産の利用・管理状況により、当該不動産の資産価値や、本投資法人の 収益に悪影響が及ぶ可能性があります。また、転借人や賃借権の譲受人の属性によっては、 運用資産である不動産のテナント属性が悪化し、これに起因して建物全体の賃料水準が低下 する可能性があります。

(ル)共有物件に関するリスク

運用資産である不動産が第三者との間で共有されている場合には、その保存・利用・処分等について単独で所有する場合には存在しない種々のリスクがあります。

まず、共有物の管理は、共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有者の持分の過半数で行うものとされているため(民法第252条)、持分の過半数を有していない場合には、当該不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため

(民法第249条)、他の共有者によるこれらの権利行使によって、本投資法人の当該不動産の保有又は利用が妨げられるおそれがあります。

更に、共有の場合、他の共有者からの共有物全体に対する分割請求権行使を受ける可能性 (民法第256条)、及び裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性(民法第258条第 2項)があり、ある共有者の意図に反して他の共有者からの分割請求権行使によって共有物 全体が処分されるリスクがあります。

この分割請求権を行使しないという共有者間の特約は有効ですが、この特約は5年を超えては効力を有しません。また、登記済みの不分割特約がある場合でも、特約をした者について倒産等手続の対象となった場合には、管財人等はその換価処分権を確保するために分割請求ができるとされています。ただし、共有者は、倒産手続の対象となった他の共有者の有する共有持分を相当の対価で取得することができます(破産法第52条、会社更生法第60条、民事再生法第48条)。

他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、共有されていた物件全体について当該共有者(抵当権設定者)の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶことになると考えられています。したがって、運用資産である共有持分には抵当権が設定されていなくても、他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、分割後の運用資産についても、他の共有者の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶこととなるリスクがあります。

共有持分の処分は単独所有物と同様に自由に行えると解されていますが、共有不動産については、共有者間で共有持分の優先的購入権の合意をすることにより、共有者がその共有持分を第三者に売却する場合に他の共有者が優先的に購入できる機会を与えるようにする義務を負う場合があります。

不動産の共有者が賃貸人となる場合には、賃料債権は不可分債権となり敷金返還債務は不可分債務になると一般的には解されており、共有者は他の賃貸人である共有者の信用リスクの影響を受ける可能性があります。

共有不動産については、単独所有の場合と比べて上記のような制限やリスクがあるため、 取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

(ヲ)区分所有建物に関するリスク

区分所有建物とは建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。その後の改正を含みます。)(以下「区分所有法」といいます。)の適用を受ける建物で、単独所有の対象となる専有部分(居室等)と共有となる共用部分(エントランス部分等)及び建物の敷地部分から構成されます。区分所有建物の場合には、区分所有法上、法定の管理方法及び管理規約(管理規約の定めがある場合)によって管理方法が定められます。建替決議等をする場合には集会において区分所有者及び議決権(管理規約に別段の定めのない限り、その有する専有部分の床面積の割合)の各5分の4以上の多数の建替決議が必要とされる等(区分所有法第62条)、区分所有法の適用を受けない単独所有物件と異なり管理方法に制限があります。

区分所有建物の専有部分の処分は自由に行うことができますが、区分所有者間で優先的購入権の合意をすることがあることは、共有物件の場合と同様です。

区分所有建物と敷地の関係については以下のようなリスクがあります。

区分所有建物の専有部分を所有するために区分所有者が敷地に関して有する権利を敷地利用権といいます。区分所有建物では、専有部分と敷地利用権の一体性を保持するために、法律で、専有部分とそれに係る敷地利用権を分離して処分することが原則として禁止されています(区分所有法第22条)。ただし、敷地権の登記がなされていない場合には、分離処分の

禁止を善意の第三者に対抗することができず、分離処分が有効となります(区分所有法第23条)。また、区分所有建物の敷地が数筆に分かれ、区分所有者が、それぞれ、その敷地のうちの一筆又は数筆の土地について、単独で、所有権、賃借権等を敷地利用権(いわゆる分有形式の敷地利用権)として有している場合には、分離して処分することが可能とされています。このように専有部分とそれに係る敷地利用権が分離して処分された場合、敷地利用権を有しない区分所有者が出現する可能性があります。

また、敷地利用権が使用借権及びそれに類似した権利である場合には、当該敷地が売却、 競売等により第三者に移転された場合に、区分所有者が当該第三者に対して従前の敷地利用 権を対抗できなくなる可能性があります。

このような区分所有建物と敷地の関係を反映して、区分所有建物の場合には、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

(ワ) 借地物件に関するリスク

借地権とその借地上に存在する建物については、自己が所有権を有する土地上に存在する 建物と比べて特有のリスクがあります。借地権は、所有権と異なり永久に存続するものでは なく、期限の到来により当然に消滅し(定期借地権の場合)又は期限到来時に借地権設定者 が更新を拒絶しかつ更新を拒絶する正当事由がある場合に消滅します(普通借地権の場合)。 また、借地権が地代の不払その他により解除その他の理由により消滅してしまう可能性もあ ります。借地権が消滅すれば、時価での建物買取りを請求できる場合(借地借家法第13条、 旧借地法第4条第2項)を除き、借地上に存在する建物を取り壊した上で、土地を返還しな ければなりません。普通借地権の場合、借地権の期限到来時の更新拒絶につき上記正当事由 が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、仮に 建物の買取請求権を有する場合でも、買取価格が本投資法人が希望する価格以上である保証 はありません。

また、本投資法人が借地権を有している土地の所有権が、他に転売されたり、借地権設定時に既に存在する土地上の抵当権等の実行により第三者に移ってしまう可能性があります。この場合、借地権について適用のある法令に従い第三者対抗要件が具備されていないときは、本投資法人は、借地権を当該土地の新所有者に対して対抗できず、当該土地の明渡義務を負う可能性があります。

更に、借地権が賃借権である場合、借地権を譲渡するには、原則として、借地権設定者の 承諾が必要となります。借地上の建物の所有権を譲渡する場合には、当該借地に係る借地権 も一緒に譲渡することになるので、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。か かる借地権設定者の承諾に関しては、借地権設定者への承諾料の支払が予め約束されていた り、約束されていなくても慣行を理由として借地権設定者が承諾料を承諾の条件として請求 してくる場合があります(なお、法律上借地権設定者に当然に承諾料請求権が認められてい るものではありません。)。

加えて、借地権設定者の資力の悪化や倒産等により、借地権設定者に差し入れた敷金及び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があります。借地権設定者に対する敷金及び保証金等の返還請求権について担保設定や保証はなされないのが通例です。

借地権と借地上に建てられている建物については、敷地と建物を一括して所有している場合と比べて、上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

(カ) 借家物件に関するリスク

本投資法人は、建物(共有持分、区分所有権等を含みます。)を第三者から賃借の上又は 信託受託者に賃借させた上、当該賃借部分を直接若しくは信託受託者を通じて保有する建物 と一体的に又は当該賃借部分を単独で、テナントへ転貸することがあります。

この場合、建物の賃貸人の資力の悪化や倒産等により、建物の賃貸人に差し入れた敷金及び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があることは、前記の借地物件の場合と同じです。

加えて、民法上、本投資法人が第三者との間で直接又は信託受託者を通じて締結した賃貸借契約が何らかの理由により終了した場合、原則として、本投資法人又は当該受託者とテナントの間の転貸借契約も終了するとされていますので、テナントから、転貸借契約の終了に基づく損害賠償請求等がなされるおそれがあります。

(ヨ) 開発物件に関するリスク

本投資法人は、将来、規約に定める投資方針に従って、竣工後の物件を取得するために予め開発段階で売買契約を締結する可能性があります。かかる場合、既に完成した物件につき売買契約を締結して取得する場合とは異なり、様々な事由により、開発が遅延し、変更され、又は中止されることにより、売買契約通りの引渡しを受けられない可能性があります。この結果、開発物件からの収益等が本投資法人の予想を大きく下回る可能性がある他、予定された時期に収益等が得られなかったり、収益等が全く得られなかったり、又は予定されていない費用、損害若しくは損失を本投資法人が負担し若しくは被る可能性があり、その結果、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

(タ) 有害物質に関するリスク

本投資法人が土地又は土地の賃借権若しくは地上権又はこれらを信託する信託の受益権を取得する場合において、当該土地について産業廃棄物等の有害物質が埋蔵されている可能性があり、かかる有害物質が埋蔵されている場合には当該土地の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために土壌の入替えや洗浄が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務を負う可能性があります。なお、土壌汚染対策法によれば、土地の所有者、管理者又は占有者は、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の特定有害物質による土地の土壌の汚染の状況について、都道府県知事により調査・報告を命ぜられることがあり、また、土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、都道府県知事によりその被害を防止するため必要な汚染の除去等の措置を命ぜられることがあります。

この場合、本投資法人に多額の負担が生じる可能性があり、また、本投資法人は、支出を 余儀なくされた費用について、その原因となった者やその他の者から常に償還を受けられる とは限りません。

また、本投資法人が建物又は建物を信託する信託の受益権を取得する場合において、当該建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材が使用されているか若しくは使用されている可能性がある場合やPCBが保管されている場合等には、当該建物の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために建材の全面的若しくは部分的交換が必要となる場合又は有害物質の処分若しくは保管が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者

が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人にかかる損害 を賠償する義務が発生する可能性があります。

将来的に環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産 につき大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課される 可能性があります。

(レ) 不動産を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク

本投資法人は、不動産を信託の受益権の形式で取得することがあります。

信託受託者が信託財産としての不動産、不動産の賃借権又は地上権を所有し管理するのは 受益者のためであり、その経済的利益と損失は、最終的にはすべて受益者に帰属することに なります。したがって、本投資法人は、信託の受益権の保有に伴い、信託受託者を介して、 運用資産が不動産である場合と実質的にほぼ同じリスクを負担することになります。

信託契約上信託の受益権を譲渡しようとする場合には、信託受託者の承諾を要求されるのが通常です。更に、不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権は私法上の有価証券としての性格を有していませんので、債権譲渡と同様の譲渡方法によって譲渡することになり、有価証券のような流動性がありません。

信託法(平成18年法律第108号。その後の改正を含みます。)上、信託受託者が倒産等手続の対象となった場合に、信託の受益権の目的となっている不動産が信託財産であることを管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託設定登記をする必要があり、仮にかかる登記が具備されていない場合には、本投資法人は、当該不動産が信託の受益権の目的となっていることを第三者に対抗できない可能性があります。

また、信託財産の受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、又は信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うことにより、不動産を信託する信託の受益権を保有する本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。

更に、信託契約上、信託開始時において既に存在していた信託不動産の欠陥、瑕疵等につき、当初委託者が信託財産の受託者に対し一定の瑕疵担保責任を負担する場合に、信託財産の受託者が、かかる瑕疵担保責任を適切に追及しない、又はできない結果、本投資法人が不測の損害を被り、投資主に損害を与える可能性があります。

⑤ 税制等に関するリスク

(イ) 導管性の維持に関する一般的なリスク

税法上、一定の要件(以下「導管性要件」といいます。)を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。導管性要件のうち一定のものについては、営業期間毎に判定を行う必要があります。本投資法人は、導管性要件を継続して満たすよう努めていますが、今後、本投資法人の投資主の減少、分配金支払原資の不足、法律の改正その他の要因により導管性要件を満たすことができない営業期間が生じる可能性があります。現行税法上、導管性要件を満たさなかったことについてやむを得ない事情がある場合の救済措置が設けられていないため、投資口の募集方法等によっては実質的に海外で募集されたものとみなされて、国内における募集が発行する投資口の発行価額の総額50%を超えていないと指摘された場合、後記(二)に記載する同族会社化の場合等、本投資法人の意図しないやむを得ない理由により要件を満たすことができなかった場合においても、利益の配当等を損金算入できなくなり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があり、本投資活券の市場価格に影響を及ぼすこともあります。なお、課税上の取扱いについては、

(ロ) 会計処理と税務処理との乖離により支払配当要件が満たされないリスク

各営業期間毎に判定を行う導管性要件のうち、配当可能所得又は配当可能額の90%超の分配を行うべきとする要件(以下「支払配当要件」といいます。)においては、投資法人の会計上の利益ではなく税務上の所得を基礎として支払配当要件の判定を行うこととされています。したがって、会計処理と税務上の取扱いの差異により、又は90%の算定について税務当局の解釈・運用・取扱いが本投資法人の見解と異なることにより、この要件を満たすことが困難となる営業期間が生じる場合があり得ます。

(ハ) 借入れに係る導管性要件に関するリスク

税法上、各営業期間毎に判定を行う導管性要件のひとつに、借入れを行う場合には租税特別措置法施行令に規定する適格機関投資家(以下本⑤において「適格機関投資家」といいます。)のみから行うべきという要件があります。したがって、本投資法人が何らかの理由により適格機関投資家以外からの借入れを行わざるを得ない場合、又は、保証金若しくは敷金の全部若しくは一部がテナントからの借入金に該当すると解釈された場合においては、導管性要件を満たせないことになります。この結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(二) 同族会社要件について本投資法人のコントロールが及ばないリスク

各営業期間毎に判定を行う導管性要件のうち、営業期間終了時に同族会社に該当していないこと(発行済投資口の総口数等の50%超が上位3位以内の投資主グループ等によって保有されていないこと)とする要件、即ち、同族会社要件については、本投資証券が市場で流通することにより、本投資法人のコントロールの及ばないところで、結果として満たされなくなる営業期間が生じるリスクがあります。

(ホ) 投資口を保有する投資主数について本投資法人のコントロールが及ばないリスク

税法上、導管性要件のひとつに、営業期間末において投資法人の投資口が適格機関投資家のみにより保有されること、又は50人以上の投資主に保有されることという要件があります。しかし、本投資法人は投資主による投資口の売買をコントロールすることができないため、本投資法人の投資口が50人未満の投資主により保有される(適格機関投資家のみに保有される場合を除きます。)こととなる可能性があります。

(へ) 税務調査等による更正処分のため、支払配当要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、税務当局との見解の相違により過年度の課税所得計算について追加の税務否認項目等の更正処分を受けた場合には、過年度における支払配当要件が事後的に満たされなくなるリスクがあります。現行税法上このような場合の救済措置が設けられていないため、本投資法人が過年度において損金算入した配当金が税務否認される結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(ト) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

本投資法人は、本書の日付現在において、一定の内容の投資方針を規約に定めることその他の税制上の要件を充足することを前提として、直接に不動産を取得する場合の不動産取得

税及び登録免許税の軽減措置の適用を受けることができると考えています。しかし、本投資 法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、又は軽減措置の要件が変更され 若しくは軽減措置が廃止された場合において、軽減措置の適用を受けることができなくなる 可能性があります。

(チ) 一般的な税制の変更に関するリスク

不動産、信託の受益権その他投資法人の運用資産に関する税制若しくは投資法人に関する 税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、公租公課の負担が増大 し、その結果本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。また、投資証券に係 る利益の配当、出資の払戻し、譲渡等に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取 扱いが変更された場合、本投資証券の保有又は売却による手取金の額が減少する可能性があ ります。

(リ) 減損会計の適用に関するリスク

固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)が、平成17年4月1日以後開始する事業年度より強制適用されることになったことに伴い、本投資法人においても第1期計算期間より「減損会計」が適用されています。「減損会計」とは、主として土地・建物等の事業用不動産について、収益性の低下により投資額を回収する見込みが立たなくなった場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理のことをいいます。

「減損会計」の適用に伴い、地価の動向及び運用資産の収益状況等によっては、会計上減損損失が発生し、本投資法人の損益に悪影響を及ぼす可能性があり、また、税務上は当該資産の売却まで損金を認識することができない(税務上の評価損の損金算入要件を満たした場合や減損損失の額のうち税務上の減価償却費相当額を除きます。)ため、税務と会計の齟齬が発生することとなり、税務上のコストが増加する可能性があります。

⑥ その他

不動産の鑑定評価等に関するリスク

不動産の鑑定評価額及び不動産価格調査の調査価格は、個々の不動産鑑定士等の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものにとどまり、客観的に適正な不動産価格と一致するとは限りません。同じ物件について鑑定、調査等を行った場合でも、不動産鑑定士等、評価方法又は調査の方法若しくは時期によって鑑定評価額、調査価格の内容が異なる可能性があります。また、かかる鑑定等の結果は、現在及び将来において当該鑑定評価額や調査価格による売買の可能性を保証又は約束するものではありません。

建築物環境調査報告書、土壌環境評価報告書も、個々の調査会社が行った分析に基づく意見の表明であり、評価方法、調査の方法等によってリスク評価の内容が異なる可能性があります。また、かかる報告書は、取得予定資産に関して特に問題点が指摘されているようなものはないとの調査結果を得ていますが、専門家が調査した結果を記載したものにすぎず、土壌汚染等の環境上の問題が存在しないことを保証又は約束するものではありません。

また、マーケットレポート等により提示される第三者によるマーケット分析は、個々の調査会社の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものにとどまり、客観的に適正なエリア特性、需要と供給、マーケットにおける位置付け等と一致するとは限りません。

同じ物件について調査分析を行った場合でも、調査分析会社、分析方法又は調査方法若しくは 時期によってマーケット分析の内容が異なる可能性があります。

建物状況調査報告書の作成者並びに確認検査機関からは特に問題点が指摘されているようなものはないとの調査結果が記載された報告書を得ていますが、建物の状況及び構造に関して専門家が調査した結果を記載したものにすぎず、不動産に欠陥、瑕疵等が存在しないことを保証又は約束するものではありません。

また、不動産に関して算出されるPML値も個々の専門家の分析に基づく予想値にすぎません。PML値は、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率で示されますが、将来、地震が発生した場合、予想以上の多額の復旧費用が必要となる可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

① 本投資法人の体制

本投資法人は、以上のようなリスクが投資リスクであることを認識しており、その上でこのようなリスクに最大限対応できるよう以下のリスク管理体制を整備しています。

しかしながら、当該リスク管理体制については、十分に効果があることが保証されているものではなく、リスク管理体制が適切に機能しない場合、投資主に損害が及ぶおそれがあります。本投資法人は、投信法に基づき設立され、執行役員1名及び監督役員2名により構成される役員会により運営されています。執行役員は、3か月に一回以上の頻度で役員会を開催し、法令で定められた承認事項に加え、本投資法人の運営及び本資産運用会社の業務遂行状況の詳細な報告を行います。この報告手続きを通じ、本資産運用会社又はその利害関係者から独立した地位にある監督役員は的確に情報を入手し、執行役員の業務遂行状況を監視できる体制を維持しています。同時にかかる報告により、本投資法人は、本資産運用会社の利害関係者との取引について、利益相反取引のおそれがあるか否かについての確認を行い、利益相反等に係るリスクの管理に努めています。

本投資法人は、資産運用委託契約上、本資産運用会社から各種報告を受ける権利及び本資産 運用会社の帳簿その他の資料の調査を行う権利を有しています。かかる権利の行使により、本 投資法人は、本資産運用会社の業務執行状況を監視できる体制を維持しています。

また、本投資法人は、内部者取引規程を定めて、役員によるインサイダー類似取引の防止に 努めています。

② 本資産運用会社の体制

本資産運用会社は、運用及び管理に係るリスクについて、それぞれのリスクを理解した上で、 以下のような体制を整備し、原則としてレベルの異なる実効性のあるリスク管理を行っていま す。

- (イ)本資産運用会社は、投資法人資産運用業務に内包される各種リスクの認識、また、これらの審査、モニタリング、分析等の管理が適切に行われることにより、当該リスクの極小化に努め、本投資法人の運用資産の適切な運用業務に資することを目的として「リスク管理規程」を定めています。「リスク管理規程」では、リスクを分類(運用リスク・事務リスク・システムリスク)した上で、それぞれのリスクに応じた管理の方法を定めるとともに、リスクを監視、管理する体制について定めています。
- (ロ)本資産運用会社は、「運用ガイドライン」、「運用管理規程」、「利害関係者取引規程」、「内部者取引規程」、コンプライアンス関連規程その他各種の事務規程を策定し、当該規程を遵守することで、リスクの極小化に努めるものとします。
 - a. 運用ガイドライン等

本資産運用会社は、本投資法人の規約に定める資産運用の基本方針及び投資態度を踏ま

えた上で、基本方針、取得方針、物件調査方針、運用及び維持管理の方針、売却方針、財務方針、情報管理及び開示方針、利害関係者との取引方針等について定めた「運用ガイドライン」及び期間運用計画書の内容及び策定方法、期間運用計画書に基づいた運用資産の具体的な実施手続きについて定めた「運用管理規程」並びに本投資法人と利益相反のおそれのある当事者間での取引等について行為基準、手続、開示の方法について定めた「利害関係者取引規程」を遵守することにより本投資法人の運用の対象となる不動産等の投資リスクの管理に努めます。詳細については、前記「2 投資方針」をご参照下さい。

b. 内部者取引規程

本資産運用会社は、本資産運用会社の役職員によるインサイダー類似取引について、役職員がその業務に関して取得した未公表の本投資法人関係情報の管理及び役職員の服務等について定めた「内部者取引規程」を遵守することにより、内部者取引の未然防止に努めます。

c. コンプライアンス関連規程

本資産運用会社は、コンプライアンスを「法令、諸規則及び社会的規範の遵守」と定義した上で、「倫理規程」、「コンプライアンスポリシー」、「コンプライアンス・マニュアル」を定め、コンプライアンスに関する適切な運営体制を確立し、本資産運用会社の役職員は当該各種規定を遵守することにより、投資リスクの管理に努めます。

d. その他

本資産運用会社は、役職員及び外部委託業者による事務処理、苦情処理、各種システムの管理に関し、「内部監査規程」を定め、当該業務の遂行状況を監視することで、不正、誤謬の未然防止、業務活動の改善向上を図り、投資法人資産運用業務の円滑かつ効果的な運営が可能となるよう努めます。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

該当事項はありません。

(2) 【買戻し手数料】

本投資法人は、投資主(証券保管振替制度に関する実質投資主(以下「実質投資主」といいます。)を含みます。)の請求による投資口の払戻しを行わないため(規約第7条)、該当事項はありません。

(3) 【管理報酬等】

① 役員報酬 (規約第23条)

本投資法人の執行役員及び監督役員の報酬の支払基準及び支払の時期は、次の通りとします。

- (イ) 各執行役員の報酬は、1人当たり月額80万円を上限として役員会で決定する金額を、毎月、 当月分を当月末日までに支払うものとします。
- (ロ) 各監督役員の報酬は、1人当たり月額50万円を上限として役員会で決定する金額を、毎月、 当月分を当月末日までに支払うものとします。

② 本資産運用会社への資産運用報酬 (規約第35条及び別表1)

本資産運用会社に支払う報酬の金額、計算方法及び支払日はそれぞれ以下の通りとします。

	、 可弄力伝及U CALIVE CAUCAUM 「 V 通り C U G y 。
	報酬額(報酬額の計算方法)/支払時期
運用報酬 I	(報酬額)
	直前の営業期間の決算日における資産総額(注1)
	に、年率0.10%を上限とする料率を乗じた額。
	(支払時期)
	当該決算日後3か月以内
運用報酬Ⅱ	(報酬額の計算方法)
	当該営業期間の経常キャッシュフロー(注2)に、
	10%を上限とする料率を乗じた額。
	(支払時期)
	当該決算日後3か月以内
運用報酬Ⅲ	(報酬額の計算方法)
	不動産等(注3)を取得又は売却したとき、その売買
	価格(売買契約書に記載された金額とし、消費税及び
	地方消費税並びに取得又は売却に伴う費用等は除きま
	す。)に、0.5%を上限とする料率を乗じた額。
	(支払時期)
	取得又は売却した不動産等の引渡しが行われた日の翌
	月末日まで
運用報酬IV(第3期以降に限	(報酬額の計算方法)
る。)	当該営業期間の1口当たり経常キャッシュフローから
当該営業期間における1口当たり	直近6営業期間の1口当たり経常キャッシュフローの
経常キャッシュフロー(注4)が	単純平均額を控除し、これに当該営業期間の決算日に
直近6営業期間(注5)の単純平	おける発行済投資口の総口数の30%を上限とする投資
均を上回り、かつ当該営業期間に	口数を乗じた額。
おける1口当たり経常キャッシュ	(支払時期)
フローが直前の営業期間よりも増	当該決算日後3か月以内
加した場合	

- (注1) 「資産総額」とは、本投資法人の貸借対照表(投信法第131条第2項の承認を受けたものに限ります。)に記載された 資産合計額をいいます。
- (注2) 「経常キャッシュフロー」とは、損益計算書における運用報酬 II 及びIV 控除前の経常利益に、減価償却費及び繰延資産 償却額を加え、特定資産の売却損益及び評価損益(特別損益の部に計上されるものを除きます。)を控除した金額をい います。
- (注3) 「不動産等」とは、前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類 (イ)」に規定する特定資産をいいます。
- (注4) 「1口当たり経常キャッシュフロー」とは、経常キャッシュフローを各営業期間の決算日における発行済投資口総数で除した金額をいいます。
- (注5) 「直近6営業期間」とは、当該営業期間を含む直近の6営業期間をいいます。なお、第5期までは「設立後の全営業期間」とします。

本書の日付において、本資産運用会社との間の報酬水準は以下の通りです。

運用報酬 I

直前の営業期間の決算日における資産総額	報酬額の計算方法 (年率)
1,000億円以下の部分について	資産総額×0.10%
1,000億円超2,000億円以下の部分について	資産総額×0.09%
2,000億円超の部分について	資産総額×0.08%

運用報酬Ⅱ

当該営業期間の経常キャッシュフロー	報酬額の計算方法
25億円以下の部分について	経常キャッシュフロー×5.0%
25億円超50億円以下の部分について	経常キャッシュフロー×4.5%
50億円超の部分について	経常キャッシュフロー×4.0%

運用報酬Ⅲ

不動産等の取得先又は売却先	報酬額の計算方法
本資産運用会社の利害関係者取引規程に定める利害関係者	売買価格×0.2%
上記以外	売買価格×0.4%

③ 一般事務受託者、資産保管会社及び投資主名簿等管理人への支払手数料

資産保管会社、一般事務受託会社及び投資主名簿等管理人がそれぞれの業務を遂行すること に対する対価である事務受託手数料は、以下の通りで、指定口座への振込の方法により支払われます。

(イ) 資産保管業務に係る報酬

各営業期間の資産保管業務報酬は、本投資法人の保有する資産が、信託の対象となる建物につき転貸を目的とするマスターリース契約が締結された不動産信託の信託受益権又は預金であることを前提に、次の各号に定める金額に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額を加算した金額とします。

- a. 平成18年5月1日以降について、当該営業期間初日の直前の本投資法人の決算日における貸借対照表上の資産総額(投信法第129条第2項に規定する貸借対照表上の資産の部の合計額をいいます。)に基づき、6か月分の料率を記載した後記基準報酬額表により計算した金額を上限として、各当事者間で別途合意した金額。なお、円単位未満の端数は切り捨てるものとします。
- b. 本投資法人の保有する資産に現物不動産が含まれることになった場合には、資産保管業務報酬は、現物不動産1物件当たり月額20万円を上限として各当事者が合意した金額と上記 a. に定める金額との合計額に消費税等相当額を加算した金額とします。なお、本投資法人の保有する資産に、現物不動産、信託の対象となる建物につき転貸を目的とするマスターリース契約が締結された不動産信託の受益権又は預金以外の資産が含まれることとなった場合には、その追加的な業務負担を斟酌するため、各当事者は、資産保管業務報酬の金額の変更額について、互いに誠意をもって協議します。

(基準報酬額表)

資産総額	算定方法 (6か月分)
300億円以下の部分について	4, 500, 000円
300億円超の部分について	資産総額×0.0150%

(ロ) 一般事務を行う一般事務受託者の報酬

各営業期間の一般事務報酬は、本投資法人の保有する資産が、信託の対象となる建物につき転貸を目的とするマスターリース契約が締結された不動産信託の信託受益権又は預金であることを前提に、次の各号に定める金額に消費税等相当額を加算した金額とします。

- a. 平成18年5月1日以降について、当該営業期間初日の直前の本投資法人の決算日における貸借対照表上の資産総額(投信法第129条第2項に規定する貸借対照表上の資産の部の合計額をいいます。)に基づき、6か月分の料率を記載した後記基準報酬額表により計算した金額を上限として、当事者間で別途合意した金額。なお、円単位未満の端数は切り捨てるものとします。
- b. 本投資法人の保有する資産に現物不動産が含まれることになった場合には、一般事務報酬は、現物不動産1物件当たり月額20万円を上限として各当事者が合意した金額と上記 a. に定める金額との合計額に消費税等相当額を加算した金額とします。なお、本投資法人の保有する資産に、現物不動産、信託の対象となる建物につき転貸を目的とするマスターリース契約が締結された不動産信託の受益権又は預金以外の資産が含まれることとなった場合には、その追加的な業務負担を斟酌するため、各当事者は、一般事務報酬の金額の変更額について、互いに誠意をもって協議します。

(基準報酬額表)

資産総額	算定方法 (6か月分)
300億円以下の部分について	9, 000, 000円
300億円超の部分について	資産総額×0.0300%

(ハ) 投資主名簿等管理人の報酬

本投資法人は、委託事務手数料として、下記委託事務手数料表により計算した金額を投資 主名簿等管理人に支払うものとします。ただし、同表に定めのない事務手数料は、その都度 各当事者が協議のうえ定めます。

<委託事務手数料表>

■通常事務手数料表

手数料項目	手数料計算単位及で	が計算方法	事務範囲				
1. 基本手数料	(1) 毎月末現在における投資	主及び実質投資主の	投資主名簿等の管理				
	名寄せ合算後投資主数を	基準として、投資主	投資主票及び実質投資主票の管理				
	1名につき下記段階に応	じ区分計算した合計	平常業務に伴う月報等諸報告、期末現在に				
	額の6分の1。		おける投資主及び実質投資主の確定と各名				
	ただし、月額の最低料金	は200,000円としま	簿を合算した諸統計表の作成				
	す。		新規及び除籍の投資主票、実質投資主票の				
	5,000名まで	480円	整理				
	10,000名まで	420円					
	30,000名まで	360円					
	50,000名まで	300円					
	100,000名まで	260円					
	100,001名以上	225円					
	(2) 除籍の投資主票及び実質	投資主票					
		1件につき 70円					
2. 名義書換手数料	(1) 書換等の投資証券1枚に	つき 110円	投資証券の名義書換				
	(2) 書換等の投資口数1口に	つき 120円	質権の登録及び抹消				
			改姓名、商号変更、その他投資証券の表示				
			変更に関する投資証券及び投資主名簿への				
			記載				
3. 投資証券不所持	(1) 投資証券不所持申し出取	扱料	投資証券不所持制度にもとづく不所持申し				
取扱手数料	投資証券	1枚につき 80円	出の受理				
	(2) 投資証券発行又は返還料		投資証券寄託先への寄託又は投資証券の廃				
	投資証券	1枚につき 80円	棄				
			不所持取扱中の投資主より交付請求があっ				
			た場合の投資証券交付及びそれに付随する				
			事務				
4. 分配金事務手数	(1) 期末現在における投資主	及び実質投資主の名	分配金の計算及び分配金明細表の作成				
料	寄せ合算後投資主数を基	準として、投資主1	分配金領収証の作成				
	名につき下記段階に応じ	区分計算した合計	印紙税の納付手続				
	額。		分配金支払調書の作成				
	ただし、最低料金は350,	000円とします。	分配金の未払確定及び未払分配金明細表の				
	5,000名まで	120円	作成				
	10,000名まで	110円	分配金振込通知及び分配金振込テープ又は				
	10,000名まで 30,000名まで		分配金振込通知及び分配金振込テープ又は 分配金振込票の作成				
		100円					
	30,000名まで	100円 80円	分配金振込票の作成				
	30,000名まで 50,000名まで	100円 80円	分配金振込票の作成 一般税率以外の源泉徴収税率の適用				
	30,000名まで 50,000名まで 100,000名まで	100円 80円 60円 50円	分配金振込票の作成 一般税率以外の源泉徴収税率の適用				
	30,000名まで 50,000名まで 100,000名まで 100,001名以上	100円 80円 60円 50円 につき 150円	分配金振込票の作成 一般税率以外の源泉徴収税率の適用				
	30,000名まで 50,000名まで 100,000名まで 100,001名以上 (2)指定振込払いの取扱1件 (3)郵便振替支払通知書の分	100円 80円 60円 50円 につき 150円	分配金振込票の作成 一般税率以外の源泉徴収税率の適用				
	30,000名まで 50,000名まで 100,000名まで 100,001名以上 (2)指定振込払いの取扱1件 (3)郵便振替支払通知書の分	100円 80円 60円 50円 につき 150円	分配金振込票の作成 一般税率以外の源泉徴収税率の適用				
	30,000名まで 50,000名まで 100,000名まで 100,001名以上 (2)指定振込払いの取扱1件 (3)郵便振替支払通知書の分 1 (4)特別税率の適用 1	100円 80円 60円 50円 につき 150円 割 枚につき 100円	分配金振込票の作成 一般税率以外の源泉徴収税率の適用				
5. 投資証券分合交	30,000名まで 50,000名まで 100,000名まで 100,001名以上 (2)指定振込払いの取扱 1件 (3)郵便振替支払通知書の分 1 (4)特別税率の適用 1 (5)分配金計算書作成 1	100円 80円 60円 50円 につき 150円 割 枚につき 100円 件につき 150円	分配金振込票の作成 一般税率以外の源泉徴収税率の適用				

	手数料項目	手数料計算単位及び計算方法	;	事務範囲			
6.	分配金支払手数	(1) 分配金領収証及び郵便振替支払通知	和書	取扱期間経過後の分配金及び分配金の支払			
	料	1枚につき	450円	未払分配金及び分配金の管理			
		(2) 毎月末現在における未払の分配金領	頂収証及び				
		郵便振替支払通知書					
		1枚につき	3円				
7.	諸届・調査・証	(1) 諸届 1件につき	600円	住所変更届、特別税率適用届及び銀行振込			
	明手数料	(2) 調査 1件につき	600円	指定書並びに実質投資主管理番号変更届等			
		(3) 証明 1件につき	600円	諸届出の受理			
				税務調査等についての調査、回答			
			分配金支払証明書等諸証明書の発行				
8.	諸通知発送手数	(1) 封入発送料 封入物2種まで		封 入…招集通知、決議通知等の封入、発			
	料	(機械封入) 1通につき	25円	発送料 送、選別及び書留受領証の作成			
		1種増すごとに	5円加算	葉書発送料…葉書の発送			
		(2) 封入発送料 封入物2種まで		宛 名…諸通知等発送のための宛名印書			
		(手封入) 1通につき	40円	印書料			
		1種増すごとに	10円加算	照合料…2種以上の封入物についての照合			
		(3) 葉書発送料 1 通につき	8円				
		(4) 宛名印書料 1 通につき	15円				
		(5) 照合料 1 照合につき	10円				
9.	還付郵便物整理	1 通につき	200円	投資主総会関係書類、分配金、投資証券そ			
	手数料			の他還付郵便物の整理、保管、再送			
10.	投資主総会関係	(1) 議決権行使書(委任状)作成料		議決権行使書(又は委任状)の作成			
	手数料	行使書(委任状) 1 枚につき	15円	議決権行使書(又は委任状)の集計			
		(2) 議決権行使書(委任状)集計料					
		行使書(委任状) 1 枚につき	70円	投資主総会受付事務補助			
		ただし、最低料金は70,000円としる	ます。				
		(3) 投資主総会受付補助					
		派遣者1名につき	10,000円				
11.	投資主一覧表作	(1) 全投資主を記載する場合		大口投資主一覧表等各種投資主一覧表の作			
	成手数料	1名につき	20円	成			
		(2) 一部の投資主を記載する場合					
		該当投資主1名につき	20円				
12.	複写手数料	複写用紙1枚につき	30円	投資主一覧表及び分配金明細表等の複写			
13.	分配金振込投資	投資主1名につき	50円	分配金振込勧誘状の宛名印書及び封入並び			
	主勧誘料			に発送			
14.	投資証券廃棄手	投資証券1枚につき	15円	予備投資証券等の廃棄			
	数料	ただし、最低料金は30,000円としまっ	ナ 。				

■保管振替制度関係手数料表

手数料項目	手数料計算単位及び計算方法	事務範囲					
1. 実質投資主管理	毎月末現在における名寄せ後の実質投資	実質投資主の実質投資主管理番号単位の管					
料	つき、下記段階に応じ区分計算した合計	十額。	理				
	ただし、月額の最低料金は50,000円とし	」ます。	投資主と実質投資主及び実質投資主間の名				
	5,000名まで	寄せ					
	10,000名まで	10,000名まで 45円 実					
	30,000名まで 40円						
	50,000名まで 30円						
	50,001名以上						
2. 新規預託投資口	新規預託投資口数データ1件につき	新規預託投資口数データ1件につき 200円					
数データ処理手			投資主名簿への登録				
数料							
3. 投資主通知デー	照合用実質投資主データ及び実質投資主	データの入力及び仮実質投資主名簿、実質					
タ処理手数料	タ1件につき	150円	投資主名簿との照合並びに登録				

④ 会計監査人報酬 (規約第32条)

会計監査人の報酬は、1営業期間につき1,500万円を上限とし、役員会で決定する金額を、 監査報告書受領後10日以内に支払うものとします。

(4) 【その他の手数料等】

本投資法人は、投資証券の発行及びその他運用資産の運用に係る以下の費用を負担します。

- ① 投資証券の発行に関する費用(券面の作成、印刷及び交付に係る費用を含みます。)
- ② 有価証券届出書、有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出に係る費用
- ③ 目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用
- ④ 財務諸表、資産運用報告等の作成、印刷及び交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用を含みます。)
- ⑤ 本投資法人の公告に要する費用及び広告宣伝等に要する費用
- ⑥ 本投資法人の法律顧問及び税務顧問等に対する報酬及び費用
- ⑦ 投資主総会及び役員会開催に係る費用及び公告に係る費用並びに投資主に対して送付する書面の作成、印刷及び交付に係る費用
- ⑧ 執行役員、監督役員に係る実費及び立替金等
- ⑨ 運用資産の取得、管理、売却等に係る費用(媒介手数料、管理委託費用、損害保険料、維持・修繕費用、水道光熱費等を含みます。)
- ⑩ 借入金及び投資法人債に係る利息
- ① 本投資法人の運営に要する費用
- ② その他前各号に類する費用で役員会が認めるもの

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者又は日本法人である投資主に対する課税及び投資法人の課税上の一般的取扱いは、以下の通りです。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、個々の投資主の固有の事情によっては、異なる取扱いが行われることがあります。

① 個人投資主

(イ) 収益分配金に係る税務

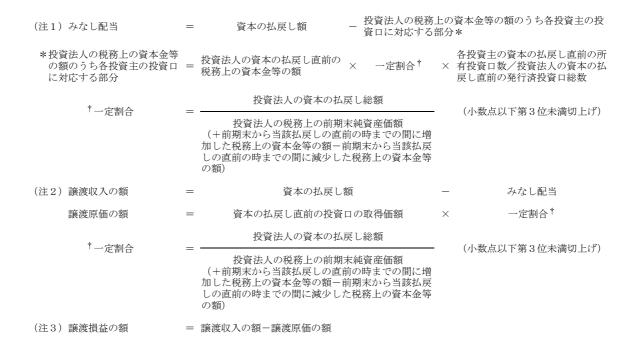
個人投資主が本投資法人から受け取る収益分配金は、株式の配当と同様に配当所得として

取り扱われます。また、本投資法人の投資口は証券取引所に上場されている株式等として取り扱われ、収益分配金を受け取る際に20%の税率により源泉徴収された後、総合課税の対象となります。配当控除の適用はありません。ただし、本投資法人の配当等の支払に係る基準日において、その有する投資口数が本投資法人の発行済み投資口の総数の5%未満である個人投資主が平成21年3月31日までに支払を受ける収益分配金については、上記の源泉徴収税率が所得税7%及び地方税3%に軽減されており、収益分配金の額にかかわらず、申告不要の選択をすることが認められています。

(ロ) 利益を超える金銭の分配に係る税務

個人投資主が本投資法人から受取る利益を超える金銭の分配は、資本の払戻しとして扱われ、この金額のうち払戻しを行った本投資法人の資本金等の額に相当する金額を超える金額がある場合には、みなし配当(計算方法については下記^(注1)をご参照下さい。)として上記(イ)における収益分配金と同様の課税関係が適用されます。また、利益を超える金銭の分配の額から、みなし配当を差引いた金額は、本投資口の譲渡に係る収入金額として取り扱われます。この譲渡収入に対応する譲渡原価は下記^(注2)のように計算されます。譲渡に係る収入金額から譲渡原価を差引いた金額^(注3)は、株式等の譲渡所得として原則として下記(ハ)と同様の課税を受けます。

資本の払戻しに係る分配金を受領した後の投資口の取得価額は、当該分配金を受領する直前の投資口の取得価額から、資本の払戻しに係る譲渡原価を控除した金額となります。



なお、上記(注1)記載のみなし配当の額及び上記(注2)記載の一定割合については、 本投資法人から通知します。

(ハ) 投資口の譲渡に係る税務

個人投資主が本投資口を譲渡した際の譲渡益については、株式を譲渡した場合と同様に、株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額(以下「株式等の譲渡に係る譲渡所得等」といいます。)として申告分離課税(所得税15%、地方税5%)の方法で課税されます。ただし、平成20年12月31日までに本投資口を証券業者若しくは銀行を通じて、又は証券業者に対して譲渡する場合等には、申告分離課税の税率が所得税7%、地方税3%に軽減されます。また、特定口座制度が設けられており、個人投資主が証券業者等に

特定口座を開設し、上場株式等保管委託契約に基づいてその特定口座に保管されている上場株式等の譲渡所得等についてその年の最初の譲渡の時までに証券業者等に対して「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出した場合には、一定の要件の下に、譲渡対価の支払の際に源泉徴収され、申告不要の選択をすることが認められています。源泉徴収は、本投資口の譲渡益に相当する金額に対して、所得税15%、地方税5%の税率により行われます。ただし、平成20年12月31日までの譲渡については10%(所得税7%、地方税3%)の税率に軽減されています。

本投資口の譲渡に際し譲渡損が生じた場合は、特定口座制度において源泉徴収を選択し、かつ申告をしないことを選択した場合を除いて、他の株式等の譲渡に係る譲渡所得等との損益通算が認められます。しかしながら、株式等の譲渡に係る譲渡所得等の合計額が損失となった場合は、その損失は他の所得との損益通算はできません。本投資口を譲渡したことにより生じた譲渡損失のうちその譲渡日の属する年分の株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額は、その年の翌年以後3年内の各年分の株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除が認められます。譲渡損失の繰越控除を受けるためには、譲渡損失が生じた年分の当該譲渡損失の金額の計算に関する明細書等を添付した確定申告書を提出し、かつ、その後、連続して確定申告書を提出していることが必要となります。

② 法人投資主

(イ) 収益分配金に係る税務

法人投資主が本投資法人から受け取る収益分配金は、原則として分配の決議のあった日の属する投資主の事業年度において益金計上されます。本投資法人の投資口は証券取引所に上場されている株式等として取り扱われ収益分配金を受け取る際には原則として15%の税率により源泉徴収がされますが、この源泉税は配当等に対する所得税として所得税額控除の対象となります。なお、平成21年3月31日までの期間に支払を受ける収益分配金については、上記の源泉徴収税率が所得税7%に軽減されています。なお、受取配当等の益金不算入の規定の適用はありません。

(ロ) 利益を超える金銭の分配に係る税務

法人投資主が本投資法人から受け取る利益を超える金銭の分配は、資本の払戻しとして扱われ、この金額のうち払戻しを行った本投資法人の資本金等の額に相当する金額を超える金額がある場合には、みなし配当として上記(イ)における収益分配金と同様の課税関係が適用されます。また、利益を超える金銭の分配の額から、みなし配当を差引いた金額は本投資口の譲渡に係る収入金額として取り扱われます。譲渡に係る収入金額から譲渡原価を差引いた金額は譲渡損益として課税所得に算入されます。みなし配当、譲渡原価、譲渡損益の計算方法は個人投資主の場合と同様です。

資本の払戻しを受けた後の投資口の帳簿価額は、この資本の払戻しを受ける直前の投資口の帳簿価額から、資本の払戻しに係る譲渡原価を控除した金額となります。

(ハ)投資口の期末評価方法

法人投資主による本投資口の期末評価方法については、税務上、本投資口が売買目的有価証券である場合には時価法、売買目的外有価証券である場合には原価法が適用されます。なお、会計上は、売買目的有価証券の場合は税法と同様に時価法が適用されますが、売買目的外有価証券のうちその他有価証券に分類される投資口に関しても原則として時価法(評価損益は原則として資本の部に計上)の適用があります。

(二) 投資口の譲渡に係る税務

法人投資主が本投資口を譲渡した際の譲渡損益は、法人税の計算上、益金又は損金として 計上されます。

③ 本投資法人の税務

(イ) 利益配当等の損金算入要件

税法上、導管性要件を満たす投資法人に対しては、その投資ビークルとしての特殊性に鑑み、本投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を本投資法人の損金に算入することが認められています。

利益の配当等を損金算入するために満足すべき主要な要件(いわゆる導管性要件)は次の通りです。

- a. その事業年度に係る配当等の額(投信法第137条第1項の規定による金銭の分配のうち利益の配当から成る部分の金額(みなし配当の額を含みます。))の支払額がその事業年度の配当可能所得金額の90%超(又は投信法第137条第1項の規定による金銭の分配の額が配当可能額の90%超)であること。
- b. 他の法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%以上を有していないこと。
- c. 借入れは、租税特別措置法施行令に規定する適格機関投資家(以下本(イ)において「適格機関投資家」といいます。)のみからのものであること。
- d. 事業年度の終了時において同族会社(注)に該当していないこと。
- e. 発行する投資口の発行価額の総額のうち国内において募集される投資口の売出価額の占める割合が50%を超える旨が本投資法人の規約において記載されていること。
- f. 設立時における本投資口の発行が公募でかつ発行価額の総額が1億円以上であること、 又は本投資口が事業年度の終了時において50人以上の者又は適格機関投資家のみによって 所有されていること。
 - (注) 同族会社とは会社の株主等(その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。)の3人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資(その会社が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合その他政令で定める場合におけるその会社のことをいいます。

(ロ) 不動産流通税の軽減措置

- a. 不動產取得税
 - 一般に不動産を取得した際には、原則として不動産取得税が課税価額の4%の税率により課されます。ただし、住宅及び土地の取得については平成18年4月1日から平成21年3月31日までは3%、住宅以外の家屋の取得については平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に限り3.5%となります。なお、以下の一定の要件等を満たす投資法人が平成21年3月31日までに取得する不動産に対しては、不動産取得税の課税価額が3分の1に軽減されています。
 - i 規約に資産の運用の方針として、特定不動産(投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。)の価額の合計額の当該投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合(以下「特定不動産の割合」といいます。)を75%以上とする旨の記載があること。
 - ii 投資法人から投信法第198条の規定によりその資産の運用に係る業務を委託された投信法第2条第18項に規定する投資信託委託業者が、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。その後の改正を含みます。)(以下「宅地建物取引業法」といいます。)第50条の2第1項の認可を受けていること。
 - iii 資金の借入れをする場合には、地方税法総務省令に規定する適格機関投資家からのものであること。
 - iv 運用する特定資産が次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

- イ 特定不動産の割合が75%以上であること。
- ロ 本軽減規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が75%以上となること。
- v 投信法第187条の登録を受けていること。
- b. 特別土地保有税

平成15年度以後当分の間、特別土地保有税の課税は停止されています。

c. 登録免許税

一般に不動産を取得した際の所有権の移転登記に対しては、原則として登録免許税が課税価額の2%の税率により課されます。ただし、平成18年4月1日から平成20年3月31日までに登記される土地については、税率が1%に軽減されています。また、上記 a. のiからvに掲げる要件等(ただしiiiの借入れ先は、「金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家」と読み替えます。)を満たす投資法人が平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得する不動産については、当該取得後1年以内に登記を受ける場合には、登録免許税の税率が0.8%に軽減されています。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成19年10月31日現在)

資産の種類	用途	地域	保有総額 (百万円) (注1)	対総資産比率 (%) (注2)		
		首都圏	15, 942	22. 6		
	オフィス	地方	8, 148	11.5		
		小計	24, 090	34. 1		
		首都圏	19, 071	27. 0		
信託不動産	商業施設等	地方	2, 426	3. 4		
16 武小勁座		小計	21, 497	30. 4		
		首都圏	16, 994	24. 0		
	住居	地方	2, 597	3. 7		
		小計	19, 592	27. 7		
	合	計	65, 181	92. 2		
預金等のその他資産			5, 492	7.8		
資産総額			70, 674	100.0		
負債総額			39, 316	55. 6		
純資産総額			31, 357	44. 4		

- (注1) 保有総額は、期末現在の貸借対照表計上額(信託不動産等については減価償却後の帳簿価額)によっており、百万円未満を切り捨てて記載しています。なお、不動産等を主な信託財産とする信託受益権には信託財産内の預金及びその他の無形固定資産は含まれていません。
- (注2) 「対総資産比率」は、資産総額に対する当該資産の貸借対照表計上額の比率をいい、小数第2位以下を四捨五入して記載 しています。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

- (イ) 信託受益権及び信託不動産の概要
 - a. 信託受益権の概要

平成19年10月31日現在

物件 物件夕新		所有形態 (信託受益 権利形態			不動産信託受託者		取 須口	取得価格 (注 2)	
番号	物件名称	(信託受益権/現物)	土地	建物		信託期間 満了日	取得日	(百万円)	シェア (%)
オフィス (計10物件)							23, 686	36. 5	
オー1	新三ビル	信託受益権	所有権	所有権	みずほ信託銀行 株式会社	平成26年 6月28日	平成17年 9月7日	2, 106	3. 2
才-2	35山京ビル	信託受益権	所有権	所有権	みずほ信託銀行 株式会社	平成26年 12月31日	平成17年 9月9日	4, 132	6.4
才-3	渋谷ウエストビル	信託受益権	所有権	所有権	みずほ信託銀行 株式会社	平成27年 2月28日	平成17年 9月7日	2, 017	3. 1
オー4	千葉ウエストビル	信託受益権	所有権	所有権	中央三井信託銀 行株式会社	平成22年 1月31日	平成17年 9月9日	2, 367	3. 7
オー5	成田TTビル	信託受益権	所有権	所有権	中央三井信託銀 行株式会社	平成22年 5月27日	平成17年 9月7日	1,860	2.9
才-6	宇都宮センタービル	信託受益権	所有権	所有権	みずほ信託銀行 株式会社	平成26年 7月6日	平成17年 9月7日	2, 135	3.3
オー7	サザン水戸ビル	信託受益権	所有権	所有権	中央三井信託銀 行株式会社	平成27年 2月28日	平成17年 9月7日	1, 962	3.0
才-8	堀川通四条ビル	信託受益権	所有権	所有権	中央三井信託銀 行株式会社	平成27年 2月28日	平成17年 9月7日	1,885	2.9
才-9	KYUHO江坂ビ ル	信託受益権	所有権	所有権	みずほ信託銀行 株式会社	平成27年 3月30日	平成17年 9月9日	1, 899	2.9
オー10	内神田ビル	信託受益権	所有権	所有権	三菱UF J信託 銀行株式会社	平成24年 7月31日	平成18年 5月30日	3, 323	5. 1
		商業	施設等(計4物件)			21, 569	33. 3
商一1	ラ・ポルト青山	信託受益権	所有権	所有権	みずほ信託銀行 株式会社	平成20年 4月25日	平成17年 9月7日	14, 024	21.6
商-2	ホテル日航茨木 大阪	信託受益権	所有権	所有権	新生信託銀行株 式会社	平成26年 3月31日	平成18年 3月28日	2, 510	3.9
商-3	西野ビル	信託受益権	所有権	所有権	中央三井信託銀 行株式会社	平成24年 7月29日	平成18年 5月30日	2, 715	4.2
商-4	リーフコンフォー ト新小岩	信託受益権	所有権	所有権	みずほ信託銀行 株式会社	平成29年 9月30日	平成19年 9月21日	2, 320	3.6
		ſ	主居(計 🤄	6 物件)				19, 581	30. 2
住一1	ミルーム代官山	信託受益権	所有権	所有権	中央三井信託銀 行株式会社	平成20年 9月28日	平成17年 9月9日	6, 869	10.6
住-2	ミルーム白金台	信託受益権	所有権	所有権	中央三井信託銀 行株式会社	平成20年 9月28日	平成17年 9月9日	2, 680	4. 1
住-3	ミルーム乃木坂	信託受益権	所有権	所有権	中央三井信託銀 行株式会社	平成20年 9月28日	平成17年 9月9日	2, 751	4.2
住一4	ミルーム南青山	信託受益権	所有権	所有権	中央三井信託銀 行株式会社	平成21年 3月24日	平成17年 9月9日	2, 575	4.0
住一5	ミルーム広尾Ⅱ	信託受益権	所有権	所有権	中央三井信託銀 行株式会社	平成21年 3月24日	平成17年 9月9日	2, 256	3.5
住-6	フォレスト・ヒル 仙台青葉	信託受益権	所有権	所有権	中央三井信託銀 行株式会社	平成29年 4月30日	平成19年 5月1日	2, 450	3.8
	-		計 (全2	0物件)				64, 836	100.0

- (注1) 土地及び建物の「権利形態」の欄には、所有権、区分所有権等の不動産信託受託者が保有する権利の種類を記載しています。
- (注2) 「取得価格」の欄には、本投資法人が各物件の前受益者との間で締結した不動産信託受益権譲渡契約書に記載された各信託受益権の売 買価額(消費税等相当額を除きます。)を百万円未満を切り捨てて記載しています。なお、「シェア」の欄は、小数第2位以下を四捨 五入しています。また、一物件当たり平均取得価格(取得価格の合計を物件数で除した数値をいいます。)は、3,242百万円です(百 万円未満を四捨五入しています。)。

b. 運用資産の概要

平成19年10月31日現在

## (注) 物件名称 (注 2) 所在地 (注 3) (注 3) (注 4) (注 4) (注 4) (注 5) (注 4) (注 7								十川	(19年10月	OT H SULT
# オフィス小計 10,909.95 55,277.58 一 21.3 一 21.4 10.5 10.5 10.8 10.5 10.			物件名称		所在地	(m^2)	(m^2)	数	(年)	
### 27			オフィス小計					(任3)		(在3)
中央医	オー1	オフィス	·	首都圏						10.8
### 27 11.0 12.5 11.0 12.5 11.0 12.5 11.0 12.5 11.0 12.5 11.0 12.5 11.0 12.5 11.0 12.5 11.0 12.5 11.0 12.5 11.0 12.5 11.0 12.5 11.0 12.5 11.0 12.5 11.0 12.5 11.0 12.5 11.0 12.5 11.0	オー2	オフィス	35山京ビル	首都圏	東京都 中央区	1, 216. 99	6, 413. 60		16. 2	14. 5
大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪	オー3	オフィス	渋谷ウエストビル	首都圏		820. 19	3, 747. 00		17.0	12.5
本一名 オフィス 大田 T 下 日本 田本 成田 下 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪	オー4	オフィス	千葉ウエストビル	首都圏		1, 495. 56	6, 716. 79		11.8	13. 9
オーマ オフィス カッサン水戸ビル 地方 突城県 水戸市 1,052.68 6,336.28 SRC・ 22.7 13.7 オー8 オフィス 堀川通四条ビル 地方 京都市 864.61 6,323.96 ド・9 F 15.3 10.0 オー9 オフィス 堀川通四条ビル 地方 京都市 864.61 6,323.96 ド・9 F 15.3 10.0 オー9 オフィス KYUHO江坂ビ 地方	オー5	オフィス		首都圏	成田市	2, 117. 53	4, 369. 69	8 F	17.7	19. 6
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	オー6	オフィス		地方	宇都宮市	1, 304. 60	7, 089. 84	C • 10 F	21.8	10. 9
オー8 オフィス 堀川通四条ビル 地方 原都市 原都市 原都市 原都市 原都市 度都市 度都市 度都市 度和 原本 原土	オー7	オフィス	サザン水戸ビル	地方		1, 052. 68	6, 336. 28	8 F	22.7	13. 7
大田市 10.1	オー8	オフィス	堀川通四条ビル	地方		864. 61	6, 323. 96	S • 9 F	15. 3	10.0
商業施設等小計	オー9	オフィス		地方		991.75	6, 098. 09		14.8	10. 1
商-1 商業施設等 ラ・ボルト青山 首都圏 複谷区 1,272.58 6,572.29 S/SR C・11F B 2 3.0 9.1 商-2 商業施設等 ボテル日航茨木 大阪 地方 大阪府 茨木市 7,168.66 17,652.11 C・8 F B 1 15.4 12.5 商-3 商業施設等 西野ビル 首都圏 東京都 八王子市 3,251.27 9,738.89 SRC/ RC / S · 7 F B 1 17.3 13.4 商-4 商業施設等 リーフコンフォート新小岩 首都圏 東京都 3 / 251.27 9,738.89 RC・12 F B 1 0.2 13.9 住居小計 年屋小計 9,708.27 27,488.54 - 3.9 - 住-1 住居 ミルーム代官山 首都圏 東京都 2 / 134.66 8,192.31 RC・6 F B 2 4.7 10.1 住-2 住居 ミルーム白金台 首都圏 東京都 2 / 1797.66 RC・7 F B 1 4.1 12.9 住-3 住居 ミルーム乃木坂 首都圏 東京都 2 / 11.68 2,416.50 RC・6 F B 1 4.8 8.4 住-4 住居 ミルーム南青山 首都圏 東京都 2 / 11.68 2,416.50 RC・5 F B 1 3.7 9.9 住-5 住居 ミルーム広尾II 首都圏 東京都 2 / 11.68 2,422.10 RC・12 F C・12 F	オー10	オフィス	内神田ビル	首都圏		461.31	5, 348. 62		45. 5	13. 9
商-1 商業施設等 ラ・ポルト青山 首都圏 渋谷区 1,272.58 6,572.29 C・11F B 2 3.0 9.1 商-2 商業施設等 ホテル目航茨木 大阪 地方 大阪府 茨木市 7,168.66 17,652.11 S/SR C C・8 F B 1 15.4 12.5 商-3 商業施設等 西野ビル 首都圏 東京都 人王子市 3,251.27 9,738.89 SRC C RC C RC RC C RC RC C RC RC RC RC RC			商業施設等小計			12, 159. 09	36, 772. 01	_	5.9	_
商-2 商業施設等 大阪 地方 大阪 大阪 茨木市 7,168.66 17,652.11 C・8 F B 1 15.4 12.5 商-3 商業施設等 商業施設等 西野ビル 首都圏 大阪 八王子市 東京都 長飾区 3,251.27 9,738.89 SRC/ RC/ S・7 F B 1 17.3 13.4 商-4 商業施設等 ト新小岩 リーフコンフォー ト新小岩 首都圏 養飾区 東京都 渋谷区 466.58 2,808.72 RC・12 FB 1 0.2 13.9 住-1 住居 ミルーム代官山 首都圏 東京都 港区 東京都 港区 2,134.66 8,192.31 RC・6 FB 2 4.7 10.1 住-2 住居 ミルーム白金台 首都圏 港区 東京都 港区 957.09 3,513.53 RC・6 FB 1 4.8 8.4 住-4 住居 ミルーム南青山 首都圏 港区 東京都 港区 711.68 2,416.50 RC・5 FB 1 3.7 9.9 住-5 住居 ミルーム広尾II 首都圏 港区 東京都 港区 608.63 2,422.10 RC・12 F 3.7 12.9 住-6 住居 フォレスト・ヒル 仙台青葉 地方 宮城県 仙台市 4,016.54 8,146.44 RC・9 F 0.6 11.7	商一1	商業施設等	ラ・ポルト青山	首都圏		1, 272. 58	6, 572. 29	C • 11 F	3. 0	9. 1
商-3 商業施設等 西野ビル 首都圏 東京都 八王子市 3,251.27 9,738.89 R C / S · 7 F B 1 17.3 13.4 商-4 商業施設等 リーフコンフォート新小岩 首都圏 東京都	商-2	商業施設等		地方		7, 168. 66	17, 652. 11	C • 8 F	15. 4	12. 5
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	商一3	商業施設等	西野ビル	首都圏		3, 251. 27	9, 738. 89	R C / S · 7 F	17.3	13. 4
住一1 住居 ミルーム代官山 首都圏 東京都 渋谷区 2,134.66 8,192.31 RC・6 FB 2 4.7 10.1 住一2 住居 ミルーム白金台 首都圏 東京都 品川区 1,279.67 2,797.66 RC・7 FB 1 4.1 12.9 住一3 住居 ミルーム乃木坂 首都圏 東京都 港区 957.09 3,513.53 RC・6 FB 1 4.8 8.4 住一4 住居 ミルーム南青山 首都圏 東京都 港区 711.68 2,416.50 RC・5 FB 1 3.7 9.9 住一5 住居 ミルーム広尾II 首都圏 東京都 港区 608.63 2,422.10 RC・12 F 3.7 12.9 住一6 住居 フォレスト・ヒル 仙台青葉 地方 宮城県 仙台市 4,016.54 8,146.44 RC・9 F 0.6 11.7	商-4	商業施設等		首都圏		466. 58	2, 808. 72		0.2	13. 9
住一2 住居 ミルーム白金台 首都圏 東京都 品川区 1,279.67 2,797.66 RC・7 FB1 4.1 12.9 住一3 住居 ミルーム乃木坂 首都圏 東京都 港区 957.09 3,513.53 RC・6 FB1 4.8 8.4 住一4 住居 ミルーム商青山 首都圏 東京都 港区 711.68 2,416.50 RC・5 FB1 3.7 9.9 住一5 住居 ミルーム広尾II 首都圏 東京都 港区 608.63 2,422.10 RC・12 F 3.7 12.9 住一6 住居 フォレスト・ヒル 仙台青葉 地方 宮城県 仙台市 4,016.54 8,146.44 RC・9 F 0.6 11.7			住居小計			9, 708. 27	27, 488. 54		3. 9	_
住 - 3 住居 ミルーム乃木坂 首都圏 東京都 港区 957.09 3,513.53 RC・6 FB 1 4.8 8.4 住 - 4 住居 ミルーム南青山 首都圏 東京都 港区 711.68 2,416.50 RC・5 FB 1 3.7 9.9 住 - 5 住居 ミルーム広尾 II 首都圏 東京都 港区 608.63 2,422.10 RC・12 F 3.7 12.9 住 - 6 住居 フォレスト・ヒル 仙台青葉 地方 宮城県 仙台市 4,016.54 8,146.44 RC・9 F 0.6 11.7	住-1	住居	ミルーム代官山	首都圏	東京都 渋谷区	2, 134. 66	8, 192. 31	F B 2	4. 7	10. 1
住一名 住居 ミルーム南青山 首都圏 港区 957.09 3,513.53 FB1 4.8 8.4 住一名 住居 ミルーム南青山 首都圏 東京都 港区 711.68 2,416.50 RC・5 FB1 3.7 9.9 住一5 住居 ミルーム広尾II 首都圏 港区 608.63 2,422.10 RC・12 F 3.7 12.9 住一6 住居 フォレスト・ヒル 仙台青葉 地方 宮城県 仙台市 4,016.54 8,146.44 RC・9 F 0.6 11.7	住-2	住居	ミルーム白金台	首都圏		1, 279. 67	2, 797. 66	F B 1	4. 1	12. 9
住一名 住居 マルーム店園 書都圏 港区 711.68 2,410.50 FB1 3.7 9.8 住一5 住居 ミルーム広尾II 首都圏 東京都港区 608.63 2,422.10 RC・12 F 3.7 12.9 住一6 住居 フォレスト・ヒル仙台青葉 地方 宮城県仙台市 4,016.54 8,146.44 RC・9 F 0.6 11.7	住-3	住居	ミルーム乃木坂	首都圏		957. 09	3, 513. 53	F B 1	4.8	8. 4
住一ち 住居 ミルーム広尾II 自都圏 港区 608.63 2,422.10 F 3.7 12.8 住一6 住居 フォレスト・ヒル 仙台青葉 地方 宮城県 仙台市 4,016.54 8,146.44 R C・9 F 0.6 11.7	住一4	住居	ミルーム南青山	首都圏	港区	711. 68	2, 416. 50	F B 1	3. 7	9. 9
性 6 性	住-5	住居	ミルーム広尾Ⅱ	首都圏		608. 63	2, 422. 10		3. 7	12. 9
合計 32,777.31 119,538.13 - 10.9 3.3	住一6	住居	仙台青葉	地方		4, 016. 54	8, 146. 44		0.6	11. 7
			合計			32, 777. 31	119, 538. 13	_	10.9	3. 3

⁽注1) 「用途」の欄には、本投資法人の用途別アロケーションにおける分類を記載しています(前記「2 投資方針 (1) 投資方針 ① 基本方針 (ロ) アロケーション b. 用途別アロケーション方針」をご参照下さい。)。

⁽注2) 「地域」の欄には、本投資法人の地域別アロケーションにおける分類を記載しています。

⁽注3) 「地積」、「延床面積」及び「構造・階数」の各欄は、登記簿上の数値等を記載しています。なお、「構造・階数」におけるSRCは

鉄骨鉄筋コンクリート造、RCは鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造、Fは階、Bは地下階を表しています。

- (注4) 「築年数」の欄には、平成19年10月31日現在の建築時期からの経過年数を小数第2位以下を四捨五入して記載しています。合計欄及び 小計欄には、築年数を取得価格で加重平均した数値を小数第2位以下を四捨五入して記載しています。
- (注 5) 合計欄に記載された3.3%は、株式会社竹中工務店作成の「20棟ポートフォリオ PML 建物状況調査」に基づくポートフォリオ PM L を記載しています。

c. 賃貸状況の概要

平成19年10月31日現在

物件		賃貸可能面積	賃貸面積	賃貸可 能戸数	賃貸戸数	稼働率	テナント	年間賃料組(注:	
番号	物件名称	M		(戸) (注3)	(戸) (注4)	(%) (注5)	数 (注6)	(百万円)	シェア (%)
7	トフィス小計	42, 833. 42	39, 995. 57			93.4	119	2,042	46.0
オー1	新三ビル	2, 460. 19	2, 460. 19	l	l	100.0	5	157	3. 5
オー2	35山京ビル	5, 248. 41	5, 248. 41	_		100.0	7	322	7. 3
オー3	渋谷ウエストビル	2, 592. 26	2, 592. 26	l	l	100.0	1	136	3. 1
オー4	千葉ウエストビル	5, 497. 38	4, 573. 39			83. 2	18	203	4.6
オー5	成田TTビル	3, 895. 39	3, 895. 39			100.0	8	195	4. 4
オー6	宇都宮センタービ ル	5, 043. 23	4, 633. 23	_		91. 9	20	208	4. 7
オー7	サザン水戸ビル	4, 933. 27	4, 609. 46		1	93. 4	25	204	4. 6
オー8	堀川通四条ビル	4, 834. 56	4, 421. 10		1	91.4	11	221	5. 0
オー9	KYUHO江坂ビ ル	5, 013. 66	4, 247. 07	_	_	84. 7	15	176	3. 9
オー10	内神田ビル	3, 315. 07	3, 315. 07	_	_	100.0	9	217	4. 9
商	業施設等小計	31, 468. 88	30, 622. 84	79	65	97.3	87	1, 294	29. 2
商一1	ラ・ポルト青山	4, 171. 26	4, 171. 26	l	l	100.0	19	726	16. 4
商-2	ホテル日航茨木 大阪	17, 652. 11	17, 652. 11	_	_	100.0	1	224	5. 1
商-3	西野ビル	7, 205. 78	6, 517. 19	52	43	90.4	41	199	4. 5
商-4	リーフコンフォー ト新小岩	2, 439. 73	2, 282. 28	27	22	93. 5	26	144	3. 2
	住居小計	21, 271. 45	20, 490. 47	517	504	96. 3	498	1, 100	24.8
住一1	ミルーム代官山	5, 338. 90	5, 115. 39	83	79	95.8	78	359	8. 1
住-2	ミルーム白金台	2, 671. 96	2, 508. 44	37	35	93. 9	34	142	3. 2
住-3	ミルーム乃木坂	2, 888. 37	2, 600. 03	47	43	90.0	41	136	3. 1
住一4	ミルーム南青山	1, 905. 13	1, 870. 51	45	44	98. 2	46	140	3. 2
住一5	ミルーム広尾Ⅱ	1, 994. 69	1, 923. 70	53	51	96. 4	48	129	2. 9
住-6	フォレスト・ヒル 仙台青葉	6, 472. 40	6, 472. 40	252	252	100.0	251	192	4. 3
	合計	95, 573. 75	91, 108. 88			95. 3	704	4, 437	100.0

- (注1) 「賃貸可能面積」の欄には、平成19年10月31日現在の各運用資産に係る建物の賃貸が可能な床面積を記載しており、倉庫・駐車場・管理人室・看板・自動販売機・アンテナ等の、賃借人の主たる賃貸目的に付随して賃貸される面積及び賃貸人が本物件の維持管理のために賃貸(使用貸借を含みます。) する面積を除きます。
- (注2) 「賃貸面積」の欄には、賃貸可能面積のうち、平成19年10月31日現在効力を有するエンドテナントとの賃貸借契約に基づく面積を記載 しています。
- (注3) 「賃貸可能戸数」の欄には、平成19年10月31日現在居宅として利用可能な戸数を記載しています。
- (注4) 「賃貸戸数」の欄には、賃貸可能戸数のうち平成19年10月31日現在において効力を有する賃貸借契約に基づき賃貸に供されている戸数を記載しています。
- (注5) 「稼働率」の欄には、賃貸面積を賃貸可能面積で除して得られた数値を百分率で記載しており、小数第2位以下を四捨五入して記載しています。

- (注6) 「テナント数」の欄には、物件毎のエンドテナントの数を記載しています。なお、エンドテナントが同一の物件に重複して入居している場合、当該重複しているテナントは1として計算し、また、複数の物件に重複して入居している場合には、複数テナントとする方法で延テナント数を記載しています。
- (注7) 「年間賃料総額」は、各運用資産に係る平成19年10月31日現在効力を有する賃貸借契約に基づく月額賃料収入(売上歩合制賃料を除く 賃料、共益費、駐車場収入、トランクルーム収入及び看板設置収入)を12倍した金額を記載しており、百万円未満を切り捨てています。 合計欄及び小計欄には、切捨て前の年間賃料総額を合計したものを百万円未満を切り捨てて記載しています。また、「シェア」の欄は、 小数第2位以下を四捨五入して記載しています。

d. 鑑定評価書の概要

平成19年10月31日現在

				直接還元	法(注1)	DC1	DCF法 (注2)			(B)	(B)/(A)
物件番号	物件名称	評価額 (百万円)	積算価 格 (百万円)	直接還 元価格 (百万円)	直接還元 利回り (%)	DCF価格 (百万円)	DCF 割引率 (%)	DCF ターミナ ルキャッ プレート (%)	取得価格 (百万円)	直接還元 法NO I (百万円) (注3)	直接還元法 NOI利回 り (%) (注4)
					オフィ	ィス					
オー1	新三ビル	2,550	2, 400	2, 590	4.8	2, 510	4. 5	5. 1	2, 106	131	6. 2
才-2	35山京ビル	4, 543	2,871	4, 522	5. 1	4, 543	4.8	5. 6	4, 132	232	5. 6
オー3	渋谷ウエストビル	2, 803	1,803	2, 933	5. 5	2, 803	5. 2	6.0	2,017	164	8.1
オー4	千葉ウエストビル	2, 630	1,520	2,630	5.8	2, 630	5. 6	6.0	2, 367	156	6.6
オー5	成田TTビル	2, 109	669	2, 140	7. 3	2, 109	7.0	7.8	1,860	158	8. 5
オー6	宇都宮センタービル	2, 420	1, 440	2, 440	6.0	2, 410	5.8	6. 2	2, 135	154	7.2
オー7	サザン水戸ビル	2, 220	813	2, 210	6. 3	2, 230	6. 1	6. 4	1,962	146	7.4
オー8	堀川通四条ビル	2, 150	1,520	2, 140	6. 1	2, 160	6.0	6.3	1,885	134	7. 1
オー9	KYUHO江坂ビル	1,950	1, 260	1,900	6.1	1,970	5. 9	6.3	1,899	119	6.2
オー10	内神田ビル	3, 453	2,074	3, 605	5.4	3, 453	5.0	5.9	3, 323	196	5.9
				•	商業施	設等	•	•	•		
商-1	ラ・ポルト青山	14, 670	12, 210	15, 750	4.0	14, 670	3. 7	4.5	14, 024	633	4. 5
商-2	ホテル目航茨木 大 阪	2, 530	4, 580	2, 520	5. 4	2, 540	5. 2	5. 7	2,510	154	6. 2
商-3	西野ビル	2,634	1, 781	2, 926	6. 1	2, 634	5.8	6.6	2,715	186	6.8
商-4	リーフコンフォート 新小岩	2, 350	1,350	2, 350	5. 1	2, 350	4.9	5. 3	2, 320	121	5. 2
					住馬	<u>ş</u>					
住-1	ミルーム代官山	6, 878	6, 588	7, 315	4. 5	6, 878	4. 2	5. 0	6, 869	331	4.8
住-2	ミルーム自金台	2, 684	1,850	2, 839	4. 7	2, 684	4.4	5. 2	2,680	134	5. 0
住-3	ミルーム乃木坂	2, 789	2, 385	2, 916	4. 6	2, 789	4.3	4.9	2,751	135	4. 9
住一4	ミルーム南青山	2,642	2, 280	2, 819	4. 4	2, 642	4. 1	4.7	2,575	124	4.8
住-5	ミルーム広尾Ⅱ	2, 220	1,652	2, 354	4. 7	2, 220	4.4	5. 2	2, 256	111	4. 9
住-6	フォレスト・ヒル仙 台青葉	2, 450	1,810	2, 470	5. 6	2, 440	5. 4	5.8	2, 450	144	5. 9

- (注1) 「直接還元法」とは、収益還元法(対象不動産が将来生み出すであろうと期待される純収益の現在価値の総和を求めることにより、対象不動産の試算価格を求める手法)によって収益価格を求める方法のうち、一期間の純収益を還元利回り(直接還元利回り)によって還元する方法をいい、還元された収益価格を直接還元価格といいます。
- (注2) 「DCF法」とは、(注1) 記載の収益還元法によって収益価格を求める方法のうち、連続する複数の期間に発生する純収益及び復帰価格を、その発生時期に応じて現在価値に割り引き、それぞれを合計する方法をいいます。連続する複数の期間の最終期間に対応する割引率をDCFターミナルキャップレートといい、最終期間を除いた期間に対応する割引率をDCF割引率といいます。
- (注3) 「直接還元法NOI」には、敷金・保証金に係る運用益は含んでいません。また、百万円未満を四捨五入して記載しています。
- (注4) 「直接還元法NOI利回り」の欄は、小数第2位以下を四捨五入して記載しています。

e. ポートフォリオの分散

平成19年10月31日現在

アロ	ケーション	取得価材 (注	各ベース 2)	総賃貸可能 (注	面積ベース 3)	総年間賃料ベース (注4)		
	(注1)	(百万円)	シェア (%) (注5)	(m²)	シェア (%) (注5)	(百万円)	シェア (%) (注5)	
用途	オフィス	23, 686	36. 5	42, 833. 42	44. 8	2, 042	46.0	
	商業施設等	21, 569	33. 3	31, 468. 88	32. 9	1, 294	29. 2	
	住居	19, 581	30. 2	21, 271. 45	22. 3	1, 100	24.8	
	合計	64, 836	100. 0	95, 573. 75	100. 0	4, 437	100.0	
地域	首都圏	51, 995	80. 2	51, 624. 52	54. 0	3, 210	72.4	
	地方	12, 841	19.8	43, 949. 23	46. 0	1, 226	27.6	
	合計	64, 836	100.0	95, 573. 75	100. 0	4, 437	100.0	

- (注1) 「アロケーション」の欄に記載された「用途」及び「地域」の区分は、前記「b. 運用資産の概要」に記載された区分に基づいています。
- (注2) 「取得価格ベース」の欄には、前記「a. 信託受益権の概要」に記載された取得価格を「用途」及び「地域」の区分毎に合計したものを記載しています。
- (注3) 「総賃貸可能面積ベース」の欄には、前記「c.賃貸状況の概要」に記載された賃貸可能面積を「用途」及び「地域」の区分毎に合計したものを記載しています。
- (注4) 「総年間賃料ベース」の欄には、前記「c.賃貸状況の概要」の(注7) による切捨て前の各運用資産の年間賃料総額を「用途」及び「地域」の区分毎に合計したものを百万円未満を切り捨てて記載しています。
- (注5) 「取得価格ベース」、「総賃貸可能面積ベース」及び「総年間賃料ベース」の各々における「シェア」の欄は、小数第2位以下を四捨 五入して記載しています。

f. 個別信託不動産の概要

信託不動産の個別の概要は、以下の通りです。

以下に記載する各資産に関する「物件概要」、「賃貸借の状況」、「収支の状況」、「鑑定評価サマリー」、「建物状況調査報告書の概況」、「関係者」、「特記事項」及び「注記」における記載事項に関する説明は以下の通りです。

i. 物件概要

- (i) 所在地の「住居表示」は、住居表示を記載しており、住居表示が実施されていないものは、登記簿上の建物所在地(複数ある場合にはそのうちの一所在地)を記載し、所在地の「地番」は、不動産登記法(平成16年法律第123号。その後の改正を含みます。)第2条第17号に定める一筆の土地ごとに付す番号をいい、本記載においては、当該物件の所在する土地の地番のうち、代表的な部分の地番及びその他の土地の筆数を土地が所在する都道府県、郡、市、区、町村及び字とともに記載しています。
- (ii) 土地及び建物の「権利形態」は、所有権、区分所有権等の不動産信託受託者が保有 する権利の種類を記載しています。
- (iii) 土地の「地積」は、登記簿上の記載に基づいており、現況とは一致しない場合があります。
- (iv) 土地の「用途地域」は、都市計画法(昭和43年法律第100号。その後の改正を含みます。) (以下「都市計画法」といいます。) 第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を記載しています。
- (v)土地の「容積率」は、建築基準法(昭和25年法律第201号。その後の改正を含みま

- す。) (以下「建築基準法」といいます。) 第52条に定める建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる容積率の上限値(指定容積率)を記載しています。指定容積率は、敷地に接続する道路の幅員その他の理由により緩和若しくは割増しされ、又は減少することがあり、実際に適用される容積率とは異なる場合があります。
- (vi) 土地の「建蔽率」は、建築基準法第53条に定める建築物の建築面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる建蔽率の上限値(指定建蔽率)を記載しています。指定建蔽率は、防火地域内の耐火建築物であることその他の理由により緩和若しくは割増しされ、又は減少することがあり、実際に適用される建蔽率とは異なる場合があります。
- (vii) 建物の「用途」は、登記簿上の建物の種類を記載しています。
- (viii) 建物の「延床面積」は、登記簿上の記載に基づいており、附属建物は含まれていません。
- (ix) 建物の「構造・階数」は、登記簿上の記載に基づいています。
- (x) 建物の「建築時期」は、登記簿上の新築年月日を記載しています。
- (xi) 「取得価格」は、本投資法人が各物件の現受益者との間で締結した不動産信託受益 権譲渡契約に記載された各信託受益権の売買価額(消費税等相当額を除きます。)を 百万円未満を切り捨てて記載しています。

ii. 賃貸借の状況

- (i)「賃貸可能面積」は、平成19年10月31日現在の各運用資産に係る建物の賃貸が可能 な床面積を記載しており、倉庫・駐車場・管理人室・看板・自動販売機・アンテナ等 の、賃借人の主たる賃貸目的に付随して賃貸される面積及び賃貸人が本物件の維持管 理のために賃貸(使用貸借を含みます。)する面積は除きます。
- (ii) 「賃貸面積」は、賃貸可能面積のうち、平成19年10月31日現在効力を有するエンド テナントとの賃貸借契約に基づく面積を記載しています。
- (iii) 「賃貸可能戸数」は、平成19年10月31日現在住居として利用可能な戸数を記載しています。
- (iv) 「賃貸戸数」は、「賃貸可能戸数」のうち平成19年10月31日現在において効力を有する賃貸借契約に基づき賃貸に供されている戸数を記載しています。
- (v) 「稼働率」は、賃貸面積を賃貸可能面積で除して得られた数値を百分率で記載して おり、小数第2位以下を四捨五入して記載しています。
- (vi) 「年間賃料総額」は、各運用資産に係る平成19年10月31日現在効力を有する賃貸借契約に基づく月額賃料収入(売上歩合制賃料を除く賃料、共益費、駐車場収入、トランクルーム収入及び看板設置収入)を12倍した金額を記載しており、百万円未満を切り捨てて記載しています。
- (vii) 「敷金・保証金等」は、各運用資産に係る平成19年10月31日現在効力を有する賃貸借契約に規定する敷金(敷引きがある場合には敷引後の金額)及び保証金の残高の合計額を記載しています。
- (viii) 「マスターリース種別」は、賃料保証のないマスターリース契約が締結されている ものには「パス・スルー型」、所有者がエンドテナントと直接賃貸借契約を締結して いるものについては「-」と表示しています。
- (ix) 「テナント数」は、物件毎のエンドテナントの数を記載しています。なお、エンド テナントが同一の物件に重複して入居している場合、当該重複しているテナントは1

として計算しています。

(x) 「主なテナント」は、「オフィス」、「商業施設等」のエンドテナントのうち、賃貸借の状況に記載されている時点における、貸室面積(同一のテナントが同一の物件に重複して入居している場合はその面積の合計)が最大のエンドテナント名を記載しています。

iii. 鑑定評価サマリー

「鑑定評価サマリー」は、本投資法人が、投信法に基づく不動産鑑定評価上の留意事項及び不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号。その後の改正を含みます。)並びに不動産鑑定評価基準に基づき、株式会社不動産投資研究所、株式会社中央不動産鑑定所及び大和不動産鑑定株式会社に運用資産の鑑定評価を委託し作成された各鑑定評価書の概要を記載しています。また、金額については、千円未満を四捨五入して記載しています。

なお、積算価格の計算において、その内訳項目である土地価格及び建物価格は1円単位で記載されているものの、その合計である積算価格は、鑑定評価書上、端数を処理した金額にて計上されているため、土地価格と建物価格の合計と一致しないことがあります。

また、直接還元法による収益価格の計算において、各内訳項目について、鑑定評価書上1円単位で記載されているものを千円単位で四捨五入した金額を計上しているため、合計値が一致しないことがあります。

iv. 建物状況調査報告書の概況

「建物状況調査報告書の概況」は、本投資法人からの委託に基づき、株式会社竹中工務店及び有限会社マスターデザイナーズ一級建築士事務所(以下、それぞれ「竹中工務店」及び「マスターデザイナーズ」と略称します。)が、運用資産に関する建物劣化診断調査、建物有害物質含有調査等の建物状況評価を実施し、作成した当該評価結果に係る報告書の概要を記載しています。

なお、建物状況調査のうち、PML、土壌環境調査については、原則として、竹中工 務店が実施しています。

v. 関係者

- (i) 「PM会社」は、各運用資産について、本書の日付現在において効力を有する物件 の運営管理を委託している契約を締結している会社を記載しています。
- (ii) 「マスターリース会社」は、各運用資産について、本書の日付現在において効力を 有するマスターリース契約を締結している会社を記載しています。

なお、マスターリース会社のうち有限会社ARMリーシングは、本投資法人が信託 受益権を取得した場合に、エンドテナントとの賃貸借契約の締結及びそれに付随する 業務を迅速に行い、効率的な運営を果たすためマスターレッシーとして設立された会 社(SPC)です。有限会社ARMリーシングはSPCであるため、かかる業務に関 しては、本資産運用会社に委託し、本資産運用会社が行っています。当該業務を行う ために、本資産運用会社は、平成17年4月27日に金融庁より投信法第34条の11第1項 但書の承認を受けています。

vi. 特記事項

「特記事項」には、各信託不動産の権利関係・利用等及び評価額・収益性・処分性への影響等を考慮して重要と考えられる事項を記載しています。

vii. 注記

「注記」には、各信託不動産の概要の各項目の記載に当たり、必要な補足説明を記載しています。

viii. 収支の状況

「収支の状況」における情報の記載金額は、原則として発生主義により計上されています。また、単位未満を切り捨てて記載しています。

- (i)「賃貸料収入」は、売上歩合制賃料を含む賃料、共益費、駐車場収入、トランクルーム収入及び看板設置収入が計上されています。
- (ii) 「その他収入」は、水道光熱費収入等が計上されています。
- (iii) 「外注委託費」は、プロパティ・マネジメント報酬、建物管理費及び仲介手数料等 が計上されています。
- (iv) 「水道光熱費」は、電気料、水道料等が計上されています。
- (v) 「修繕費」は、建物の維持管理に必要な修繕として会計処理上費用認識する小規模な修繕工事代が計上されています。なお、年度による差異が大きいこと及び定期的に発生する金額ではないこと等から、対象期間における修繕費が本投資法人の運用資産を長期にわたり継続して保有する場合の修繕費と大きく異なる可能性があります。
- (vi) 「保険料」は、信託不動産に係る損害保険料のうち運用期間に対応する額が計上されています。
- (vii) 「公租公課」は、信託不動産に係る固定資産税、都市計画税及び償却資産税等が計上されています。
- (viii) 「その他」は、信託報酬、有線放送使用料、消耗品費、電話料及びリース料金等が 計上されています。

オー1. 新三ビル

物件概要			鑑	定評	F価サマリー(千円)		
物件名	1	新三ビル		鑑	定評価機関	株式会社不動産投資研究所	
所在地	住居表示	東京都港区新橋三丁目5番 10号		価格時点		平成19年10月31日	
	地番	東京都港区新橋三丁目9番2外4筆		鑑定評価額		2, 550, 000	
土地	権利形態	所有権			積算価格	2, 400, 000	
	地積 (m²)	584. 73			土地価格	1, 980, 000	
	用途地域	商業地域			建物価格	418,000	
	容積率/建蔽率(%)	700/80			直接還元法による収益価格	2,590,000	
建物	権利形態	所有権			DCF法による収益価格	2, 510, 000	
	用途	事務所			割引率	4.5	
	延床面積 (m²)	2, 833. 71			最終還元利回り	5. 1	
	構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート造地 下1階付6階建		物状況調査報告書の概況		①マスターデザイナーズ	
	建築時期	昭和62年5月18日		調査機関(注)		②竹中工務店	
取得価	6格(百万円)	2,106 平成17年9月7日		⇒ IH	* n+. !=	①平成17年6月15日	
取得日	I			調査時点		②平成17年5月18日	
賃貸借の	 伏況(平成19年10月31日現在)			再調達価格(千円)		762, 570	
賃貸豆	「能面積(㎡)	2, 460. 19		長	期修繕費(10年)(千円)	85, 634	
賃貸面	ī積(㎡)	2, 460. 19		Ρ.	ML (%)	10.8	
賃貸可	『能戸数	_	関	係者	Í		
賃貸戸	数	_		不	動産信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
稼働率	₹ (%)	100.0		P	M会社	株式会社ザイマックスアクシ ス	
年間貨	[料総額(百万円)	157		マ	スターリース会社	有限会社ARMリーシング	
敷金・	保証金等(円)	93, 001, 010		設計者 構造設計者		入江三宅設計事務所	
マスタ	ーリース種別	パス・スルー型				株式会社青木豊建築設計事務 所	
テナン	/ト数	5		施	工者	大成建設株式会社	
主なラ	ナント	日本エヌエスシー株式会社		確	認検査機関	特定行政庁 (港区)	

特記事項

- 1. 本物件は、建築後の法令の改正により、防火区画(建築基準法施行令第112条)に関して、いわゆる既存不適格の状態にあります。
- 2. 本物件の北東側隣接地 (9番16) との境界において、当該隣接地上の建物に付属する設備(配管、換気扇、及び土間)の一部が本物件の土地に越境しています。なお、当該隣接地所有者とは、本物件の土地の元所有者との間で平成9年11月18日付で覚書が締結されています。当該覚書では、覚書当事者の所有する不動産が新所有者に譲渡された場合に、当該新所有者にも覚書の合意事項を承継させる義務を負う旨が定められています。
- 3. 本物件の北東側隣接地 (9番22) との境界において、当該隣接地上の建物の外壁の一部、及び量水器等の設備が本物件の土地及び本物件の土地の地中に越境しています。また、当該隣接地所有者は、当該隣接地上の建物の厨房に出入りするための通路として、本物件の土地の一部を無償で使用しています。本物件の建物の確認通知書では本物件の北東隣接地 (9番22) の一部を含む敷地面積が対象とされています。なお、本物件の土地の元所有者は、当該隣接地所有者との間で、当該越境及び本件土地の一部の無償使用等に関する覚書を締結しており、当該越境について確認するとともに、隣地上の建物が存在する場合に限り、本物件の土地の一部の無償使用を承認しています。当該覚書では、覚書当事者の所有する不動産が新所有者に譲渡された場合に、当該新所有者にも覚書の合意事項を承継させる義務を負う旨が定められています。

注記

収支の状況 (千円)				
運用期間(日数)	第1期 自:平成17年9月7日 至:平成18年4月30日 (236日)	第2期 自:平成18年5月1日 至:平成18年10月31日 (184日)	第 3 期 自:平成18年11月 1 日 至:平成19年 4 月30日 (181日)	第4期 自:平成19年5月1日 至:平成19年10月31日 (184日)
不動産賃貸収入計	116, 294	83, 481	87, 086	88, 276
賃貸料収入	104, 276	74, 284	78, 721	78, 517
その他収入	12, 017	9, 197	8, 365	9, 759
不動産賃貸費用計	33, 999	36, 375	45, 923	33, 379
外注委託費	14, 342	10, 775	9,902	11, 142
水道光熱費	6, 820	5, 686	4, 915	5, 277
修繕費	1,059	4,639	14, 973	174
保険料	171	145	170	175
公租公課	_	6,027	6,023	6,008
減価償却費	10,661	8, 227	9, 208	9, 685
その他	943	873	728	916
賃貸事業損益	82, 295	47, 106	41, 163	54, 896

オー2.35山京ビル

件概要			鑑	定詞	平有	西サマリー(千円)	
物件名		35山京ビル		鑑	定	評価機関	株式会社中央不動産鑑定所
所在地	住居表示	東京都中央区入船三丁目7 番2号		価	i格	時点	平成19年10月31日
	地番	東京都中央区入船三丁目13 番3		鑑	定	評価額	4, 543, 0
土地	権利形態	所有権			Ž	積算価格	2,871,0
	地積 (m²)	1, 216. 99				土地価格	2, 251, 0
	用途地域	商業地域				建物価格	620, 0
	容積率/建蔽率(%)	500/80			Ī	直接還元法による収益価格	4, 522, 0
建物	権利形態	所有権				DCF法による収益価格	4, 543, 0
	用途	事務所・共同住宅・駐車場 (注1)				割引率	4
	延床面積(m²)	6, 413. 60				最終還元利回り	5
	構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸 屋根地下1階付9階建	建	物壮	犬衫	兄調査報告書の概況	①マスターデザイナーズ
	建築時期	平成3年8月7日		調	査	機関(注2)	②竹中工務店
取得価格取得日	烙(百万円)	4,132 平成17年9月9日		調	查	時点	①平成17年6月15日 ②平成17年5月18日
	況(平成19年10月31日現在	1775 1 75 1	-	再	調]達価格(千円)	1,665,1
賃貸可能	能面積(m²)	5, 248. 41		長	期	修繕費(10年)(千円)	95, 7
賃貸面和		5, 248. 41		Р	M	IL (%)	14
賃貸可能	能戸数	_	関	係者	旨		-
賃貸戸数	数	_		不	動	産信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
稼働率	(%)	100.0		Р	Μ	[会社	山京ビル株式会社
年間賃料	料総額(百万円)	322		マ	ス	ターリース会社	有限会社ARMリーシング
敷金・信	'呆証金等(円)	252, 142, 708	Ī	設	計	·者	株式会社石川正義建築事務
マスター	ーリース種別	パス・スルー型	1	構	構造設計者		有限会社創建設計事務所
テナン	卜数	7	1	施工者			鹿島建設株式会社
主なテン	ナント	株式会社トランスコンテナ	1	確	認	検査機関	特定行政庁 (東京都)

本物件は、建築後の法令の改正により、防火区画(建築基準法施行令第112条)に関して、いわゆる既存不適格の状態にあります。 注記

- (注1) 本物件については、平成16年5月19日付で中央区長との間で、定住型住宅の確保について「無し」と合意しています。
- (注2) PML・土壌環境調査のみ調査機関は竹中工務店です。

収支の状況 (千円)				
運用期間(日数)	第1期 自:平成17年9月9日 至:平成18年4月30日 (234日)	第2期 自:平成18年5月1日 至:平成18年10月31日 (184日)	第 3 期 自:平成18年11月 1 日 至:平成19年 4 月30日 (181日)	第4期 自:平成19年5月1日 至:平成19年10月31日 (184日)
不動産賃貸収入計	227, 623	177, 102	175, 491	177, 173
賃貸料収入	202, 871	159, 626	161,007	161, 501
その他収入	24, 751	17, 476	14, 484	15, 672
不動産賃貸費用計	65, 904	62,057	60, 260	59, 110
外注委託費	16, 195	13, 346	13, 057	11, 676
水道光熱費	16, 553	14, 881	13, 863	13, 952
修繕費	3, 310	874	303	448
保険料	366	308	351	359
公租公課	_	10, 908	10, 908	10, 884
減価償却費	26, 288	20, 484	20, 529	20, 537
その他	3, 189	1, 252	1, 246	1, 251
賃貸事業損益	161, 719	115, 044	115, 230	118, 062

オー3. 渋谷ウエストビル

物	牛概要			鑑	定記	平価サマリー(千円)	
	物件名		渋谷ウエストビル		鑑	定評価機関	株式会社中央不動産鑑定所
	所在地	住居表示	東京都目黒区青葉台四丁目 7番1号		価格時点		平成19年10月31日
		地番	東京都目黒区青葉台四丁目 555番1外4筆		鑑定評価額		2, 803, 000
	土地	権利形態	所有権			積算価格	1,803,000
		地積 (m²)	820.19 (注1)			土地価格	1,411,000
		用途地域	商業地域、第一種住居地域			建物価格	392,000
		容積率/建蔽率(%)	600/80, 300/60			直接還元法による収益価格	2, 933, 000
	建物	権利形態	所有権			DCF法による収益価格	2, 803, 000
		用途	事務所・駐車場			割引率	5. 2
		延床面積(m²)	3, 747. 00			最終還元利回り	6.0
		構造・階数	鉄筋コンクリート造陸屋根 地下 2 階付 5 階建 平成 2 年11月 7 日		と 物状況調査報告書の概況		
		建築時期			調	査機関(注2)	①マスターデザイナーズ ②竹中工務店
•	取得価格	各(百万円)	2,017		atm	talents la	①平成17年6月16日
•	取得日		平成17年9月7日		調	査時点	②平成17年5月18日
賃:	貸借の状	況(平成19年10月31日現在)			再調達価格 (千円)		955, 800
	賃貸可能	能面積(m²)	2, 592. 26		長	期修繕費(10年)(千円)	75, 620
	賃貸面積	責 (m²)	2, 592. 26	PML (%)		ML (%)	12.5
	賃貸可能	上戸数	_	関	係者	当	.
	賃貸戸数	ά	_		不	動産信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
	稼働率	(%)	100.0		Р	M会社	株式会社日本プロパティ・ソ リューションズ
•	年間賃料	斗総額(百万円)	136		マ	スターリース会社	有限会社ARMリーシング
•	敷金・伊	R証金等(円)	83, 983, 620		設	計者	株式会社東急設計コンサルタ ント
•	マスター	-リース種別	パス・スルー型		構	造設計者	株式会社東急設計コンサルタント
•	テナント	、数	1		施	工者	鹿島・南海・東急建設共同事 業体
	主なテナ	トント	アットネットホーム株式会社		確	認検査機関	特定行政庁 (目黒区)

特記事項

本物件は、建築後の法令の改正により、防火区画(建築基準法施行令第112条)に関して、いわゆる既存不適格の状態にあります。

注記

- (注1) 本物件の土地の北東側道路(区道)は、建築基準法第42条第2項に定める道路(以下「42条2項道路」といいます。)に該当するため、本物件の土地のうち道路境界線より当該道路の中心線から2m以内の部分(12.03㎡)については、道路として扱われることになります。また、南西側道路(私道)は、42条2項道路となるため、本物件のうち、道路境界線より当該道路の中心線から2m以内の部分(42.78㎡)が道路として扱われます。本物件の建物の敷地は、私道負担部分を除いた土地を敷地として建築確認申請をし、検査済証の交付を受けています。また、本資産運用会社の知る限り、本件私道負担に関し他の私道の所有者及び私道利用者との合意事項はありません。
- (注2) PML・土壌環境調査のみ調査機関は竹中工務店です。

収支の状況 (千円)				
運用期間(日数)	第1期 自:平成17年9月7日 至:平成18年4月30日 (236日)	第2期 自:平成18年5月1日 至:平成18年10月31日 (184日)	第 3 期 自:平成18年11月 1 日 至:平成19年 4 月30日 (181日)	第4期 自:平成19年5月1日 至:平成19年10月31日 (184日)
不動産賃貸収入計	122, 425	97, 673	93, 500	96, 795
賃貸料収入	88, 927	68, 405	68, 405	68, 405
その他収入	33, 498	29, 267	25, 094	28, 389
不動産賃貸費用計	40, 926	36, 101	49, 102	40, 276
外注委託費	8, 287	6, 360	6,606	9, 882
水道光熱費	17, 278	12,679	13,871	15, 316
修繕費	2,728	2,736	14, 431	201
保険料	208	175	203	207
公租公課	_	4, 260	4, 260	4, 255
減価償却費	11,707	9,039	9, 175	9, 855
その他	715	849	554	557
賃貸事業損益	81, 499	61, 572	44, 397	56, 519

オー4. 千葉ウエストビル

物件概要			鑑	定記	平価サマリー(千円)	
物件名		千葉ウエストビル		鑑	定評価機関	大和不動産鑑定株式会社
所在地	住居表示	千葉県千葉市中央区新町24 番9号		価	格時点	平成19年10月31日
	地番	千葉県千葉市中央区新町24 番9外2筆		鑑	定評価額	2, 630, 000
土地	権利形態	所有権			積算価格	1, 520, 000
	地積 (m²)	1, 495. 56			土地価格	418, 81
	用途地域	近隣商業地域			建物価格	1, 104, 03
	容積率/建蔽率(%)	400/80			直接還元法による収益価格	2,630,00
建物	権利形態	所有権			DCF法による収益価格	2, 630, 00
	用途	事務所			割引率	5.
	延床面積(m²)	6, 716. 79			最終還元利回り	6. 0
	+# ^# 7Pt **L	鉄骨鉄筋コンクリート造陸	建	ま物状況調査報告書の概況		•
	構造・階数	屋根 9 階建	ļ '	調査機関(注)		①マスターデザイナーズ
	建築時期	平成8年1月31日		H/rJ	五风闪 (正)	②竹中工務店
取得価格取得日	各(百万円)	2,367 平成17年9月9日		調	查時点	①平成17年6月14日 ②平成17年5月17日
	況(平成19年10月31日現在)	1 777 1 7 7 7	1	再	調達価格(千円)	1,900,50
- 1 - 1 - 1 ·	と面積 (m²)	5, 497, 38	1		期修繕費(10年)(千円)	49,02
賃貸面和		4, 573, 39	1	_	ML (%)	13.
賃貸可能	10000000000000000000000000000000000000		関	係者		
賃貸戸数		_	1		動産信託受託者	中央三井信託銀行株式会社
稼働率	(%)	83. 2		Р	M会社	シービー・リチャードエリ ス・アセットサービス株式会 社
年間賃料		203		マ	スターリース会社	<u></u> 有限会社ARMリーシング
	R証金等(円)	156, 569, 157		設	計者	株式会社日建設計
マスター	ーリース種別	パス・スルー型	1	構	造設計者	株式会社日建設計
テナン		18			工者	株式会社長谷エコーポレーション
主なテフ	トント	アサヒビール株式会社	1	確	認検査機関	特定行政庁 (千葉市)
寺記事項		•				•
亥当事項は	ありません。					
主記						
(注) PM	L・土壌環境調査のみ調査	機関は竹中工務店です。				

収支の状況 (千円)				
運用期間(日数)	第1期 自:平成17年9月9日 至:平成18年4月30日 (234日)	第2期 自:平成18年5月1日 至:平成18年10月31日 (184日)	第 3 期 自:平成18年11月 1 日 至:平成19年 4 月30日 (181日)	第4期 自:平成19年5月1日 至:平成19年10月31日 (184日)
不動産賃貸収入計	154, 383	123, 041	118,668	115, 294
賃貸料収入	144, 022	112, 836	111, 737	106, 573
その他収入	10, 360	10, 204	6,931	8, 721
不動産賃貸費用計	71, 161	65, 500	61,621	61, 334
外注委託費	17, 525	14, 195	12,637	12, 276
水道光熱費	12,054	11, 276	9,617	10, 647
修繕費	1, 927	2,513	1, 236	243
保険料	406	338	379	387
公租公課	_	7, 294	7, 290	7, 692
減価償却費	38, 261	28, 889	29, 228	29, 291
その他	986	991	1, 234	795
賃貸事業損益	83, 222	57, 541	57, 047	53, 960

オー5. 成田TTビル

件概要			鑑	定記	平価サマリー(千円)	
物件名		成田TTビル		鑑	定評価機関	株式会社中央不動産鑑定所
所在地	住居表示	千葉県成田市花崎町801番 1		価	格時点	平成19年10月31日
	地番	千葉県成田市花崎町801番 1		鑑	定評価額	2, 109, 00
土地	権利形態	所有権			積算価格	669, 000
	地積 (m²)	2, 117. 53			土地価格	256, 000
	用途地域	準工業地域			建物価格	413, 00
	容積率/建蔽率(%)	200/60			直接還元法による収益価格	2, 140, 00
建物	権利形態	所有権			DCF法による収益価格	2, 109, 00
	用途	事務所・店舗			割引率	7.
	延床面積(m²)	4, 369. 69			最終還元利回り	7.8
	構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸 屋根8階建	建	物壮	犬況調査報告書の概況	
	建築時期	平成2年3月8日		調	査機関 (注)	①マスターデザイナーズ ②竹中工務店
	各(百万円)	1,860		調	査時点	①平成17年6月14日
取得日)= / -	平成17年9月7日	-	 		②平成17年5月17日
	况(平成19年10月31日現在		_		調達価格(千円)	1, 063, 15
	と面積(m²)	3, 895. 39	-		期修繕費(10年)(千円)	81, 310
賃貸面稅		3, 895. 39	L		ML (%)	19.
賃貸可能		_	関	係者		
賃貸戸数	文	_	4	个	動産信託受託者	中央三井信託銀行株式会社
稼働率	(%)	100.0		Р	M会社	シービー・リチャードエリ ス・アセットサービス株式会 社
年間賃料	斗総額 (百万円)	195		マ	スターリース会社	有限会社ARMリーシング
敷金・得	R証金等(円)	134, 603, 608		設	計者	東急建設株式会社
マスター	ーリース種別	パス・スルー型		構	造設計者	東急建設株式会社
テナント	ト数	8		施	工者	東急建設株式会社
主なテナ	トント	第一生命保険相互会社		確	認検査機関	特定行政庁 (千葉県)
記事項		•				
物件は、	建築後の法令の改正により	、防火区画(建築基準法施行令領	第11	2条)に関して、いわゆる既存不	適格の状態にあります。
:記						
(注) PM	L・土壌環境調査のみ調査	機関は竹中工務店です。				

収支の状況 (千円)				
運用期間(日数)	第1期 自:平成17年9月7日 至:平成18年4月30日 (236日)	第2期 自:平成18年5月1日 至:平成18年10月31日 (184日)	第 3 期 自:平成18年11月 1 日 至:平成19年 4 月30日 (181日)	第4期 自:平成19年5月1日 至:平成19年10月31日 (184日)
不動産賃貸収入計	127, 353	97, 242	99, 327	104, 987
賃貸料収入	117, 878	89, 538	91, 468	96, 643
その他収入	9, 474	7, 703	7,858	8, 343
不動産賃貸費用計	30, 733	30, 085	29, 702	68, 746
外注委託費	11, 809	8,878	9, 223	10, 448
水道光熱費	5, 809	5, 276	5, 286	5, 527
修繕費	114	969	121	37, 528
保険料	236	198	229	235
公租公課	_	3,834	3,830	3, 818
減価償却費	11, 755	10, 122	10, 218	10, 327
その他	1,007	804	792	860
賃貸事業損益	96, 619	67, 156	69, 624	36, 240

オー6. 宇都宮センタービル

物件概要			鑑	定記	平価サマリー(千円)	
物件名		宇都宮センタービル		鑑定評価機関 価格時点		大和不動産鑑定株式会社
所在地	住居表示	栃木県宇都宮市大通り二丁 目3番1号				平成19年10月31日
	地番	栃木県宇都宮市大通り二丁 目3番25外7筆		鑑	定評価額	2, 420, 000
土地	権利形態	所有権			積算価格	1,440,000
	地積 (m²)	1, 304. 60			土地価格	505, 564
	用途地域	商業地域			建物価格	936, 838
	容積率/建蔽率(%)	600/80			直接還元法による収益価格	各 2,440,000
建物	権利形態	所有権			DCF法による収益価格	2, 410, 000
	用途	事務所			割引率	5.8
	延床面積(m²)	7, 089. 84			最終還元利回り	6. 2
	構造・階数	鉄骨・鉄筋コンクリート造 陸屋根10階建	建	Π	犬況調査報告書の概況	①マスターデザイナーズ
	建築時期	昭和61年1月31日		調	査機関 (注)	②竹中工務店
取得価格	各(百万円)	2, 135		⇒田		①平成17年6月16日
取得日		平成17年9月7日		可川	重吋点	②平成17年5月17日
賃貸借の状	況(平成19年10月31日現在	()		再	調達価格(千円)	1, 804, 666
賃貸可能	と面積(m²)	5, 043. 23		長	期修繕費(10年)(千円)	138, 942
賃貸面積	責 (m²)	4, 633. 23		Р	ML (%)	10.9
賃貸可能		_	関	係者	É	
賃貸戸数	女	_		不	動産信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
稼働率	(%)	91. 9		Р	M会社	三幸エステート株式会社
年間賃料	斗総額 (百万円)	208		マ	スターリース会社	有限会社ARMリーシング
敷金・保	R証金等(円)	115, 279, 582		設	計者	株式会社横河建築設計事務所
マスター	ーリース種別	パス・スルー型		構	造設計者	株式会社横河建築設計事務所
テナント	数	20		施	工者	日本国土開発株式会社
主なテナ	トント	株式会社整理回収機構		確	認検査機関	特定行政庁 (宇都宮市)
特記事項						
本物件は、	建築後の法令の改正により	、防火区画(建築基準法施行令)	育11	2条) に関して、いわゆる既存 ²	不適格の状態にあります。
注記						
(注) PM	L・土壌環境調査のみ調査	機関は竹中工務店です。				

収支の状況 (千円) 第4期 自:平成19年5月1日 至:平成19年10月31日 第1期 第2期 第3期 自:平成18年11月1日 至:平成19年4月30日 自:平成18年5月1日 自:平成17年9月7日 運用期間 (日数) 至:平成18年4月30日 至:平成18年10月31日 (236日) (184日) (181日) (184日) 不動産賃貸収入計 137, 286 99, 798 112, 319 112,888 90, 749 104, 973 賃貸料収入 124, 953 97, 553 その他収入 12, 332 9,049 14, 765 7,914 不動産賃貸費用計 76, 535 71,589 62,992 62,092 外注委託費 18, 232 14, 793 15, 382 12, 732 水道光熱費 13, 213 10,596 9, 185 11,605 修繕費 14, 531 14,870 2,787 816 保険料 395 325 362 372 7, 298 7,308 7, 355 公租公課 減価償却費 28, 240 22, 549 26,770 27, 865 1,923 その他 1, 155 1, 195 1, 344 賃貸事業損益 60, 751 28, 208 49, 326 50, 796

オー7. サザン水戸ビル

物件概要			鑑	定記	平価サマリー (千円)	
物件名		サザン水戸ビル		鑑	定評価機関	大和不動産鑑定株式会社
所在地	住居表示	茨城県水戸市城南一丁目1 番6号		価	格時点	平成19年10月31日
	地番	茨城県水戸市城南一丁目1 番8外2筆		鑑	定評価額	2, 220, 000
土地	権利形態	所有権			積算価格	813, 000
	地積 (m²)	1, 052. 68			土地価格	161, 960
	用途地域	商業地域			建物価格	651, 255
	容積率/建蔽率(%)	600/80			直接還元法による収益価格	2, 210, 000
建物	権利形態	所有権			DCF法による収益価格	2, 230, 000
	用途	事務所・店舗			割引率	6. 1
	延床面積(m²)	6, 336. 28			最終還元利回り	6.4
	構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸 屋根8階建	建	車物状況調査報告書の概況 調査機関(注)		①マスターデザイナーズ
	建築時期	昭和60年2月19日				②竹中工務店
取得価格取得日	各(百万円)	1,962 平成17年9月7日		調	査時点	①平成17年6月16日 ②平成17年5月17日
賃貸借の状	況(平成19年10月31日現在)	-		再	調達価格(千円)	1, 423, 000
	能面積(m²)	4, 933. 27		長	·期修繕費(10年)(千円)	118, 940
賃貸面租	責 (m²)	4, 609. 46		Р	ML (%)	13. 7
賃貸可能		_	関	係者		
賃貸戸数	汝	_		不	動産信託受託者	中央三井信託銀行株式会社
稼働率	(%)	93. 4		Р	M会社	三幸エステート株式会社
年間賃料	斗総額(百万円)	204		7	スターリース会社	有限会社ARMリーシング
敷金・位	R証金等(円)	97, 357, 422		設	計者	株式会社久米建築事務所
マスター	ーリース種別	パス・スルー型		構造設計者		株式会社久米建築事務所
テナン	- <u> </u>	25		施	工者	大成建設株式会社
主なテフ	ナント	東電不動産管理株式会社		確	認検査機関	特定行政庁(水戸市)

- 特記事項
- 1. 本物件は、建築後の法令の改正により、防火区画(建築基準法施行令第112条)に関して、いわゆる既存不適格の状態にあります。
- 2. 本物件の受電設備の改修(変圧器絶縁油交換、引込みケーブル交換等)のために調査時に、変圧器絶縁油に微量のPCBが混入していることが判明したため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき適正に保管の届出を行った上で、改修工事を行っておりましたが、平成19年10月に本件改修工事が完了したため、同法の規定に従いPCB廃棄物として適切に保管するとともに、所轄官庁に対し、PCB廃棄物の届出を行っています。

注記

収支の状況 (千円)				
運用期間(日数)	第1期 自:平成17年9月7日 至:平成18年4月30日 (236日)	第2期 自:平成18年5月1日 至:平成18年10月31日 (184日)	第 3 期 自:平成18年11月 1 日 至:平成19年 4 月30日 (181日)	第4期 自:平成19年5月1日 至:平成19年10月31日 (184日)
不動産賃貸収入計	128, 120	96, 466	105, 350	105, 952
賃貸料収入	121, 355	91, 819	100, 667	99, 998
その他収入	6, 765	4,647	4,682	5, 954
不動産賃貸費用計	44, 983	42,750	42, 931	44, 523
外注委託費	10, 718	9, 993	8,858	10, 349
水道光熱費	9, 892	7,764	8,072	7, 796
修繕費	437	1, 156	749	657
保険料	315	261	295	302
公租公課	2, 558	4,896	4,894	4, 876
減価償却費	19, 696	17, 731	19,050	19, 596
その他	1, 365	946	1,011	945
賃貸事業損益	83, 136	53, 716	62, 418	61, 428

オー8. 堀川通四条ビル

物件概要			鑑	定記	評価サマリー(千円)	
物件名		堀川通四条ビル		鑑	定評価機関	大和不動産鑑定株式会社
所在地	住居表示	京都府京都市下京区堀川通 綾小路下る綾堀川町293番 地1		価	[格時点	平成19年10月31日
	地番	京都府京都市下京区醒ヶ井 通綾小路下る要法寺町422 番外11筆		鑑	定評価額	2, 150, 000
土地	権利形態	所有権			積算価格	1,520,000
	地積 (m²)	864. 61			土地価格	636, 770
	用途地域	商業地域			建物価格	886, 290
	容積率/建蔽率(%)	700/80			直接還元法による収益価格	2, 140, 000
建物	権利形態	所有権			DCF法による収益価格	2, 160, 000
	用途	事務所・駐車場			割引率	6.0
	延床面積 (m²)	6, 323. 96			最終還元利回り	6.3
	構造・階数	鉄筋コンクリート・鉄骨造 陸屋根地下1階付9階建	建	物状況調査報告書の概況		①マスターデザイナーズ
	建築時期	平成4年7月6日		訪	 査機関(注)	②竹中工務店
取得価格	各(百万円)	1,885		誰	査時点	①平成17年6月21日
取得日		平成17年9月7日		р/н	11111111111111111111111111111111111111	②平成17年5月18日
賃貸借の状	況(平成19年10月31日現在)			再	調達価格(千円)	1, 564, 500
賃貸可能	能面積(㎡)	4, 834. 56		長	:期修繕費(10年)(千円)	77, 95
賃貸面和	漬 (m²)	4, 421. 10		Р	ML (%)	10.0
賃貸可能	能戸数	_	関	係ネ	首	
賃貸戸数	数	_		不	動産信託受託者	中央三井信託銀行株式会社
稼働率	(%)	91. 4		Р	M会社	シービー・リチャードエリ ス・アセットサービス株式会 社
年間賃料	斗総額(百万円)	221		マ	スターリース会社	有限会社ARMリーシング
敷金・位	呆証金等(円)	152, 506, 880		設	計者	竹中工務店
マスター	ーリース種別	パス・スルー型		構	造設計者	竹中工務店
テナン	ト数	11		施	江者	竹中工務店
主なテン	ナント	株式会社日新システムズ		確	認検査機関	特定行政庁(京都市)

特記事項

- 1. 本物件南側の塀一部が隣接地(422番3及び422番4)に越境し、本物件南側に位置する鉄製扉に付帯する鉄柱支柱の一部が隣接地(422番3)に越境しています。なお、当該隣接地所有者とは、本物件の信託受託者との間で平成17年3月7日付で覚書を締結しています。
- 2. 本物件南側の隣接地(422番3及び422番4)の建物の一部(庇)が本物件の土地に越境しています。なお、当該隣接地所有者とは、本物件の信託受託者との間で平成17年3月7日付で覚書を締結しています。
- 3. 本物件北側の塀の一部が隣接地 (74番) に越境しています。なお、当該隣接地所有者とは、本物件の前信託受託者との間で平成17年3月7日付で覚書を締結しています。なお、当該覚書については現信託受託者がその地位を継承しています。
- 4. 本物件北側の塀の一部が隣接地 (72番地) に越境して、当該隣接地の建物の一部が本物件の土地に越境しています。なお、当該隣接地所有者とは、本物件の信託受託者との間で平成17年3月14日付で覚書を締結しています。
- 5. 本物件に設置されている袖看板は、「京都市屋外広告物等に関する条例」が平成19年3月より改正され、沿道型第5種地域特定第2地区に該当するため、平成24年3月末までに撤去しなければなりません。

注記

収支の状況 (千円)				
運用期間(日数)	第1期 自:平成17年9月7日 至:平成18年4月30日 (236日)	第2期 自:平成18年5月1日 至:平成18年10月31日 (184日)	第3期 自:平成18年11月1日 至:平成19年4月30日 (181日)	第4期 自:平成19年5月1日 至:平成19年10月31日 (184日)
不動産賃貸収入計	156, 334	121, 783	119, 202	121, 900
賃貸料収入	145, 204	112, 596	111, 900	111, 416
その他収入	11, 130	9, 186	7, 301	10, 483
不動産賃貸費用計	59, 158	55, 761	51, 414	57, 474
外注委託費	13, 214	10,063	10,055	11, 302
水道光熱費	11, 757	10,710	7,678	11, 444
修繕費	262	1,747	172	881
保険料	346	287	324	331
公租公課	15	7, 439	7, 438	7, 320
減価償却費	32, 551	24, 510	24, 931	25, 207
その他	1,010	1,003	814	985
賃貸事業損益	97, 176	66, 022	67, 787	64, 425

オー9. KYUHO江坂ビル

物件概要			鑑	定許	呼価サマリー (千円)	
物件名		KYUHO江坂ビル		鑑定評価機関 価格時点		大和不動産鑑定株式会社
所在地	住居表示	大阪府吹田市江坂町二丁目 1番43号				平成19年10月31日
	地番	大阪府吹田市江坂町二丁目 1番16外1筆	鑑定評価額		1,950,000	
土地	権利形態	所有権			積算価格	1, 260, 000
	地積 (m²)	991.75			土地価格	460, 242
	用途地域	商業地域			建物価格	800, 479
	容積率/建蔽率(%)	600/80			直接還元法による収益価格	1, 900, 000
建物	権利形態	所有権			DCF法による収益価格	1, 970, 000
	用途	事務所・車庫			割引率	5. 9
	延床面積(m²)	6, 098. 09			最終還元利回り	6.3
	構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄 骨造陸屋根9階建	建	建物状況調査報告書の概況		①マスターデザイナーズ
	建築時期	平成5年1月31日		調	査機関 (注)	②竹中工務店
取得価	格(百万円)	1,899		÷⊞		①平成17年6月21日
取得日		平成17年9月9日		问	11. 时点	②平成17年5月18日
賃貸借のお	弋況(平成19年10月31日現在)			再	調達価格(千円)	1, 558, 211
賃貸可	能面積(m²)	5, 013. 66		長	期修繕費(10年)(千円)	56, 680
賃貸面	積(m²)	4, 247. 07		Р	ML (%)	10. 1
賃貸可	能戸数	_	関	係者	Í	
賃貸戸	数	_		不	動産信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
稼働率	(%)	84. 7		Р	M会社	三幸エステート株式会社
年間賃	料総額(百万円)	176		7	スターリース会社	有限会社ARMリーシング
敷金・	保証金等 (円)	122, 692, 254		設	計者	高島満一級建築士事務所
マスタ	ーリース種別	パス・スルー型		構造設計者		高島満一級建築士事務所
テナン	ト数	15		施	工者	清水建設·紙谷工務店共同事 業体
主なテ	ナント	サンデン株式会社		確	認検査機関	特定行政庁 (吹田市)
特記事項						

- 1. 本物件は、建築後の法令の改正により、防火区画(建築基準法施行令第112条)に関して、いわゆる既存不適格の状態にあります。
- 2. 本物件東側隣接地との境界に設置されているコンクリート塀の一部が本物件に越境していますが、当該隣接地所有者との間で越境について確認するとともに今後当該コンクリート塀の改修等が行われる場合には当該隣接地所有者の費用負担で越境を解消する旨の覚書を平成17年8月12日付けで締結しております。当該覚書では、不動産が第三者に譲渡された場合に、当該第三者にも覚書の内容を承継させ、効力が及ぶものとする旨の確認がなされています。

注記

(支の状況(千円)				
運用期間(日数)	第1期 自:平成17年9月9日 至:平成18年4月30日 (234日)	第2期 自:平成18年5月1日 至:平成18年10月31日 (184日)	第3期 自:平成18年11月1日 至:平成19年4月30日 (181日)	第4期 自:平成19年5月1日 至:平成19年10月31日 (184日)
不動産賃貸収入計	108, 761	99, 231	98, 739	101, 01
賃貸料収入	96, 111	83, 913	87, 123	85, 71
その他収入	12,650	15, 317	11,615	15, 30
不動産賃貸費用計	63, 485	60, 456	63, 095	59, 76
外注委託費	12, 755	10, 239	9,650	9, 89
水道光熱費	8, 117	8, 551	7,751	9, 10
修繕費	905	2,015	5, 664	8
保険料	331	279	317	32
公租公課	1	8, 379	8, 377	8, 22
減価償却費	40, 181	30, 289	30, 649	30, 68
その他	1, 193	702	684	6'
賃貸事業損益	45, 276	38, 774	35, 643	41, 2

オー10. 内神田ビル

物	件概要	r TIT III C/V		鑑	定	評値	西サマリ'	一 (千円)	
	物件名		内神田ビル		銷	監定	評価機関		株式会社中央不動産鑑定所
	所在地	住居表示	東京都千代田区内神田一丁 目14番10号		ſī	西格	時点		平成19年10月31日
		地番	東京都千代田区内神田一丁 目4番3他2筆		銷	監定	評価額		3, 453, 000
	土地	権利形態	所有権			1	積算価格		2, 074, 000
		地積 (m²)	461. 31				土地信	-17-	1, 842, 000
		用途地域	商業地域				建物值	版格	232, 000
		容積率/建蔽率(%)	800/80			Ī	直接還元	法による収益価格	3, 605, 000
	建物	権利形態	所有権]	DCF法	による収益価格	3, 453, 000
		用途	事務所				割引率	Ž	5.0
		延床面積(m²)	5, 348. 62				最終遺	還元利回り	5. 9
			鉄骨鉄筋コンクリート造陸	建	物	状衫	兄調査報4	告書の概況	
		構造・階数	屋根屋上3階地下3階付9 階建		司	調査	機関(注	1)	①マスターデザイナーズ ②竹中工務店
		建築時期	昭和37年5月22日		司	調査	時点		①平成18年2月4日 ②平成18年3月7日
	取得価格	各(百万円)	3, 323		₽	手調	達価格	(千円)	1, 373, 780
	取得日		平成18年5月30日		£	長期	修繕費	(10年) (千円)	84, 940
賃	貸借の状	況(平成19年10月31日現在)	•		F	ΡМ	(%)		13. 9
1	賃貸可能	能面積(m²)	3, 315. 07	関	係	者			
	賃貸面積	責 (m²)	3, 315. 07		7	不動	産信託受	:託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
	賃貸可能	上戸数	_		I	ΡМ	[会社		株式会社アーバンコミュニ ティ
	賃貸戸数	X	_		~	マス	ターリー	-ス会社	有限会社ARMリーシング
	稼働率	(%)	100.0		111	设計	·者	竣工時	株式会社長谷川工務店(注 2)
	年間賃料	斗総額(百万円)	217		1			リニューアル工事時	大成建設株式会社
	敷金・保	金・保証金等 (円) 126,097,003			村	構造設計者	竣工時	株式会社長谷川工務店(注 2)	
	マスター	ーリース種別	パス・スルー型	1		XZBX FT D		リニューアル工事時	大成建設株式会社
	テナント	、数	9		方	施工	.者	竣工時	株式会社長谷川工務店(注 2)
					L			リニューアル工事時	大成建設株式会社
	主なテナ	トント	財団法人漁港漁場漁村技術 研究所		矷	確認	検査機関]	特定行政庁(東京都)

特記事項

- 1. 本物件は、建築後の法令の改正により、許容容積率(建築基準法第52条)、防火区画(建築基準法施行令第112条)及び排煙設備の設置 義務(建築基準法施行令第126条の2)に関して、いわゆる既存不適格の状態にあります。
- 2. 本物件東南側隣接地 (4-6) との境界において、隣接地建物に付属するダクト及びその土台が本物件側に越境しています。また、当該 隣接建物との間にブロック塀が存在します。この越境物とブロック塀に関して、本物件前所有者と隣接土地・建物所有者の間で平成16年 10月19日付にて「越境物等に関する覚書」が締結されています。
- 3. 本物件東北側隣接地(4-2)との境界において、本物件に付属するマンホールが隣接地に越境しています。この越境に関して本物件前所有者と隣接土地・建物所有者の間で平成16年10月19日付にて「越境物等に関する覚書」が締結されています。

注記

- (注1) PML・土壌環境調査のみ調査機関は竹中工務店です。
- (注 2) 株式会社長谷川工務店は、株式会社長谷工コーポレ<u>ーション</u>に商号を変更しています。

収	支の状況(千円)			
	運用期間(日数)	第2期 自:平成18年5月30日 至:平成18年10月31日 (155日)	第 3 期 自:平成18年11月 1 日 至:平成19年 4 月30日 (181日)	第4期 自:平成19年5月1日 至:平成19年10月31日 (184日)
	不動産賃貸収入計	97, 671	115, 292	116, 418
	賃貸料収入	91, 559	108, 761	108, 767
	その他収入	6, 112	6, 531	7,650
	不動産賃貸費用計	23, 626	26, 817	35, 811
	外注委託費	5, 390	6,680	7,710
	水道光熱費	5, 085	6, 797	7,519
	修繕費	582	202	963
	保険料	230	289	295
	公租公課	_	_	6, 520
	減価償却費	11, 420	11, 431	11,706
	その他	917	1,416	1,096
	賃貸事業損益	74, 045	88, 474	80, 607

商-1. ラ・ポルト青山

物件概要			鑑	定許	平価サマリー(千円)	
物件名		ラ・ポルト青山		鑑	定評価機関	株式会社中央不動産鑑定所
所在地	住居表示	東京都渋谷区神宮前五丁目 51番8号		価	格時点	平成19年10月31日
	地番	東京都渋谷区神宮前五丁目 51番19外8筆		鑑	定評価額	14,670,00
土地	権利形態	所有権			積算価格	12, 210, 00
	地積 (m²)	1, 272. 58			土地価格	10, 560, 00
	用途地域	商業地域、第二種住居地域			建物価格	1,653,00
	容積率/建蔽率(%)	700/80、300/60			直接還元法による収益価格	15, 750, 00
建物	権利形態	所有権			DCF法による収益価格	14, 670, 00
	用途	店舗・事務所			割引率	3.
	延床面積(m²)	6, 572. 29			最終還元利回り	4.
	構造・階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリー ト造陸屋根地下2階付11階 建	建		大況調査報告書の概況 査機関	竹中工務店
	建築時期	平成16年11月12日	-	調	査 時点	平成17年4月21日
取得価格	各(百万円)	14,024	-	再	調達価格(千円)	1,893,00
取得日		平成17年9月7日			期修繕費(12年)(千円)	8,8
賃貸借の状	況(平成19年10月31日現在)		D	ML (%)	高層棟8.5/低層棟13.5
賃貸可能	上面積(m²)	4, 171. 26		P.	ML (70)	全体9.1
賃貸面積	責 (m²)	4, 171. 26	関	係者	Z ∃	
賃貸可能	 上戸数	_		不	動産信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
賃貸戸数 稼働率		100.0		Р	M会社(注)	株式会社アーバンコミュニ ティ
P 4 1 7 7 1	(70) 	726	1	マ	スターリース会社	有限会社ARMリーシング
11.4241	R証金等(円)	302, 513, 924	-		計者	株式会社日本設計
70.1	ーリース種別	パス・スルー型		157	造設計者 造設計者	株式会社日本設計
テナン		19			工者	鹿島建設株式会社
主なテプ	トント	株式会社アーバンコーポレ イション		確	認検査機関	指定確認検査機関(財団法)日本建築センター)
持記事項 変当事項は	ありません。			1		-
t記						
_,	19年7月1日よりPM会社	を株式会社アーバンコーポレイ	ンョ	ンカ	いら株式会社アーバンコミュニ	ティに変更しました。

又支の状況 (千円)				
運用期間(日数)	第1期 自:平成17年9月7日 至:平成18年4月30日 (236日)	第2期 自:平成18年5月1日 至:平成18年10月31日 (184日)	第3期 自:平成18年11月1日 至:平成19年4月30日 (181日)	第4期 自:平成19年5月1日 至:平成19年10月31日 (184日)
不動産賃貸収入計	527, 817	396, 220	403, 729	425, 423
賃貸料収入	444, 890	349, 464	366, 225	377, 79
その他収入	82, 927	46, 756	37, 503	47, 628
不動産賃貸費用計	132, 281	120, 839	121, 911	123, 542
外注委託費	50, 348	30, 113	30, 805	29, 33
水道光熱費	32, 487	33, 707	32, 622	36, 09
修繕費	7,744	_	908	29
保険料	439	353	374	38
公租公課	1	24, 165	24, 165	24, 13
減価償却費	37, 963	29, 788	29, 968	30, 11
その他	3, 297	2,709	3,067	3, 17
賃貸事業損益	395, 535	275, 381	281, 817	301, 88

商-2. ホテル日航茨木 大阪

勿件概要	·	·	鑑	定記	平価サマリー (千円)	
物件名		ホテル日航茨木 大阪	1	鑑	定評価機関	大和不動産鑑定株式会社
所在地	住居表示	大阪府茨木市中穂積一丁目 1番10号		価	格時点	平成19年10月31日
	地番	大阪府茨木市中穂積一丁目 2番8外4筆		鑑	定評価額	2, 530, 000
土地	権利形態	所有権			積算価格	4, 580, 000
	地積 (m²)	7, 168. 66			土地価格	1, 362, 085
	用途地域	近隣商業地域			建物価格	3, 219, 382
	容積率/建蔽率(%)	300/80			直接還元法による収益価格	2, 520, 000
建物	権利形態	所有権			DCF法による収益価格	2, 540, 000
	用途	ホテル・駐車場			割引率	5. 2
	延床面積 (m²)	17, 652. 11			最終還元利回り	5. 7
	構造・階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリー ト造陸屋根地下1階付8階 建	建	物状況調査報告書の概況 調査機関(注)		①マスターデザイナーズ②竹中工務店
	建築時期	平成4年5月31日				277 中工務店
	烙(百万円)	2,510		調	査時点	①平成18年2月4日 ②平成18年3月7日
取得日)	平成18年3月28日	•	_	=m + br la (~ m)	0 1//- 1 /- 1
	況(平成19年10月31日現在)	•			調達価格(千円)	5, 953, 550
	能面積(m²)	17, 652. 11			期修繕費(10年)(千円)	259, 800
賃貸面	, , ,	17, 652. 11			ML (%)	12.
賃貸可	·-/ //·	_	関	係和		
賃貸戸	数	_		不	動産信託受託者	新生信託銀行株式会社
稼働率	(%)	100.0		Р	M会社	株式会社アセット・オペレー ターズ
年間賃	料総額(百万円)	224		7	スターリース会社	_
敷金・	保証金等 (円)	_		設	計者	大成建設株式会社
マスタ	ーリース種別	_		構	造設計者	大成建設株式会社
テナン	卜数	1		施工者		大成建設株式会社
主なテ	ナント	株式会社アセット・オペ レーターズ		確	認検査機関	特定行政庁 (茨木市)

特記事項

- 1. 本物件の敷地西側に、農業任意団体の管理する農業用水のポンプ小屋(以下「小屋」といいます)が設置されております。なお、当該農業任意団体とは、本物件の信託受託者との間で平成18年9月8日付にて覚書を締結し、小屋に起因して第三者に損害が生じたときは、当該農業任意団体が一切の責任を負うこと、及び小屋の撤去が必要な場合は当該農業任意団体が自らの責任で撤去することを条件に、小屋の敷地(約1.82㎡)を無償使用することを承諾しております。また、当該覚書では、本物件が新所有者に譲渡された場合に、当該新所有者にも覚書の合意事項を承継させる義務を負う旨が定められています。
- 2. 本物件の敷地西側に、本物件賃借人である株式会社アセット・オペレーターズ (以下「アセット・オペレーターズ」といいます) により 地下水利用設備機器 (以下「地下水利用設備」といいます) が設置されています。なお、アセット・オペレーターズとは、本物件の信託 受託者との間で平成19年6月8日付にて覚書を締結し、地下水利用設備に起因して第三者に損害が生じたときは、アセット・オペレーターズが一切の責任を負うこと、及び地下水利用設備の撤去が必要な場合はアセット・オペレーターズが自らの責任で撤去することを条件に、地下水利用設備の敷地 (約77.31㎡) を無償使用することを承諾しています。なお、地下水利用設備は、平成19年12月末現在において未稼動で、保健所による水質検査に問題のないことが確認された後稼動の予定です。

注記

収	支の状況(千円)				
	運用期間(日数)	第 1 期 自:平成18年 3 月28日 至:平成18年 4 月30日 (34日)	第2期 自:平成18年5月1日 至:平成18年10月31日 (184日)	第 3 期 自:平成18年11月 1 日 至:平成19年 4 月30日 (181日)	第4期 自:平成19年5月1日 至:平成19年10月31日 (184日)
	不動産賃貸収入計	21, 100	112, 110	112, 110	112, 110
	賃貸料収入	21, 095	112, 110	112, 110	112, 110
	その他収入	4	1	-	1
	不動産賃貸費用計	18, 078	58, 853	57, 549	90, 421
	外注委託費	208	1,110	2, 587	4, 467
	水道光熱費	_	_	_	_
	修繕費	653	4,056	987	3, 695
	保険料	180	1,009	1,069	1,096
	公租公課	_	_	_	28, 177
	減価償却費	17, 032	51, 486	51,861	51, 984
	その他	3	1, 190	1,043	1,000
	賃貸事業損益	3,021	53, 256	54, 560	21, 690

商-3. 西野ビル

物	件概要	<u> </u>		鑑	定訂	平価サマリー (千円)	
,,,	物件名		西野ビル		_	定評価機関	株式会社中央不動産鑑定所
	所在地	住居表示	東京都八王子市新町2番5号		価	格時点	平成19年10月31日
		地番	東京都八王子市新町15番1 他8筆		鑑	定評価額	2, 634, 000
	土地	権利形態	所有権			積算価格	1,781,000
		地積 (m²)	3, 251. 27			土地価格	973, 000
		用途地域	近隣商業地域			建物価格	808,000
		容積率/建蔽率(%)	300/80			直接還元法による収益価格	2, 926, 000
	建物	権利形態	所有権			DCF法による収益価格	2, 634, 000
		用途	共同住宅・店舗・事務所・ 駐車場・スポーツセン ター・診療所			割引率	5.8
		延床面積(m²)	9, 738. 89			最終還元利回り	6.6
		構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄 筋コンクリート・鉄骨造陸 屋根亜鉛メッキ鋼板葦地下 1階付7階建	建		大況調査報告書の概況 査機関(注 1)	①マスターデザイナーズ ②竹中工務店
		建築時期	平成2年7月16日				271 中工務店
	取得価格	各(百万円)	2,715		∃⊞		①平成18年2月4日
	取得日		平成18年5月30日		司/미	11. 时点	②平成18年3月7日
賃	貸借の状	況(平成19年10月31日現在)			再	調達価格(千円)	2, 380, 070
	賃貸可能	₺面積(m²)	7, 205. 78		長	期修繕費(10年)(千円)	167, 420
	賃貸面稅	責 (m²)	6, 517. 19		Р	ML (%)	13. 4
	賃貸可能		52	関	係者		
	賃貸戸数	汝	43		不	動産信託受託者	中央三井信託銀行株式会社
	稼働率	.,.,	90. 4			M会社(注2)	丸紅コミュニティ株式会社
		斗総額(百万円)	199		_	スターリース会社	有限会社ARMリーシング
	74	R証金等(円)	131, 406, 956			計者	株式会社昭和設計
		ーリース種別	パス・スルー型			造設計者	株式会社昭和設計
	テナン	卜数	41		施	工者	大成建設株式会社
	主なテプ	ナント	セントラルスポーツ株式会 社		確	認検査機関	特定行政庁 (八王子市)
特	記事項						
該	当事項は	ありません。					
注	記	•					
(注 1) P	MI・土壌環境調査のみ調査	機関けが由丁茲店です				

(注1) PML・土壌環境調査のみ調査機関は竹中工務店です。

(注2) 丸紅コミュニティ株式会社は、平成19年7月17日付でベニーエステートサービス株式会社から商号変更しました。

収	収支の状況(千円)							
	運用期間(日数)	第2期 自:平成18年5月30日 至:平成18年10月31日 (155日)	第 3 期 自:平成18年11月 1 日 至:平成19年 4 月30日 (181日)	第4期 自:平成19年5月1日 至:平成19年10月31日 (184日)				
	不動産賃貸収入計	93, 737	111, 303	110, 571				
	賃貸料収入	86,600	101,870	100, 705				
	その他収入	7, 137	9, 432	9, 866				
	不動産賃貸費用計	35, 914	42, 984	52, 948				
	外注委託費	5, 643	7, 384	6, 623				
	水道光熱費	6, 692	8,726	9, 148				
	修繕費	831	3,844	5, 332				
	保険料	373	461	471				
	公租公課	_	_	8, 290				
	減価償却費	21, 555	21,664	22, 089				
	その他	818	904	992				
	賃貸事業損益	57, 823	68, 318	57, 623				

商-4. リーフコンフォート新小岩

件概要			鑑	定記	平価サマリー(千円)	
物件名		リーフコンフォート新小岩		鑑	定評価機関	大和不動産鑑定株式会社
所在地	住居表示	東京都葛飾区新小岩二丁目 1番2号		価	格時点	平成19年10月31日
	地番	東京都葛飾区新小岩二丁目 873番1号外4筆		鑑	定評価額	2, 350, 000
土地	権利形態	所有権			積算価格	1, 350, 000
	地積 (m²)	466. 58			土地価格	606, 144
	用途地域	商業地域			建物価格	739, 602
	容積率/建蔽率(%)	600/80			直接還元法による収益価格	2, 350, 000
建物	権利形態	所有権			DCF法による収益価格	2, 350, 000
	用途	店舗・共同住宅			割引率	4.9%
	延床面積(m²)	2, 808. 72			最終還元利回り	5.3%
		鉄筋コンクリート造陸屋根	建	物料	犬況調査報告書の概況	
	構造・階数	地下1階付12階建		調	査機関(注)	①マスターデザイナーズ ②エヌエス環境
	建築時期	平成19年8月15日				③竹中工務店
取得価格	各(百万円)	2, 320				①平成19年8月30日
取得日		平成19年9月21日		調	査時点	②平成19年7月21日 ③平成19年8月30日
	況(平成19年8月31日現在			再	調達価格(千円)	718, 060
賃貸可能	毛面積(m²)	2, 439. 73		長	期修繕費(10年)(千円)	27,870
賃貸面積	責 (m²)	2, 282. 28		Р	ML (%)	13. 9
賃貸可能	10000000000000000000000000000000000000	27	関	係者	±	
賃貸戸数	t	22		不	動産信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
稼働率	(%)	93. 5		Р	M会社	住友不動産建物サービス株式 会社
年間賃料		144		マ	スターリース会社	有限会社ARMリーシング
敷金・保	R証金等(円)	67, 160, 000		設	計者	株式会社現代綜合設計事務所
マスター	-リース種別	パス・スルー型		構	造設計者	株式会社テラ設計工房
テナント	、数	26		施	工者	株式会社森組
主なテナ	ーント	株式会社信用産業		確	認検査機関	ハウスプラス住宅保証株式会 社
記事項						•
当事項は	ありません。				<u> </u>	
記						
注)土壤	環境調査の調査機関はエヌ	エス環境、PML調査の調査機関	関は	竹中	工務店です。	

収支の状況 (千円)	
運用期間(日数)	第4期 自:平成19年9月21日 至:平成19年10月31日 (41日)
不動産賃貸収入計	21,011
賃貸料収入	14, 318
その他収入	6, 693
不動産賃貸費用計	9, 026
外注委託費	4, 428
水道光熱費	59
修繕費	_
保険料	35
公租公課	_
減価償却費	3, 639
その他	863
賃貸事業損益	11, 984

住-1. ミルーム代官山

勿件概要	牛概要			鑑定評価サマリー (千円)				
物件名		ミルーム代官山		鑑	定評価機関	株式会社中央不動産鑑定所		
所在地	作在地 住居表示 東京都渋谷区猿楽町7番1 号			価	格時点	平成19年10月31日		
	地番	東京都渋谷区猿楽町9番1		鑑	定評価額	6,878,000		
土地	権利形態	所有権			積算価格	6, 588, 000		
	地積 (m²)	2, 134. 66			土地価格	5, 209, 000		
	用途地域	第二種中高層住居専用地域			建物価格	1, 379, 000		
	容積率/建蔽率(%)	300/60			直接還元法による収益価格	7, 315, 000		
建物	権利形態	所有権			DCF法による収益価格	6, 878, 000		
	用途	共同住宅・駐車場・店舗			割引率	4. 2		
	延床面積(m²)	8, 192. 31			最終還元利回り	5. 0		
	構造・階数	鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付6階建	建	■ 物状況調査報告書の概況■ 調査機関		竹中工務店		
	7-1-765 n-1-110	- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	∤ ⊢	調査時点		11.1.447		
15/13 /元十	建築時期	平成15年2月10日				平成17年2月24日		
	各(百万円)	6,869			調達価格(千円)	1,777,600		
取得日)# (# 410 F10F01F#+	平成17年9月9日		, ,	期修繕費(12年)(千円)	85, 030		
121111	況(平成19年10月31日現在) ** (*)	1	BB		ML (%)	10. 1		
	能面積 (m²)	5, 338. 90	渕	係者	_			
賃貸面和		5, 115. 39		个	動産信託受託者	中央三井信託銀行株式会社		
賃貸可能 賃貸戸数		83		Р	M会社	藤和不動産流通サービス株式 会社		
稼働率		95. 8		マ	スターリース会社	有限会社ARMリーシング		
年間賃料	斗総額(百万円)	359		設	計者	清水建設株式会社		
敷金・は	呆証金等(円)	99, 834, 000		構	造設計者	清水建設株式会社		
マスター	ーリース種別	パス・スルー型		施	工者	清水建設株式会社		
テナン		78		確	認検査機関	指定確認検査機関(日本イー アールアイ株式会社)		

東南側の隣接地(9番2)との境界付近において、隣接地からブロック塀の一部が越境しています。なお受託者と隣接地所有者との間でブロック塀の処置に関し、確認書を締結しています。

収支の状況 (千円)				
運用期間(日数)	第1期 自:平成17年9月9日 至:平成18年4月30日 (234日)	第2期 自:平成18年5月1日 至:平成18年10月31日 (184日)	第3期 自:平成18年11月1日 至:平成19年4月30日 (181日)	第4期 自:平成19年5月1日 至:平成19年10月31日 (184日)
不動産賃貸収入計	237, 735	176, 684	191, 154	187, 698
賃貸料収入	225, 187	170, 936	179, 229	175, 188
その他収入	12, 548	5, 748	11, 925	12, 509
不動産賃貸費用計	60, 100	55, 641	57, 352	59, 257
外注委託費	20, 167	20, 396	21,742	20, 827
水道光熱費	5, 186	5, 196	5, 307	4, 668
修繕費	300	225	818	749
保険料	400	270	164	168
公租公課	_	3, 315	3,018	6, 515
減価償却費	32, 359	24, 959	25, 076	25, 134
その他	1,685	1, 278	1, 224	1, 193
賃貸事業損益	177, 635	121, 042	133, 802	128, 440

住-2. ミルーム白金台

7件概要			鑑	定許	平価サマリー(千円)	
物件名		ミルーム自金台	1	鑑	定評価機関	株式会社中央不動産鑑定所
所在地	住居表示	東京都品川区上大崎一丁目 1番4号		価	格時点	平成19年10月31日
	地番	東京都品川区上大崎一丁目 537番5外4筆		鑑	定評価額	2, 684, 000
土地	権利形態	所有権			積算価格	1,850,000
	地積 (m²)	1, 279. 67	İ		土地価格	1, 344, 00
	用途地域	第一種住居地域	İ		建物価格	506, 00
	容積率/建蔽率(%)	300/60	İ		直接還元法による収益価格	2,839,00
建物	権利形態	所有権	İ		DCF法による収益価格	2, 684, 00
	用途	共同住宅			割引率	4.
	延床面積 (m²)	2, 797. 66			最終還元利回り	5. 1
	構造・階数	鉄筋コンクリート造陸屋 根・亜鉛メッキ鋼板葺地下 1階付7階建	建		大況調査報告書の概況 査機関	竹中工務店
	建築時期	平成15年9月16日		調査時点		平成17年2月24日
取得価格	各(百万円)	2,680	İ	再	調達価格(千円)	730,00
取得日		平成17年9月9日	İ	長	期修繕費(12年)(千円)	29, 41
_	況(平成19年10月31日現在) 指面積(㎡)			Р	ML (%)	北棟11.0/南棟13.4 全体12.9
賃貸面和		2, 671. 96 2, 508. 44	月日	係者		王仲12.3
賃貸可能		2, 506. 44	判		<u> </u>	中央三井信託銀行株式会社
賃貸戸数		35		1	助 座信託文託有	171 711111111111111111111111
秋 働率		93. 9		Р	M会社	住友不動産建物サービス株式 会社
1.4 1.54	(142		7	スターリース会社	有限会社ARMリーシング
1 1 4 2 4 1	R証金等(円)	26, 071, 382		_	計者	株式会社遠藤剛生建築事務所
	ーリース種別	パス・スルー型		.,, .	造設計者	株式会社遠藤剛生建築事務所
テナント	. ,—,••	34			工者	清水建設株式会社
	ナント	_			記検査機関	指定確認検査機関(株式会社 東京建築検査機構)

収支の状況 (千円)				
運用期間(日数)	第1期 自:平成17年9月9日 至:平成18年4月30日 (234日)	第2期 自:平成18年5月1日 至:平成18年10月31日 (184日)	第 3 期 自:平成18年11月 1 日 至:平成19年 4 月30日 (181日)	第4期 自:平成19年5月1日 至:平成19年10月31日 (184日)
不動産賃貸収入計	99, 800	74, 212	73, 404	75, 373
賃貸料収入	94, 511	72, 733	72, 220	70, 022
その他収入	5, 288	1,479	1, 184	5, 351
不動産賃貸費用計	24, 507	18, 788	20,600	26, 460
外注委託費	12, 118	7, 935	9, 395	14, 138
水道光熱費	695	582	609	602
修繕費	147	141	259	62
保険料	162	144	180	183
公租公課	-	1,203	1, 204	2, 511
減価償却費	10, 515	8, 122	8, 142	8, 203
その他	868	657	809	759
賃貸事業損益	75, 293	55, 424	52, 804	48, 913

住一3. ミルーム乃木坂

物件概要			鑑	定記	評価サマリー(千円)	
物件名		ミルーム乃木坂		鑑	定評価機 関	株式会社中央不動産鑑定所
所在地	住居表示	東京都港区赤坂八丁目12番 25号		佃	市格時点	平成19年10月31日
	地番	東京都港区赤坂八丁目419 番2外1筆		鑑	É定評価額	2, 789, 000
土地	権利形態	所有権			積算価格	2, 385, 000
	地積 (m²)	957.09 (注)			土地価格	1,761,000
	用途地域	第二種住居地域・第一種中 高層住居専用地域			建物価格	624,000
	容積率/建蔽率(%)	400/60、300/60			直接還元法による収益価格	2, 916, 000
建物	権利形態	所有権			DCF法による収益価格	2, 789, 000
	用途	共同住宅			割引率	4.3
	延床面積(m²)	3, 513. 53			最終還元利回り	4.9
	構造・階数	鉄筋コンクリート造陸屋 根・鋼板葺地下1階付6階	建	物状況調査報告書の概況 調査機関		竹中工務店
		建				
	建築時期	平成15年1月31日		- 17	直時点	平成17年2月23日
	各(百万円)	2, 751			F調達価格(千円)	807, 300
取得日		平成17年9月9日		<u> </u>	期修繕費(12年)(千円)	36, 870
	況(平成19年10月31日現在)				ML (%)	8. 4
	上面積(m²)	2, 888. 37	関係者		者	
賃貸面積	責(m²)	2, 600. 03		不動産信託受託者		中央三井信託銀行株式会社
賃貸可能		47		Ъ	'M会社	住友不動産建物サービス株式
賃貸戸数	女	43				会社
稼働率	(%)	90.0		7	スターリース会社	有限会社ARMリーシング
年間賃料	斗総額(百万円)	136		設	計者	株式会社類設計室
敷金・伊	保証金等(円)	23, 235, 000		構	造設計者	株式会社類設計室
マスター	- リース種別	パス・スルー型		施工者		株式会社熊谷組
テナン	•	41		確	認検査機関	指定確認検査機関(財団法人 日本建築センター)

特記事項

北西側隣接地(414番及び415番)所有者のブロック塀の一部が、本物件の土地に越境しています。本件について当初委託者と当該北西側隣接地所有者との間で、ブロック塀の所有権が当該隣地所有者にあり、ブロック塀が本物件の土地に越境している旨確認し、ブロック塀を再建造する場合は414番及び415番上にのみ建造する旨の確認書を平成14年4月9日付で締結しています。

注記

(注) 本物件の建物は419番2を敷地として建築確認を申請をし、検査済証の交付を受けています。419番1 (地目:公衆用道路 面積: 80.62㎡) は私道として負担をしています。本件私道負担に関し他の私道の所有者及び私道利用者との合意事項はありません。

収支の状況 (千円)	反支の状況(千円)							
運用期間(日数)	第1期 自:平成17年9月9日 至:平成18年4月30日 (234日)	第2期 自:平成18年5月1日 至:平成18年10月31日 (184日)	第 3 期 自:平成18年11月 1 日 至:平成19年 4 月30日 (181日)	第4期 自:平成19年5月1日 至:平成19年10月31日 (184日)				
不動産賃貸収入計	93, 475	76, 283	77, 621	69, 843				
賃貸料収入	92, 154	75, 187	75, 327	62, 024				
その他収入	1, 320	1,095	2, 293	7, 819				
不動産賃貸費用計	24, 471	18, 492	20, 799	29, 916				
外注委託費	8, 231	4, 930	6, 505	14, 566				
水道光熱費	947	647	737	776				
修繕費	145	18	176	I				
保険料	181	138	127	129				
公租公課	_	1, 227	1, 228	2, 633				
減価償却費	13, 991	10,790	10,790	10, 848				
その他	973	740	1, 234	961				
賃貸事業損益	69, 003	57, 790	56, 821	39, 927				

住一4. ミルーム南青山

件概要			鑑	定記	評価サマリー(千円)		
物件名 ミルーム南青山			鑑	定評価機関	株式会社中央不動産鑑定所		
所在地	住居表示	東京都港区南青山四丁目26 番16号		価格時点 鑑定評価額		平成19年10月31日	
	地番	東京都港区南青山四丁目 479番外1筆				2, 642, 000	
土地	権利形態	所有権			積算価格	2, 280, 000	
	地積(m²)	711.68 (注)			土地価格	1,772,000	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域			建物価格	508, 000	
	容積率/建蔽率(%)	300/60			直接還元法による収益価格	2,819,000	
建物	権利形態	所有権			DCF法による収益価格	2, 642, 000	
	用途	共同住宅・店舗			割引率	4.	
	延床面積(m²)	2, 416. 50			最終還元利回り	4.	
		鉄筋コンクリート造陸屋	建	建物状況調査報告書の概況		•	
	構造・階数	根・ルーフィング葺地下1 階付5階建		調査機関		竹中工務店	
	建築時期	平成16年3月3日		調	査時点	平成17年2月23日	
取得価格	各(百万円)	2,575	再調達価格 (千円)		調達価格(千円)	522, 40	
取得日		平成17年9月9日	長期修繕費(12年)(千円)		期修繕費(12年)(千円)	35, 080	
貸借の状	況(平成19年10月31日現在	:)	PML (%)		ML (%)	9. 9	
賃貸可能	も面積(m²)	1, 905. 13	関係者				
賃貸面積	責 (m²)	1, 870. 51		不動産信託受託者		中央三井信託銀行株式会社	
賃貸可能		45	PM会社		MAH	三井不動産住宅リース株式会	
賃貸戸数	汝	44		Р	141.	社	
稼働率	(%)	98. 2		7	・スターリース会社	有限会社ARMリーシング	
年間賃料総額(百万円) 敷金・保証金等(円)		140		設計者		株式会社類設計室	
		41, 315, 000		構造設計者		株式会社類設計室	
マスター	ーリース種別	パス・スルー型		施	江者	株式会社鴻池組	
テナント 主なテナ		46		確認検査機関		指定確認検査機関(イーホームズ株式会社)	

特記事項

本物件の土地の東南側に隣接地(地番478番)所有者のコンクリート擁壁の一部が越境しています。なお、本件について本物件の土地の元所有者と当該隣接地所有者との間で、隣接地所有者が建物の再建築を行う際には越境部分を撤去する旨を内容とする覚書を平成12年4月7日付で締結しています。当該覚書では、不動産が第三者に譲渡された場合に、当該第三者にも覚書の内容を承継させ、効力が及ぶものとする旨の確認がなされています。

注記

(注)本物件の土地の北東側道路(区道)は、42条2項道路に該当するため、本物件の土地のうち道路境界線より当該区道の中心線から2m以内の部分(6.4㎡)については、私道として扱われています。また、本資産運用会社の知る限り、本件私道負担に関し他の私道の所有者及び私道利用者との合意事項はありません。

収支の状況 (千円)								
運用期間(日数)	第1期 自:平成17年9月9日 至:平成18年4月30日 (234日)	第2期 自:平成18年5月1日 至:平成18年10月31日 (184日)	第 3 期 自:平成18年11月 1 日 至:平成19年 4 月30日 (181日)	第4期 自:平成19年5月1日 至:平成19年10月31日 (184日)				
不動産賃貸収入計	95, 354	76, 574	75, 826	74, 065				
賃貸料収入	90, 701	69, 550	69, 594	69, 236				
その他収入	4, 653	7, 023	6, 232	4, 828				
不動産賃貸費用計	24, 734	22, 988	21,077	21, 649				
外注委託費	10, 092	9, 353	8, 192	8, 558				
水道光熱費	2, 240	2,607	2, 193	2, 323				
修繕費	144	370	_	75				
保険料	117	107	141	145				
公租公課	_	1, 148	1, 146	1, 110				
減価償却費	10, 941	8, 406	8, 416	8, 421				
その他	1, 197	993	986	1,014				
賃貸事業損益	70, 620	53, 586	54, 749	52, 415				

住-5. ミルーム広尾Ⅱ

			鑑	鑑定評価サマリー (千円)					
物件名 ミルーム広尾Ⅱ			鑑定評価機関		株式会社中央不動産鑑定所				
所在地	住居表示	東京都港区南麻布五丁目 1 番10号		価	格時点	平成19年10月31日			
	地番	東京都港区南麻布五丁目79 番46)		定評価額	2, 220, 000			
土地	権利形態	所有権			積算価格	1,652,000			
	地積 (m²)	608.63 (注)			土地価格	1, 162, 000			
	用途地域	第一種住居地域			建物価格	490,000			
	容積率/建蔽率(%)	400/60			直接還元法による収益価格	2, 354, 000			
建物	権利形態	所有権			DCF法による収益価格	2, 220, 000			
	用途	共同住宅・店舗			割引率	4. 4			
	延床面積(m²)	2, 422. 10			最終還元利回り	5. 2			
	構造・階数	鉄筋コンクリート造陸屋根 12階建	建物状況調査報告書の概況調査機関			竹中工務店			
	建築時期	平成16年2月23日			査時点	平成17年2月23日			
取得価材	各(百万円)	2, 256		再調達価格(千円)		608, 900			
取得日		平成17年9月9日	長期修繕費(12年)(千		期修繕費(12年)(千円)	42,66			
責貸借の状	況(平成19年10月31日現在)		PML (%)			12.9			
賃貸可能	能面積(m²)	1, 994. 69	関	•					
賃貸面租	漬 (m²)	1, 923. 70		不動産信託受託者		中央三井信託銀行株式会社			
賃貸可能	能戸数	53	PM会社		M&\\	三井不動産住宅リース株式会			
賃貸戸数	数	51			M _云 ↑L	社			
稼働率	(%)	96. 4		マ	スターリース会社	有限会社ARMリーシング			
年間賃料	斗総額(百万円)	129		設計者		株式会社類設計室			
敷金・伊	呆証金等 (円)	38, 157, 000		構造設計者		株式会社類設計室			
マスター	ーリース種別	パス・スルー型			工者	株式会社熊谷組			
テナン		48		確	認検査機関	指定確認検査機関(財団法人 日本建築センター)			

特記事項

該当事項はありません。

注記

(注) 本物件の土地の西側道路(私道)は42条2項道路、南側道路(私道)は建築基準法第42条1項3号道路であり、本物件のうち、道路境界線より当該道路の中心線から2㎡以内の部分(87.35㎡)が道路として扱われます。本物件の建物敷地は、当該私道負担部分を除いた土地を敷地として建築確認申請をし、検査済証の交付を受けています。また、本件私道負担に関しては、平成19年12月17日付で、本物件と同様の私道負担をしている南側所有者との間で、双方が負担する私道部分に掘削等の必要が生じた場合は相手方に相談する旨を合意しています。当該合意では、当事者が所有する私道部分等を第三者に譲渡した場合、当該新所有者にも合意事項を承継させる義務を負う旨が定められています。他の私道の所有者及び私道利用者との合意事項はありません。

収支の状況 (千円)	収支の状況(千円)							
運用期間 (日数)	第1期 自:平成17年9月9日 至:平成18年4月30日 (234日)	第2期 自:平成18年5月1日 至:平成18年10月31日 (184日)	第 3 期 自:平成18年11月 1 日 至:平成19年 4 月30日 (181日)	第4期 自:平成19年5月1日 至:平成19年10月31日 (184日)				
不動産賃貸収入計	83, 924	66, 324	66, 055	65, 676				
賃貸料収入	82, 323	63, 646	62, 672	63, 886				
その他収入	1,600	2,677	3, 383	1,790				
不動産賃貸費用計	23, 109	22, 188	23, 460	22, 313				
外注委託費	11,092	11,630	12,744	11, 684				
水道光熱費	933	769	784	801				
修繕費	107	101	25	-				
保険料	137	205	427	437				
公租公課	5	1,242	1, 216	1, 156				
減価償却費	10, 021	7,706	7,713	7, 713				
その他	811	532	550	520				
賃貸事業損益	60, 815	44, 135	42, 595	43, 363				

住-6. フォレスト・ヒル仙台青葉

か件概要			鑑	定割	延価サマリー(千円)	
物件名		フォレスト・ヒル仙台青葉	Ī	鑑	定評価機関	大和不動産鑑定株式会社
所在地	住居表示	宮城県仙台市青葉区川内澱 橋通5番地1	•	価格時点		平成19年10月31日
	地番	宮城県仙台市青葉区川内澱 橋通5番1		鑑	定評価額	2, 450, 000
土地	権利形態	所有権			積算価格	1,810,000
	地積 (m²)	4, 016. 54			土地価格	401,654
	用途地域	第2種住居地域			建物価格	1, 407, 462
	容積率/建蔽率(%)	200/60			直接還元法による収益価格	2, 470, 000
建物	権利形態	所有権			DCF法による収益価格	2, 440, 000
	用途	共同住宅			割引率	5.4%
	延床面積 (m²)	8, 146. 44			最終還元利回り	5.8%
		鉄筋コンクリート造陸屋根	建:	物划	代況調査報告書の概況	
	構造・階数	9階建		調査機関(注)		①マスターデザイナーズ ②エヌエス環境
	建築時期	平成19年3月8日				③竹中工務店
	各(百万円)	2, 450		調	査時点	①平成19年4月9日 ②平成19年3月30日
取得日		平成19年5月1日				③平成19年3月30日
賃貸借の状	況(平成19年8月31日現在	()		再	調達価格(千円)	1, 414, 130
賃貸可能	比面積(㎡)	6, 472. 40		長	期修繕費(10年)(千円)	40, 170
賃貸面稅	責 (m²)	6, 472. 40	P		M L (%)	11.7 (全体) (南棟11.5 西 棟11.7 東棟12.0)
賃貸可能		252	関	係者	Î	
賃貸戸数	女	252		不!	動産信託受託者	中央三井信託銀行株式会社
稼働率	(%)	100.0		Ρ.	M会社	株式会社アイショウ
年間賃料	斗総額(百万円)	192		マ	スターリース会社	有限会社ARMリーシング
敷金・伊	 永証金等 (円)	14, 623, 000		設	計者	株式会社間組東北支店一級建 築士事務所
マスター	ーリース種別	パス・スルー型		構	造設計者	株式会社エノア総合計画事務 所
テナント	数	251		施	工者	株式会社間組
主なテナ	トント	_		確	認検査機関	日本ERI株式会社
計記事項						
核当事項は	ありません。					
註記						
(注) 土壌	環境調査の調査機関はエヌ	エス環境、PML調査の調査機関	目は作	竹中	工務店です。	

収支の状況 (千円)					
運用期間(日数)	第4期 自:平成19年5月1日 至:平成19年10月31日 (184日)				
不動産賃貸収入計	96, 084				
賃貸料収入	95, 806				
その他収入	277				
不動産賃貸費用計	39, 077				
外注委託費	11, 479				
水道光熱費	740				
修繕費	_				
保険料	412				
公租公課	_				
減価償却費	25, 326				
その他	1, 119				
賃貸事業損益	57, 006				

g. 担保提供の状況

(本書の日付現在)

物件番号	物件名称	担保状況	担保種類	担保権者	直近鑑定 評価額 (百万円)
オー1	新三ビル	有担保	質権	シ団、株式会社あおぞら銀行	2, 550
オー2	35山京ビル	有担保	質権	シ団、株式会社あおぞら銀行	4, 543
オー3	渋谷ウエストビル	有担保	質権	シ団、株式会社あおぞら銀行	2, 803
オー4	千葉ウエストビル	有担保	質権	シ団、株式会社あおぞら銀行	2, 630
オー5	成田TTビル	有担保	質権	シ団、株式会社あおぞら銀行	2, 109
オー6	宇都宮センタービル	有担保	質権	シ団、株式会社あおぞら銀行	2, 420
オー7	サザン水戸ビル	有担保	質権	シ団、株式会社あおぞら銀行	2, 220
オー8	堀川通四条ビル	有担保	質権	シ団、株式会社あおぞら銀行	2, 150
オー9	KYUHO江坂ビル	有担保	質権	シ団、株式会社あおぞら銀行	1, 950
オー10	内神田ビル	有担保	質権	株式会社あおぞら銀行	3, 453
商一1	ラ・ポルト青山	有担保	質権	シ団、株式会社あおぞら銀行	14, 670
商-2	ホテル日航茨木 大阪	有担保	質権	株式会社あおぞら銀行	2, 530
商-3	西野ビル	有担保	質権	株式会社あおぞら銀行	2, 634
商-4	リーフコンフォート新小岩	有担保	質権	株式会社あおぞら銀行	2, 350
商-5	イオンモールむさし村山ミュー	有担保	質権	株式会社三井住友銀行	37, 300
商-6	イオンモール神戸北	有担保	質権	株式会社三井住友銀行	18, 800
住一1	ミルーム代官山	有担保	質権	シ団、株式会社あおぞら銀行	6, 878
住-2	ミルーム白金台	有担保	質権	シ団、株式会社あおぞら銀行	2, 684
住-3	ミルーム乃木坂	有担保	質権	シ団、株式会社あおぞら銀行	2, 789
住-4	ミルーム南青山	有担保	質権	シ団、株式会社あおぞら銀行	2, 642
住-5	ミルーム広尾Ⅱ	有担保	質権	シ団、株式会社あおぞら銀行	2, 220
住-6	フォレスト・ヒル仙台青葉	有担保	質権	株式会社あおぞら銀行	2, 450
		合計(22物件)		124, 775

- (注1) 直近鑑定評価額とは、第4期末までに保有していた物件については当該第4期末評価額を、第4期以降に取得した物件については取得時に取得した鑑定評価額を記載しています。
- (注2) 「シ団」とは、株式会社新銀行東京、株式会社新生銀行、株式会社千葉銀行、中央三井信託銀行株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、株式会社西日本シティ銀行、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、株式会社山口銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社及び株式会社りそな銀行により組成されるシンジケート団を表します。
- (注3) 本書の日付現在のシ団を担保権者とする被担保債権額は255億円です。
- (注4) 本書の日付現在の株式会社あおぞら銀行を担保権者とする被担保債権額は110億円です。
- (注5) 株式会社三井住友銀行を担保権者とする被担保債権額は362億円です。

(ロ) 運用資産の資本的支出

a. 資本的支出の予定

運用資産に関し、現在計画されている改修工事等に伴う資本的支出の予定額のうち主要なものは以下の通りです。なお、工事予定金額には、会計上の費用に区分経理される部分が含まれています。

不動産等の名称	所在地	目的	予定期間	工事予定金額(注) (百万円)			
小助座寺の右外	別任地	El BY	广任朔间	総額	当期 支払額	既払 総額	
渋谷ウエストビル	東京都目黒区青葉台四丁目7番1号	屋上防水改修工事	平成20年 5月~6月	10		1	
千葉ウエストビル	千葉県千葉市中央区新町24番	空調システム更新工事	平成20年 4月~5月	27	_		
一条ソエヘトしル	9号	共用部内装工事	平成20年 7月~10月	52			
成田TTビル	千葉県成田市花崎町801番1	専用部内装工事	平成20年 1月~3月	15	_		
サザン水戸ビル	茨城県水戸市城南一丁目1番 6号	共用部内装工事	平成20年 3月~4月	55	_		
y y Z MF LN		屋上広告塔工事	平成20年 4月~10月	55	_		
堀川通四条ビル	京都府京都市下京区堀川通綾 小路下る綾堀川町293番地 1	空調システム更新工事	平成19年 8月~12月	72	_		
KYUHO江坂ビル	大阪府吹田市江坂町二丁目 1 番43号	立体駐車場改修工事	平成20年 8月~9月	10	_	_	
		住戸内装改修工事	平成20年 2月~8月	33	_		
西野ビル	東京都八王子市新町2番5号	専用部照明改修工事	平成20年 1月~3月	25	_	_	
		配管改修工事	平成20年 6月~8月	46	_	_	

⁽注) 工事金額は百万円未満を切り捨てて記載しています。なお、工事予定金額、予定期間は概算であり、今後計画を進める際に変動すること があります。

b. 期中の資本的支出

第4期において、本投資法人が運用資産に対して実施した資本的支出の概要は以下の通りです。

また、当期の資本的支出の総額は239百万円であり、当期費用に区分された修繕費52百万円と合わせて292百万円の工事を実施しています。

不動産等の名称	所在地	目的	期間	工事金額(百万円)
35山京ビル	東京都中央区入船三丁目7番2号	空調システム更新工事	平成19年2月~6月	99
渋谷ウエストビル	東京都目黒区青葉台四丁目7番1号	空調システム更新工事	平成19年4月~5月	19
千葉ウエストビル	千葉県千葉市中央区 新町24番9号	共用部改修工事	平成19年9月~10月	20
サザン水戸ビル	茨城県水戸市城南一 丁目1番6号	受変電設備改修工事	平成19年6月~8月	28
内神田ビル	東京都千代田区内神 田一丁目14番10号	昇降機改修工事	平成19年8月	19
その他の資本的支出	52			
合計	239			

⁽注) 工事金額は、百万円未満を切り捨てて記載しています。

c. 長期修繕計画のために積立てた金銭

本投資法人は、物件ごとに策定している長期修繕計画に基づき、期中のキャッシュ・フローの中から、中長期的な将来の大規模修繕等の資金支払に充当することを目的とした修繕積立金を、以下の通り積み立てています。

(単位:百万円)

営業期間	第1期	第2期	第3期	第4期
前期末積立金残高	_	56	238	250
当期積立額	110	380	350	182
当期積立金取崩額	53	198	338	129
次期繰越額	56	238	250	303

⁽注) 百万円未満を切り捨てて記載しています。

(ハ) 上位テナント及び主なテナントへの賃貸状況等

a. 上位テナントの一覧

運用資産における上位テナントの賃貸状況は、下表の通りです。ここで「上位テナント」とは、当該テナントへの賃貸面積を賃貸面積の合計で除した割合の高いエンドテナントのうち、上位10位までのテナントをいいます。

平成19年10月31日現在

	テナント名(注1)	業種(注2)	入居物件名	賃貸面積 (㎡) (注3)	総賃貸面積 シェア (%) (注4)
1	株式会社アセット・オペレー ターズ	宿泊業	ホテル日航茨木 大阪	17, 652. 11	19. 4
2	セントラルスポーツ株式会社	その他の教育、学習支援業	西野ビル	3, 740. 18	4. 1
3	アットネットホーム株式会社	通信業	渋谷ウエストビル	2, 592. 26	2.8
4	株式会社日新システムズ	情報サービス業	堀川通四条ビル	1, 446. 28	1.6
5	第一生命保険相互会社	保険業(保険媒介代理業、 保健サービス業を含む)	成田TTビル 西野ビル	1, 382. 40	1.5
6	株式会社トランスコンテナ	水運業	35山京ビル	1, 283. 92	1. 4
7	NECファシリティーズ株式 会社	電気配線工事業	サザン水戸ビル 堀川通四条ビル	1, 240. 71	1.4
8	リコーテクノシステムズ株式 会社	情報サービス業	35山京ビル 千葉ウエストビル	1, 166. 27	1.3
9	ヤマトロジスティクス株式会社	空運業	35山京ビル	1, 151. 34	1. 3
10	株式会社AZホールディングス	印刷・同関連業	35山京ビル	1, 014. 85	1.1

- (注1) 「テナント名」の欄には、エンドテナントの名称を記載しています。
- (注2) 「業種」の欄には、総務省統計局日本標準産業分類(平成14年3月改訂)の中分類に基づいて記載しています。
- (注3) 「賃貸面積」の欄には、該当するエンドテナントが全運用資産に関して賃借している面積の合計を記載しています。
- (注4) 「総賃貸面積シェア」の欄には、該当するエンドテナントの賃貸面積を前記「(イ) 信託受益権及び信託不動産の概要 c. 賃貸状況 の概要」に記載された賃貸面積の合計で除した割合の小数第2位以下を四捨五入して記載しています。

b. 主なテナントへの賃貸条件

主なテナントへの賃貸条件は、それぞれ以下の通りです。ここで「主なテナント」とは、エンドテナントのうち、総賃貸面積シェアが10%以上のテナント及び利害関係者をいいます。

1	テナント名	株式会社アセット・オペレーターズ	テナント賃貸面積 (注1)	17, 652. 11 m²				
	業種	宿泊業	総賃貸面積シェア (注2)	19.4%				
	入居物件名	ホテル日航茨木 大阪						
	契約期間(注4) (開始日~満了日)	開始日:平成16年8月30日 満了日:平成26年8月29日	賃貸面積	17, 652. 11 m²				
	年間賃料·共益費	224, 220, 000円	敷金・保証金	_				
	賃料改定条件	平成23年3月1日以後において、両当事者で協議の上、改定することができるものとします。						
	契約更新条件	契約は定期借家契約であり、原則として期間満了により終了します。ただし、賃貸人は、期間満了の1年前から6か月前までの間に相手方に対し書面による通知をしなければ、賃貸借の終了を主張することはできません。						
契約は、平成23年3月28日までは、解約することはできません。但し、平月以前において、賃貸人は賃借人に契約が終了する日から平成23年3月28に対応する賃料相当額(但し、当該期間が1年未満の場合は、1年間分の、特記事項を賃貸人に支払うことにより契約を解約することができます。また、平成以降において、契約を解約しようとするときは、賃貸人に対し、契約日かに書面による通知を行う、若しくは1年分の賃料を賃貸人に支払うことにを解約することができます。								

2	テナント名	アセット・マネジャーズ株式会社 (注5)	テナント賃貸面積 (注1)	33. 61 m²			
	業種	不動産取引業	総賃貸面積シェア (注2)	0.0%			
	入居物件名	ミルーム南青山					
	契約期間(注4) (開始日~満了日)	開始日:平成16年6月1日 満了日:平成20年5月31日	賃貸面積	33. 61 m²			
	年間賃料・共益費	2,760,000円	敷金・保証金	460,000円			
	賃料改定条件	土地又は建物に対する公租公課、物価上昇等の経済状態の変化による事由が発生した きは、協議の上賃料の改定を請求することができます。					
	契約更新条件	賃貸借契約は、両当事者の合意する賃貸借条件の下、更に2年間更新することができます。					
	特記事項	契約は普通借家契約です。					

- (注1) 「テナント賃貸面積」の欄には、該当するエンドテナントが全運用資産に関して賃借している面積の合計を記載しています。
- (注2) 「総賃貸面積シェア」の欄には、該当するエンドテナントの賃貸面積を前記「(イ) 信託受益権及び信託不動産の概要 c. 賃貸状況の概要」に記載された賃貸面積の合計で除した割合を小数第2位以下は四捨五入して記載しています。
- (注3) 「契約期間」、「賃貸面積」、「年間賃料・共益費」、「敷金・保証金」、「賃料改定条件」、「契約更新条件」及び「特記事項」の 各欄は賃貸借契約に基づき記載しています。
- (注4) 「契約期間」の欄には、エンドテナントが該当物件に入居した日を開始日とし、本書の日付現在効力のある賃貸借契約の終了日を満了日としてそれぞれ記載しています。
- (注5) アセット・マネジャーズ株式会社は、平成19年9月12日に賃貸借契約を解約しています。

c. 売上歩合制による賃貸借契約の導入状況

平成19年10月31日現在において、ポートフォリオ全体の総賃貸可能面積のうち、売上歩合制による賃貸借契約を締結しているエンドテナントの賃貸面積の合計(以下「売歩テナント賃貸面積」といいます。)は、以下の通りです。

物件名	総賃貸可能面積(A)	売歩テナント賃貸面積 (B)	(B) / (A) (注)
商-1 ラ・ポルト青山	95, 573. 75 m²	1, 671. 61 m²	1.7%

⁽注) 小数第2位以下を四捨五入しています。

(3) 【運用実績】

①【純資産等の推移】

各計算期間末における本投資法人の総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額の推移 は以下の通りです。なお、総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額について、期中で は正確に把握できないため、各月末における推移は記載していません。

年月日	総資産額(千円)	純資産総額(千円)	1口当たりの純資産額 (円)
第1期計算期間末 (平成18年4月末日)	59, 489, 525	31, 485, 928	495, 841 (480, 063)
第2期計算期間末 (平成18年10月末日)	65, 621, 036	31, 456, 981	495, 385 (480, 063)
第3期計算期間末 (平成19年4月末日)	65, 658, 647	31, 480, 154	495, 750 (480, 063)
第4期計算期間末 (平成19年10月末日)	70, 674, 181	31, 357, 786	493, 823 (479, 613)

⁽注) 括弧内の数値は、分配落ち後の金額です。

本投資証券は、東京証券取引所に上場されており、同取引所における本投資証券の取引価格及び売買高の推移は以下の通りです。

	期	第1期	第2期	第3期	第4期
直近6計算期間の計 算期間別最高・最低	決算年月	平成18年4月	平成18年10月	平成19年4月	平成19年10月
投資口価格	最高(円)	504, 000	497, 000	706, 000	724, 000
	最低 (円)	422, 000	432, 000	477, 000	423, 000

	月別	平成19年 1月	平成19年 2月	平成19年 3月	平成19年 4月	平成19年 5月	平成19年 6月
	最高 (円)	568, 000	706, 000	697, 000	699, 000	706, 000	724, 000
	最低 (円)	516, 000	590, 000	624, 000	650, 000	680, 000	579, 000
月別最高・最低投 資口価格及び本投	売買高(口)	5, 529	10, 785	4, 722	4, 620	3, 751	6, 034
資証券売買高	月別	平成19年 7月	平成19年 8月	平成19年 9月	平成19年 10月	平成19年 11月	平成19年 12月
	最高 (円)	628, 000	554, 000	479, 000	467, 000	447, 000	433, 000
	最低(円)	510,000	466, 000	423, 000	440, 000	389, 000	369, 000
	売買高 (口)	5, 959	6, 710	5, 714	7, 055	11, 049	10, 112

⁽注) 最高・最低投資口価格は、東京証券取引所不動産投資信託証券市場の終値によります。

②【分配の推移】

	計算期	分配総額(千円)	1口当たり分配金(円)		
第1期(自	平成17年5月2日	至	平成18年4月30日)	1,001,903	15, 778
第2期(自	平成18年5月1日	至	平成18年10月31日)	972, 947	15, 322
第3期(自	平成18年11月1日	至	平成19年4月30日)	996, 124	15, 687
第4期(自	平成19年5月1日	至	平成19年10月31日)	902, 335	14, 210

③【自己資本利益率(収益率)の推移】

	計算期	自己資本利益率	(年換算値)		
第1期(自	平成17年5月2日	至	平成18年4月30日)	3.2%	(4.9%)
第2期(自	平成18年5月1日	至	平成18年10月31日)	3.1%	(6.1%)
第3期(自	平成18年11月1日	至	平成19年4月30日)	3.2%	(6.4%)
第4期(自	平成19年5月1日	至	平成19年10月31日)	2.9%	(5.7%)

⁽注) 自己資本利益率=当期純利益金額/平均純資産額 平均純資産額= (期首純資産額+期末純資産額) \div 2

なお、第1期は平均純資産額=期末純資産額

また、平成17年9月7日より運用を開始したため、実質的な運用日数236日により年換算した数値を記載しています。

第二部【投資法人の詳細情報】

第1【投資法人の追加情報】

1 【投資法人の沿革】

平成17年4月25日 設立企画人(株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズ(現 ラサール

インベストメント アドバイザーズ株式会社)) による投信法第69条第1項

に基づく本投資法人の設立に係る届出

平成17年5月2日 投信法第166条に基づく本投資法人の設立の登記、本投資法人の成立

平成17年5月9日 投信法第188条に基づく本投資法人の登録の申請

平成17年6月6日 内閣総理大臣による投信法第187条に基づく本投資法人の登録の実施(登録

番号 関東財務局長 第35号)

平成17年7月25日 規約の変更

平成17年9月6日 日本国内における公募による新投資口発行

平成17年9月7日 東京証券取引所に上場

平成17年10月4日 第三者割当による新投資口発行

平成19年4月5日 規約の変更

平成19年11月19日 第三者割当による新投資口発行

平成20年1月16日 規約の変更

2【役員の状況】

(本書の日付現在)

		1	(本音の日	11/2011/
役職名	氏名		主要略歴	所有投 資口数
執行役員	田中政行	昭和56年4月	西武都市開発株式会社入社 営業部、企画室	0
		平成7年4月	同社 企画室長	
		平成12年7月	株式会社西武百貨店入社 関連事業室	
		平成16年4月	イーバンク銀行株式会社入社 投資本部	
		平成16年4月	株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズ	
			(現:ラサール インベストメント アドバイザーズ	
			株式会社)代表取締役就任	
			(イーバンク銀行株式会社から出向)	
		平成17年3月	同社 取締役企画管理部長	
			(イーバンク銀行株式会社から転籍)	
		平成19年5月	同社 代表取締役社長就任(現任)	
		平成19年8月	イーアセット投資法人(現:ラサール ジャパン投	
			資法人) 執行役員就任(現任) (注)	
監督役員	藤井和典	昭和60年4月	住友商事株式会社 入社	0
		平成18年10月	成和共同法律事務所 入所	
		平成20年1月	イーアセット投資法人(現:ラサール ジャパン投	
			資法人) 監督役員就任 (現任)	
監督役員	松丸洋行	昭和63年10月	太田昭和監査法人(現:新日本監査法人)入所	0
		平成3年3月	公認会計士登録	
		平成4年9月	有限会社原木中山ゴルフセンター監査役就任(現	
			任)	
		平成4年11月	センチュリー監査法人 (現:新日本監査法人) 入所	
		平成15年5月	税理士登録	
		平成15年7月	クリア会計事務所開業	
		平成17年2月	有限会社クリア会計事務所 取締役就任(現任)	
		平成17年4月	イーアセット投資法人(現:ラサール ジャパン投	
			資法人) 監督役員就任(現任)	

⁽注) 田中政行は、平成19年8月1日付で、本投資法人の執行役員に就任しました。同人は、本資産運用会社の代表取締役と本投資法人の執行役員を兼務しており、投信法第13条(平成19年9月30日に施行された証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律65号)による改正前のもの)に基づき、平成19年7月27日付で金融庁長官より兼職の承認を得ています。

3【その他】

(1) 役員の変更

執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議において選任されます(投信法第96条、規約第17 条本文)。

執行役員及び監督役員の任期は、選任後2年です(規約第18条第1項)。ただし、補欠又は増員のため選任された執行役員又は監督役員の任期は、他の在任執行役員又は監督役員の任期の満了すべき時までとします(規約第18条第2項)。

執行役員及び監督役員の解任は、発行済投資口の総数の過半数に当たる投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもってこれを行います(投信法第106条)。 執行役員又は監督役員の職務遂行に関して不正な行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があるにもかかわらず投資主総会において執行役員又は監督役員の解任が否決された場合には、発行済投資口の総数の100分の3以上に当たる投資口を有する投資主(6か月前より引き続き当該投資口を有するものに限ります。)は、30日以内に当該執行役員又は監督役員の解任を裁判所に請求することができます(投信法第104条第3項、会社法第854条第1項)。

(2) 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

① 規約等の重要事項の変更

後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 (ハ) 規約の変更に関する手続」をご参照下さい。

本投資法人は、平成20年1月16日開催の第3回投資主総会において、規約の変更を行いました。

- ② 事業譲渡又は事業譲受 該当事項はありません。
- ③ 出資の状況その他の重要事項 該当事項はありません。

(3) 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在、訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

該当事項はありません。

なお、本投資証券は、東京証券取引所に上場されており、本投資証券を東京証券取引所を通じて 購入することが可能です。また、金融商品取引所外で本投資証券を購入することも可能です。

2【買戻し手続等】

本投資法人の発行する投資証券は、クローズド・エンド型であり、投資主(実質投資主を含みます。)の請求による投資口の払戻しを行いません(規約第7条)。

本投資証券は、東京証券取引所に上場されており、本投資証券を東京証券取引所を通じて売却することが可能です。また、金融商品取引所外で本投資証券を譲渡することも可能です。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

(イ) 本投資法人が発行する投資口の1口当たりの純資産額は、後記「(4) 計算期間」記載の決算期毎に、以下の算式にて算出します。

1口当たり純資産額= (総資産の資産評価額-負債総額) ÷発行済投資口総数

- (ロ) 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次の通り運用資産の種類毎に定めます(規約第27条第1項)。
 - a. 不動産、不動産の賃借権及び地上権

取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価します。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備等部分について定額法により算出します。ただし、正当な事由により採用した方法による算定が適当ではなくなった場合であり、かつ、投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り他の算定方法により算定することができるものとします。

b. 不動産、土地の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括契約を含みます。)、不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分

信託財産又は不動産に関する匿名組合出資持分の構成資産が不動産、不動産の賃借権又は 地上権の場合は上記 a. に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企 業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受 益権の評価額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額により評価します。

c. 不動產対応証券等

・ 金融商品取引所に上場されている不動産対応証券等

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における最終価格(終値、終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値)。以下同じです。)に基づき算出した価格により評価します。

上記以外の不動産対応証券等

市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額により評価します。ただし、優先出資証券については、市場価格及び合理的に算定された価格がない場合には取得原価で評価します。

d. 有価証券

・ 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における最終価格に基づき算出した価格 により評価します。

・ 上記以外の有価証券 市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額により評価します。

e. 金銭債権

取得価額から、貸倒引当金を控除した金額により評価します。ただし、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額の差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除し

た金額により評価します。

- f. デリバティブ取引に係る権利
 - ・ 金融商品取引所に上場している各取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終 価格に基づき算出した価額により評価します。なお、同日において最終価格がない場合に は同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価します。
 - ・ 金融商品取引所の相場がない非上場の各取引により生じる債権及び債務は、市場価格に 準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額により評価します。公正 な評価額を算出することが極めて困難な場合には、取得価額により評価します。
 - ・ 上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとします。
- g. その他

上記に定めのない資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って 算出された価額により評価します。

- (ハ) 資産運用報告等に価格を記載する目的で、上記(ロ)と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとします(規約第27条第2項)。
 - a. 不動産、不動産の賃借権及び地上権 原則として、不動産鑑定士による鑑定評価等に基づいた評価額。
 - b. 不動産、地上権又は土地の賃借権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出 資持分

信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が不動産、不動産の賃借権及び地上権の場合は 上記 a. に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の評価額又 は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とします。

- (二) 本投資法人の資産評価の基準日は、原則として各決算期(毎年4月末日及び10月末日)とします。ただし、前記「(ロ) c. 及び d. 」に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とします(規約第27条第3項)。
- (ホ) 1 口当たりの純資産額については、投資法人の計算書類の注記表に記載されることになっています(投資法人計算規則第58条、第68条)が、貸借対照表を含む計算書類等は決算期毎に作成され(投信法第129条)、役員会により承認された場合に、遅滞なく投資主に対して承認された旨が通知され、承認済みの計算書類等が投資主に提供されます(投信法第131条第2項乃至第5項、投資法人計算規則第81条)。

投資主は、純資産額の情報について、本投資法人の一般事務受託者(中央三井信託銀行株式 会社)の本支店で入手することができ、また、本投資法人のウェブサイトにおいて、計算書類 等を閲覧することができます。

(2) 【保管】

投資主は、金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を営むものに限ります。本(2)において以下同じです。)等との間で保護預り契約を締結し、本投資証券の保管を委託できます。保護預りの場合、本投資証券は、混蔵保管され、投資主に対しては取引残高証明書が定期的に交付されます。

投資主から本投資証券の保管の委託を受けた金融商品取引業者等は、当該投資主の承諾を得

て、また当該投資主の請求に基づいて、当該投資主から保管の委託を受けた本投資証券を保管振替機構に預託する場合、保管振替機構は、預託を受けた本投資証券について預託者毎に分別保管せず、他の預託者から預託を受けた本投資証券と混蔵保管することによって集中保管します。保管振替機構は、その預託を受けた本投資証券について預託後相当の時期に保管振替機構名義への書換の請求を本投資法人に対して行います。保管振替機構に預託され保管振替機構名義に書き換えられた本投資証券について売買が行われた場合には、その決済のために本投資証券の券面を実際に授受するのではなく、保管振替機構に設けられた口座間の振替によって決済が行われます。ただし、保管振替機構に本投資証券を預託した投資主は本投資証券の保管の委託をした金融商品取引業者等に申し出ることによって、保管振替機構に預託した投資証券の交付及び返還を受けることができます。

投資主は、記名式の本投資証券の券面を直接保有することもできます。保護預りを行わない 場合、本投資証券の券面は、投資主が自らの責任において保管することになります。

(3) 【存続期間】

本投資法人には存続期間の定めはありません。

(4) 【計算期間】

本投資法人の営業期間は、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から翌年4月末日までの各6か月間とし、各営業期間の末日をそれぞれ決算期といいます。(規約第26条)。

(5) 【その他】

- (イ) 増減資に関する制限
 - a. 最低純資産額

本投資法人の最低純資産額は、5,000万円です(規約第9条)。

b. 投資口の追加発行

本投資法人の発行可能投資口総口数は、200万口とします。本投資法人は、かかる投資口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、投資口の追加発行ができます。この場合において、投資口の発行価額は、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額として役員会で決定した価額とします(規約第5条第1項及び第2項)。

c. 国内における募集

本投資法人の発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします(規約第6条)。

(口) 解散条件

本投資法人における解散事由は以下の通りです(投信法第143条)。

- a. 投資主総会の決議
- b. 合併(合併により本投資法人が消滅する場合に限ります。)
- c. 破産手続開始の決定
- d. 解散を命ずる裁判
- e. 投信法第216条に基づく投信法第187条の登録の取消し

(ハ) 規約の変更に関する手続

規約を変更するには、発行済投資口の総数の過半数に当たる投資口を有する投資主が出席した投資主総会において、出席者の議決権の3分の2以上により可決される必要があります(投

信法第140条、第93条の2第2項)。ただし、書面による議決権行使が認められていること、及び投資主総会に出席せず、かつ議決権を行使しないときに議案に賛成するものとみなすことにつき、後記「3 投資主・投資法人債権者の権利 (1)投資主総会における議決権 ②」をご参照下さい。

投資主総会において規約の変更が決議された場合には、東京証券取引所の上場規程の特例に 従ってその旨が開示される他、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、投資制限又は分配方針に関する重要な変更に該当する場合には、金商法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告 書により開示されます。また、変更後の規約は、金商法に基づいて本投資法人が提出する有価 証券報告書の添付書類として開示されます。

(二) 関係法人との契約の更改等に関する手続

本投資法人と各関係法人との間で締結されている契約における、当該契約の期間、更新、解約、変更等に関する規定は、以下の通りです。

① 本資産運用会社:ラサール インベストメント アドバイザーズ株式会社 資産運用委託契約

期間	本投資法人が投信法に基づく登録を完了した日に効力を生じ、その有効期
	間は、効力の発生の日から1年間とします。
更新	期間満了の3か月前までに当事者のいずれかから書面による契約終了の申
	し入れ(ただし、本投資法人においては投資主総会の決議を得たもの、本
	資産運用会社においては本投資法人の同意を得たものに限ります。) がな
	い限り、契約は、自動的に更新され、更に1年間有効となるものとし、そ
	の後もまた同様とします。
解約	i 本投資法人又は本資産運用会社は、相手方当事者に対し、3か月前の
	文書による事前通知を行い、本投資法人は投資主総会の決議を得た上
	で、本資産運用会社は本投資法人の同意を得た上で、契約を解約する
	ことができます。ただし、本投資法人は、投資主総会の承認又は内閣
	総理大臣の許可を得なければ、かかる同意をしてはならないものとし
	ます。
	ii 本投資法人は、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、役員会の決
	議により、契約を解約することができます。
	a 本資産運用会社が契約の規定に違反した場合(ただし、当該違反
	が是正可能なものである場合に、本資産運用会社が、本投資法人
	からの是正を求める催告を受領した日から30営業日以内にこれを
	是正した場合を除きます。)
	b 契約に定める本資産運用会社の表明及び保証違反の事実が判明し
	た場合(ただし、当該違反が是正可能なものである場合に、資産
	運用会社が、本投資法人からの是正を求める催告を受領した目か
	ら30営業日以内にこれを是正した場合を除きます。)
	c 本資産運用会社につき、支払停止、破産手続開始、民事再生手続
	開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申
	立、手形交換所における取引停止処分、重要な財産に対する差押
	命令の送達等の事由が発生した場合
	d 上記に掲げる場合の他、資産の運用に係る業務を引き続き委託す
	ることに堪えない重大な事由がある場合
	iii 本投資法人は、本資産運用会社が次の各号のいずれかに該当するとき
	は、契約を解約しなければならないものとします。
	(1) 投資信託委託業者 (投信法に規定されます。) ^(注1) でなくなっ
	たとき。
	(2) 投信法第200条各号 ^(注2) のいずれかに該当することになったと
	き。
	(3) 解散したとき。
変更等	本投資法人及び本資産運用会社の書面よる合意に基づき、法令に規定され
久入 寸	る手続に従って変更することができます。
	ジョ //yui=ルフマス入 / ひこしゃ くじみ 7 o

- (注1) 投信法の改正に伴い、「金融商品取引業者(投信法に規定されるものに限ります。)」と読み替えられるものとします。
- (注2) 証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)による改正前の規定によります。

② 一般事務受託者兼資産保管会社:みずほ信託銀行株式会社

一般事務委託契約

期間	契約締結日から3年間とします。
更新	期間満了の3か月前までに本投資法人又は一般事務受託者のいずれか一方
	からその相手方に対して有効期間の満了予定日をもって契約を解除する旨
	の書面による通知がなされなかったときは、期間満了の日の翌日より1年
	間延長するものとし、その後も同様とします。なお、かかる契約解除の通
	知があったときは、現行の有効期間の満了をもって契約は終了します。
解約	以下に掲げる場合には、契約を解除することができます。
	i 本投資法人及び一般事務受託者が、書面により契約解除に合意した場
	合。この場合、契約は本投資法人及び一般事務受託者が合意して指定
	した日に終了します。
	ii 本投資法人又は一般事務受託者のいずれか一方が契約に違反し、契約
	の履行に重大な支障を及ぼすと認められるときに、相手方が書面にて
	その違反を通告してから30日間以内に違反した当事者が同違反を是正
	しない場合。なお、この場合、契約は当該30日間の経過後に解除する
	ことができます。
	iii 本投資法人又は一般事務受託者のいずれか一方に、解散原因の発生又
	は破産手続開始、特別清算開始、会社整理開始、会社更生手続開始若
	しくは民事再生手続開始の申立その他これらに類似する倒産手続開始
	の申立があったとき。又は、本投資法人又は一般事務受託者のいずれ
	か一方が、支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は、差
	押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは滞納処分を受けたとき。これ
	らの場合、その相手方は契約を直ちに解除することができます。
変更等	本投資法人及び一般事務受託者の書面よる合意並びに法令に従って変更す
	ることができます。

資産保管業務委託契約

期間	委託契約締結日から3年間とします。
更新	期間満了の3か月前までに本投資法人又は資産保管会社のいずれか一方か
	らその相手方に対して有効期間の満了予定日をもって契約を解除する旨の
	書面による通知がなされなかったときは、期間満了の日の翌日より1年間
	延長するものとし、その後も同様とします。なお、かかる契約解除の通知
	があったときは、現行の有効期間の満了をもって契約は終了します。
解約	以下に掲げる場合には、契約を解除することができます。
	i 本投資法人及び資産保管会社が、書面により契約解除に合意した場
	合。この場合、契約は本投資法人及び資産保管会社が合意して指定し
	た日に終了します。
	ii 本投資法人又は資産保管会社のいずれか一方が契約に違反し、契約の
	履行に重大な支障を及ぼすと認められるときに、相手方が書面にてそ
	の違反を通告してから30日間以内に違反した当事者が同違反を是正し
	ない場合。なお、この場合、契約は当該30日間の経過後に解除するこ
	とができます。
	iii 本投資法人又は資産保管会社のいずれか一方に、解散原因の発生又は
	破産手続開始、特別清算開始、会社整理開始、会社更生手続開始若し
	くは民事再生手続開始の申立その他これらに類似する倒産手続開始の
	申立があったとき。又は、本投資法人又は資産保管会社のいずれかー
	方が、支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は、差押、仮
	差押、仮処分、強制執行若しくは滞納処分を受けたとき。これらの場
	合、その相手方は契約を直ちに解除することができます。
	iv 本投資法人又は資産保管会社のいずれか一方について、契約に定める
	業務の遂行に著しく支障があると合理的に判断される場合。なおこの
	場合、その相手方は書面にてその判断を通知することにより契約を直
	ちに解除することができます。
変更等	本投資法人及び一般事務受託者は、互いに協議し合意の上、契約の各条項
	の定めを変更することができます。変更に当たっては関係法令を遵守する
	とともに規約との整合性に配慮するものとし、書面をもって行うものとし
	ます。

③ 投資主名簿等管理人:中央三井信託銀行株式会社

名義書換事務委託契約

期間	委託契約締結日から効力を生じ、平成20年4月末日まで効力を有するもの
	とします。
更新	契約の終了日の3か月前までに各当事者のいずれからも文書による別段の
	申出がなされなかったときは、従前と同一の条件にて自動的に3年間延長
	されるものとし、その後も同様とします。
解約	契約は、次に掲げる事由によって終了するものとします。
	i 本投資法人及び投資主名簿等管理人の文書による解約の合意。この場
	合には契約は本投資法人及び投資主名簿等管理人の合意によって定め
	るときに終了します。
	ii 本投資法人又は投資主名簿等管理人のいずれか一方より他方に対する
	文書による解約の通知。この場合には契約はその通知到達の日から3
	か月以上経過後の本投資法人及び投資主名簿等管理人の合意によって
	定める日に終了します。
	iii 本投資法人又は投資主名簿等管理人のいずれか一方において破産手続
	開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは
	特別清算開始の申立があったとき又は手形交換所の取引停止処分が生
	じたとき、他方が行う文書による解約の通知。この場合には契約はそ
	の通知において指定する日に終了します。
	iv 本投資法人又は投資主名簿等管理人のいずれか一方がこの契約に違反
	し、かつ引続き契約の履行に重大なる支障を及ぼすと認められた場
	合、他方が行う文書による解約の通知。この場合には契約はその通知
	到達の日から2週間経過後に終了します。
変更等	本投資法人及び投資主名簿等管理人は、互いに協議し合意の上、契約の各
	条項の定めを変更することができます。変更に当たっては関係法令を遵守
	するとともに規約との整合性に配慮するものとし、書面をもって行うもの
	とします。

④ 会計監查人:新日本監查法人

本投資法人は、新日本監査法人を会計監査人とします。

会計監査人は、投資主総会において選任します(規約第30条)。会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。会計監査人は、上記の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなします(規約第31条第1項及び第2項)。

なお、平成19年7月31日までみすず監査法人が会計監査人を務めていましたが、同日付で辞任したため、投資法人役員会にて、平成19年8月1日からの一時会計監査人として新日本監査法人を選任し、更に平成20年1月16日開催の投資主総会において同監査法人を会計監査人に選任しました。

(ホ) 公告方法

本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行います(規約第4条)。

2【利害関係人との取引制限】

(1) 法令に基づく制限

① 利益相反取引の制限

資産運用会社は、法令の定めるところにより、以下の通りその親法人等又は子法人等が関与する行為につき禁止行為が定められています(金商法第44条の3第1項、投信法第223条の3第3項)。ここで、「親法人等」とは、金融商品取引業者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいい(金商法第31条の4第5項)、「子法人等」とは、金融商品取引業者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます(金商法第31条の4第6項)。

- (イ) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引、店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引を行うこと(金商法第44条の3第1項第1号、投信法第223条の3第3項、投信法施行令第130条第2項)。
- (ロ) 当該金融商品取引業者との間で金商法第2条第8項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること(金商法第44条の3第1項第2号、投信法第223条の3第3項)。
- (ハ) 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金商法第44条の3第1項第3号、投信法第223条の3第3項)。
- (二)(イ)から(ハ)までに掲げるもののほか、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令に定める以下の行為その他の行為(金商法第44条の3第1項第4号、金融商品取引業者等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。)第153条、投信法第223条の3第3項、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。)(以下「投信法施行規則」といいます。)第267条)。
 - a. 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法 人等と資産の売買その他の取引を行うこと。
 - b. 当該金融商品取引業者との間で金融商品取引契約(金商法第34条に定義される「金融商品取引契約」をいいます。以下同じです。)を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該顧客との間で当該金融商品取引契約を締結すること。
- ② 利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役、資産の運用を行う他の 投資法人、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産(投信法に 定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きます。以下、本項において同じで す。)の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定める ところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投 資法人(当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。)その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません(投信法第203条)。ただし、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて投信法施行令に定めるところにより、当該資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人(当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。)その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則に定める者により提供することができます(投信法第203条第4項、第5条第2項)。

③ 資産の運用の制限

登録投資法人は、i. その執行役員又は監督役員、ii. その資産運用会社、iii. その執行役員又は監督役員の親族、iv. その資産運用会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で次に掲げる行為(投資家の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。)を行ってはなりません(投信法第195条、第193条、投信法施行令第116条乃至第118条)。

- a. 有価証券の取得又は譲渡
- b. 有価証券の貸借
- c. 不動産の取得又は譲渡
- d. 不動産の貸借
- e. 不動産の管理の委託
- f. 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引 (ただし、資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること等 は認められています。)

④ 特定資産の価格等の調査

投信法第201条及びこれに関する法令並びに金融庁事務ガイドラインにより定められた特定 資産(指定資産を除きます。)について取得及び譲渡等の取引が行われた場合は、資産運用会 社の利害関係者を除く外部の所定の第三者により価格等の調査を受けるものとします。

ここで、外部の所定の第三者とは、以下の者(投信法施行令に定める者を除きます。)をいいます。

- a. 弁護士又は弁護士法人
- b. 公認会計士又は監査法人
- c. 不動産鑑定士

なお、調査の対象である資産が不動産(土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の 権利をいいます。)であるときは、当該調査は、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査 します。

また、ここで規定する価格等の調査は、利害関係者以外の第三者との間で取引が行われた場合にも、実施しなければならないことに留意します。

(2) 利益相反対策ルール

本資産運用会社は、資産運用業務に関する取引を行う上で、自己又は「利害関係者」との取引に係るルールを以下の通り定めています。

基本原則

本資産運用会社は、自己又は「利害関係者」の利益を図るため本投資法人の利益を害することとなる取引を行いません。

② 利害関係者

「利害関係者」とは、(イ)投信法第201条第1項に規定される利害関係人等、(ロ)本資産運用会社の議決権の10%以上若しくは発行済株式数の10%以上の株式を保有している株主及び当該株主が過半数以上の議決権を有する会社等、又は(ハ)(イ)若しくは(ロ)に該当する者が50%を超えて出資しているか若しくはアセット・マネジメント契約を締結している特別目的会社等をいいます。

③ 利害関係者との取引における行為基準

上記②に定める利害関係者との間で行われる次に掲げる取引等を行う際には、それぞれ以下 に定める行為基準に従うものとします。

- (イ) 利害関係者からの特定資産(投信法第2条第1項及び投信法施行令第3条に規定する特定 資産をいいます。以下同じです。)の取得
 - a. 投資運用不動産 (不動産、不動産の賃借権及び地上権並びに不動産、土地の賃借権及び 地上権を信託する信託受益権をいいます。以下同じです。) の場合

1 物件当たりの取得価格(当該投資運用不動産の売買契約書に記載された金額とし、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除きます。)は、独立した不動産鑑定士(過去5年間において利害関係者の役員、使用人又は顧問となった者でない不動産鑑定士をいいます。以下同じです。)による不動産鑑定評価額(調査報告書を含む。)の110%以下とします。

b. その他の特定資産の場合

市場における時価を把握できる場合、時価により取得するものとします。それ以外の場合、公正な第三者によって提示された適正な価額により取得するものとします。

- (ロ) 利害関係者への特定資産の譲渡
 - a. 投資運用不動産の場合

1 物件当たりの譲渡価格(当該投資運用不動産の売買契約書に記載された金額とし、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除きます。)は、独立した不動産鑑定士による不動産鑑定評価額以上とします。

b. その他の特定資産の場合

市場における時価を把握できる場合、時価により譲渡するものとします。それ以外の場合、公正な第三者によって提示された適正な価額により譲渡するものとします。

- (ハ) 投資運用不動産の取得、譲渡又は賃貸に係る利害関係者への媒介手数料の支払
 - a. 取得

支払うべき手数料の額は、宅地建物取引業法に規定する報酬の範囲内(信託受益権の場合にはその目的となっている宅地又は建物を基準とします。)とします。

b. 譲渡

支払うべき手数料の額は、宅地建物取引業法に規定する報酬の範囲内(信託受益権の場合にはその目的となっている宅地又は建物を基準とします。)とします。

c. 賃貸

支払うべき手数料の額は、宅地建物取引業法に規定する報酬の範囲内とします(信託受益権の場合にはその目的となっている宅地又は建物を基準とします。)。

(ニ) 利害関係者への投資運用不動産の管理の委託

事前に実績、信用度、テナントとの関係性等を調査するとともに、委託料については市場水準、提供役務の内容、業務総量等を勘案し決定します。また、選定後においても継続的な評価を行い、利害関係者に該当しない外部業者との比較を通し、委託の有無を判断します。

なお、マスターリース会社として有限会社ARMリーシングを活用する場合は、有限会社 ARMリーシングが委託契約を締結する相手先を対象とします。

(ホ) 利害関係者との投資運用不動産の賃貸借契約の締結

賃貸借契約の内容は、市場実勢及び対象の投資運用資産の標準的な賃貸条件を勘案して、 適正と判断される条件で行うものとします。

なお、マスターリース会社として有限会社ARMリーシングを活用する場合は、有限会社 ARMリーシングが賃貸借契約を締結する相手先を対象とします。

(へ) 利害関係者への工事の発注

投資運用不動産に係る1,000万円以上の工事の発注の際には、利害関係者以外の第三者の 見積価格・役務提供の内容等を比較検討した上で、適正と判断される条件で工事の発注を行 うものとします。

(ト) 利害関係者からの借入れ、融資枠の設定等

市場における標準的な水準を勘案し、適正と判断される条件で行うものとします。

④ 利害関係者との取引に関する手続

本資産運用会社は、利害関係者との間で上記③(イ)から(ト)に掲げる取引等を行おうとする際には、利害関係者以外との間での取引等に係る手順に加え、以下の手順を経なければならないものとします。

- (イ) ポートフォリオ委員会及びリスク管理・コンプライアンス委員会における審議 ポートフォリオ委員会及びリスク管理・コンプライアンス委員会は、担当部署による以下 の提出書類の内容を踏まえ、審議を行います。
 - a. 取引に係る事項を記載した書面
 - b. 利害関係者を選定する理由を記載した書面
 - c. 当該取引等の価格又は金額の決定に至る経緯を記載した書面
 - d. 第三者作成の不動産鑑定評価書又は価格若しくは金額が適正であることの根拠を示す資料又は意見書
 - e. その他、リスク管理・コンプライアンス委員会が必要と判断した資料 この際、当該取引等の取締役会への上程には、社外有識者の出席・同意を要件とします。
- (ロ) 投資法人の役員会での承認

当該取引等の実行には、事前の本投資法人の役員会での承認を必要とすることとし、この承認については監督役員の過半数の同意を要件とします。

(3) 利害関係人等及び主要株主との取引状況等

① 取引状況

該当事項ありません。

② 利害関係人等及び主要株主への支払手数料等の金額

	支払手数料総	利害関係人等及び主要株主との取引内		
区分	額(A) (千円)	支払先	支払金額 (B) (千円)	(B) / (A) (%)
外注委託費	233, 536	株式会社アセット・オペレーターズ	1, 110	0.5
小任安 礼負	233, 330	有限会社ARMリーシング	4, 400	1.9

(注) 利害関係人等とは、旧投信法施行令第20条に定める本投資法人と資産運用委託契約を締結している投資信託委託業者の利害関係人等をいい、主要株主とは、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年へ法律第65号)第5条による改正前の投信法第9条第3項に定義される投資信託委託業者の主要株主をいいます。

また、利害関係人等で当期に取引実績又は支払手数料の支払実績のある株式会社アセット・オペレーターズ、有限会社ARMリーシングについて、上記のとおり記載しています。

3 【投資主・投資法人債権者の権利】

- (1) 投資主総会における議決権(投信法第77条第2項第3号)
 - ① 本投資法人の投資主は、保有する投資口数に応じ、投資主総会における議決権を有しています(投信法第94条第1項、会社法第308条第1項本文)。投資主総会において決議される事項は、以下の通りです。
 - (イ)執行役員、監督役員及び会計監査人の選任(ただし、設立の際選任されたものとみなされる者の選任を除きます。)と解任(投信法第96条、第104条、第106条)
 - (ロ) 資産運用会社との資産運用委託契約 (ただし、成立時の投資信託委託業者となるべき者と 締結するものを除きます。) の締結及び解約の承認又は同意(投信法第198条第2項、第205条、第206条第1項)
 - (ハ) 投資口の併合(投信法第81条の2第2項、会社法第180条第2項)
 - (二) 投資法人の解散(投信法第143条第3号)
 - (ホ) 規約の変更(投信法第140条)
 - (へ) その他投信法又は本投資法人の規約で定める事項(投信法第89条)
 - ② 投資主の有する議決権の権利行使の手続は、以下の通りです。
 - (イ)投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合の他、出席した投資主の議決権の過半数でこれを行います(規約第12条第1項)。
 - (ロ)投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主を代理人として、議決権を行使することができます(規約第14条第1項)。ただし、投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会毎に代理権を証する書面を本投資法人に提出しなければなりません(投信法第94条第1項、会社法第310条第1項、規約第14条第2項)。
 - (ハ)投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができます(投信 法第90条の2第2項、第92条第1項)。
 - (二)書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します(投信法 第92条第2項)。
 - (ホ)投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成したものとみなします(投信法第93条第1項、規約第13条第1項)。
 - (へ)上記(ホ)の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、 出席した投資主の議決権の数に算入します(投信法第93条第3項、規約第13条第2項)。
 - (ト)本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告し、一定の日における投資主名簿(実質投資主名簿を含みます。以下同じです。)に記載又は記録された投資主をもって、その権利を行使すべき投資主とするものとします(投信法第77条の3第2項、規約第12条第2項)。

(2) その他の共益権

- ① 代表訴訟提起権(投信法第204条、第116条、第119条、会社法第847条)
 - 6か月前から引続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対して書面をもって、本資産運用会社、一般事務受託者、執行役員、監督役員又は会計監査人の責任を追及する訴訟の提起を請求することができ、本投資法人が請求のあった日から60日以内に訴訟を提起しないときは、本投資法人のために訴訟を提起することができます。
- ② 投資主総会決議取消訴権(投信法第94条第2項、会社法第831条) 投資主は、投資主総会の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは規約に違反している又は

著しく不公正なとき、決議の内容が規約に違反しているとき、又は決議について特別の利害関係を有している投資主が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がなされたときには、決議の日から3か月以内に、訴えをもって投資主総会の決議の取消しを請求することができます。

③ 執行役員等の違法行為差止請求権(投信法第109条第5項、第153条の3第2項、会社法第360条第1項)

執行役員が本投資法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは規約に違反する行為をし、 又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本投資法人に著しい損 害が生ずるおそれがあるときは、6か月前から引き続き投資口を有する投資主は、執行役員に 対し、その行為をやめることを請求することができます。本投資法人が清算手続に入った場合 には清算執行人に対しても同様です。

④ 新投資口発行無効訴権(投信法第84条第2項、会社法第828条第1項第2号、第2項第2号)

投資主は、新投資口発行について重大な法令・規約違反があった場合には、新投資口の発行 の効力が生じた日から6か月以内に、本投資法人に対して新投資口発行無効の訴えを提起する ことができます。

⑤ 合併無効訴権(投信法第150条、会社法第828条第1項第7号、第8号、第2項第7号、第8号)

投資主は、合併手続に重大な瑕疵があった場合等には、本投資法人に対して合併の効力が生 じた日から6か月以内に合併無効の訴えを提起することができます。

⑥ 投資主提案権(投信法第94条第1項、会社法第303条第2項)

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の日の8週間前までに一定の事項を投資主総会の目的とすることを請求することができ、また、投資主総会の目的である事項につき当該投資主の提出しようとする議案の要領を投資主総会の招集通知に記載し、又は記録することを請求することができます。

⑦ 投資主総会招集権(投信法第90条第3項、会社法第297条第1項、第4項)

発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、投資主総会の招集を請求することができ、遅滞なく投資主総会招集の手続が行われない場合又は請求があった日から8週間以内の日を投資主総会の日とする投資主総会の招集の通知が発せられない場合には、招集の請求をした投資主は、内閣総理大臣の許可を得て、投資主総会を招集することができます。

- ⑧ 検査役選任請求権(投信法第94条第1項、会社法第306条第1項、投信法第110条)
 - 発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、投資主総会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該投資主総会に先立ち、内閣総理大臣に対し、検査役の選任の申立てをすることができます。また、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを疑うべき事由があるときに本投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため、内閣総理大臣に対し、検査役の選任の申立てをすることができます。
- ⑨ 執行役員等解任請求権(投信法第104条第1項、第3項、会社法第854条第1項第2号) 執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議により解任することができます。また、発行済 投資口の100分の3以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、執行役員又 は監督役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があっ たにもかかわらず当該役員を解任する旨の議案が投資主総会において否決されたときは、当該

投資主総会の日から30日以内に訴えをもって当該役員の解任を請求することができます。

⑩ 解散請求権(投信法第143条の3)

発行済投資口の10分の1以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り、本投資法人に回復することができない損害が生じ、又は生じるおそれがあるときや、本投資法人の財産の管理又は処分が著しく失当で、本投資法人の存立を危うくするときにおいて、やむを得ない事由があるときは、訴えをもって本投資法人の解散を請求することができます。

(3) 分配金請求権(投信法第77条第2項第1号、第137条)

本投資法人の投資主は、本投資法人の規約及び法令に則り、役員会の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、保有する投資口数に応じて金銭の分配を受けることができます。

(4) 残余財産分配請求権(投信法第77条第2項第2号、第158条)

本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、各投資主の所有する投資口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有しています。

(5) 払戻請求権(規約第7条)

投資主は、投資口の払戻請求権は有していません。

(6) 投資口の処分権(投信法第78条第1項、第2項、第3項)

投資主は投資証券を交付する方法により投資口を自由に譲渡することができます。

(7) 投資証券交付請求権及び不所持請求権(投信法第85条第1項、第3項、会社法第217条)

投資主は、本投資法人が投資口を発行した日以後、遅滞なく投資証券の交付を受けることができます。また、投資主は、投資証券の不所持を申出ることもできます。

(8) 帳簿閲覧請求権(投信法第128条の3)

投資主は、本投資法人の営業時間内は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する書類の閲覧又は 謄写を請求することができます。ただし、この請求は、理由を付した書面をもってしなければな りません。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

- (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - ① 名称

ラサール インベストメント アドバイザーズ株式会社

② 資本金の額

本書の日付現在 1億6,450万円

- ③ 事業の内容
 - (イ) 投資信託及び投資法人に関する法律に係る下記の業務
 - a. 投資運用業として投資法人の資産の運用を行う業務
 - b. 投資法人の資産に関する不動産の管理に関する業務
 - (口) 宅地建物取引業
 - (ハ) その他前各号に附帯する一切の業務

④ 会社の沿革

年月日	事項
平成14年3月18日	会社設立
平成16年5月31日	宅地建物取引業免許取得 (免許証番号 東京都知事(1) 第82959号)
平成16年11月15日	宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可取得 (認可番号 国土交通大臣認可第26号)
平成17年3月4日	投資信託委託業者に係る業務認可取得 (認可番号 内閣総理大臣第40号)
平成17年4月27日	投資法人の資産に関する不動産の管理に関する業務の兼業承認
平成19年9月30日	金融商品取引業者に係る登録 (登録番号 関東財務局長(金商)第302号)

⑤ 株式の総数及び資本金の額の増減

- (イ)発行可能株式総数(本書の日付現在) 10,000株
- (ロ)発行済株式の総数(本書の日付現在) 6,200株
- (ハ) 最近5年間における資本金の額の増減 平成16年1月24日 資本金の額を1,000万円から1億1,500万円に増資 平成17年6月17日 資本金の額を1億1,500万円から1億6,450万円に増資

⑥ その他

(イ) 役員の変更

本資産運用会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成によって選任します。取締役の選任については、累積投票によりません。取締役の任期は、

就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までで、監査役の任期は、 就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠又 は増員として就任した取締役の任期は、前任者他の在任取締役の任期の残存期間と同一と し、補欠として就任した監査役の任期は前任者の任期の残存期間と同一とします。本資産 運用会社において取締役及び監査役の変更があった場合には、2週間以内に監督官庁へ届 け出ます(金商法第31条第1項、第29条の2第1項第3号)。また、本資産運用会社の取 締役又は執行役は、他の会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職 務を行うべき社員)、監査役若しくは執行役に就任した場合(他の会社の取締役、会計参 与、監査役又は執行役が金融商品取引業者の取締役又は執行役を兼ねることとなった場合 を含みます。)又は他の会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合 には、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければなりません(金商法第31条の4 第4項)。

(ロ) 訴訟事件その他本資産運用会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実 本書の日付現在において、本資産運用会社に関して、訴訟事件その他重要な影響を及ぼ すことが予想される事実はありません。

⑦ 関係業務の概要

本投資法人が、本資産運用会社に委託する業務の内容は次の通りです。

- (イ) 本投資法人の資産の運用に係る業務
- (ロ) 本投資法人が行う資金調達に係る業務
- (ハ) 本投資法人への報告業務
- (二) その他本投資法人が随時委託する上記(イ)から(ハ)に関連又は付随する業務

(2) 【運用体制】

本資産運用会社の運用体制については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4)投資法人の機構」をご参照下さい。

(3) 【大株主の状況】

(本書の日付現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	出資比率 (%) (注)
ラサール インベストメント マ ネージメント株式会社	東京都千代田区永田町2-13-10	6, 200	100. 0

⁽注) 出資比率とは、発行済株式数に対する所有株式数の比率をいいます。

(4) 【役員の状況】

(本書の日付現在)

役職名	氏名		主要略歴	所有 株式数
代表取締役社長	田中政行	昭和56年4月	西武都市開発株式会社入社 営業部、企画室	0
		平成7年4月	同社 企画室長	
		平成12年7月	株式会社西武百貨店入社 関連事業室	
		平成16年4月	イーバンク銀行株式会社入社 投資本部	
		平成16年4月	株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズ	
			(現:ラサール インベストメント アドバイザーズ	
			株式会社)代表取締役就任	
			(イーバンク銀行から出向)	
		平成17年3月	同社 取締役企画管理部長(イーバンク銀行から転	
			籍)	
		平成19年5月	同社 代表取締役社長(現任)	
取締役	吉川健太郎	平成5年4月	株式会社ソニー・ミュージック・エンタテイメント	0
			入社 営業本部、SR国内第三製作本部	
		平成7年7月	吉川建築測量事務所入所	
		平成8年11月	島村不動産総合鑑定入所	
		平成9年10月	株式会社西洋環境開発入社	
			総務人事部、企画室、管理部	
		平成13年7月	テンプスタッフ株式会社入社	
			法務部	
		平成16年2月	アセット・マネジャーズ株式会社	
			入社	
			マーチャントバンキンググループ	
		平成16年2月	株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズ	
			(現:ラサール インベストメント アドバイザーズ	
			株式会社)投資運用部(アセットマネジャーズ株式	
			会社から出向)	
		平成17年3月	同社 取締役投資運用部長(アセット・マネジャー	
			ズ株式会社から転籍)(現任)	
取締役	横山真人	昭和61年4月	セントラル・コンサルタント株式会社 道路部	0
		平成2年5月	株式会社西洋環境開発 リゾート事業本部 八ヶ岳	
			事業部	
		平成11年4月	株式会社八ヶ岳高原ロッジ 別荘営業部	
		平成16年10月	有限会社ワイズコンサルタンツ 取締役社長	
		平成18年4月	株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズ	
			(現:ラサール インベストメント アドバイザーズ	
			株式会社)入社	
		平成18年10月	同社 経営企画部長	
		平成19年5月	同社 経営企画部長兼財務経理部長就任 (現任)	
		平成19年6月	同社 取締役就任 (現任)	

役職名	氏名		主要略歴					
取締役	内山裕敬	昭和58年4月	東京貿易株式会社入社 機械輸出部	0				
(非常勤)		昭和60年9月	同社 北京事務所、上海事務所、東京本社 機械輸出部					
		平成元年11月	日本ランディック株式会社入社 国際部					
		平成3年3月	同社ニューヨーク支店、カリフォルニア支店					
		平成11年9月	株式会社ランドビルマネジメント入社 資産マネー ジメント第3部部長					
		平成13年1月	ジョーンズ ラング ラサール株式会社入社 インベ ストメント部アソシエート・ダイレクター					
		平成14年7月	ラサール インベストメント マネージメント株式会 社入社 アソシエート・ダイレクター					
		平成17年1月	同社 代表取締役就任 (現任)					
監査役	鈴木昌也	昭和55年4月	公認会計士深山小十郎事務所	0				
(非常勤)		昭和60年11月	監査法人中央会計事務所					
		平成元年9月	公認会計士登録					
		平成9年1月	公認会計士鈴木昌也事務所開設(現任)					
		平成10年4月	株式会社SFCG 監査役就任					
			(現任 非常勤)					
		平成10年7月	税理士登録					
		平成14年12月	マルマン株式会社 監査役就任					
			(現任 非常勤)					
		平成15年6月	アセット・インベスターズ株式会社 監査役就任					
			(現任 非常勤)					
		平成16年1月	株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズ					
			(現:ラサール インベストメント アドバイザーズ					
			株式会社) 監査役就任(現任 非常勤)					
		平成19年6月	佐藤食品工業株式会社 社外取締役就任 (現任)					
		平成19年7月	アセット・インベストメント・アドバイザーズ株式					
			会社 監査役就任 (現任 非常勤)					

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

本資産運用会社は、投信法上の資産運用会社として投資運用業を行っています。

② 営業の概況

本書の日付現在、本資産運用会社が資産の運用を行う投資法人又は運用の指図を行う投資法人は、本投資法人のみです。

③ 関係業務の概況

資産運用会社としての業務

(イ) 資産運用業務

本資産運用会社は、投信法及び規約の規定に従い、本投資法人の資産の運用業務を行います。また、資産の運用業務に関し第三者より苦情を申し立てられた場合における当該苦情の処理その他必要な行為、及びその他本投資法人の資産の運用に関連し又は付随する業務を行います。

(口) 資金調達業務

本資産運用会社は、本投資法人が行う、投資口の追加発行、投資法人債の発行、資金の借入れ若しくは借換え、又はこれらに類似する資金調達行為に関し、本投資法人に代わり業務を行います。

(ハ) 報告業務

本資産運用会社は、投信法に従った報告書の作成及び交付、その他本投資法人の要求に 基づき委託業務に関する報告を行います。

(二) その他上記に付随する業務を行います。

2【その他の関係法人の概況】

- A 一般事務受託者(投信法第117条第4号、第5号及び第6号関係)及び資産保管会社(投信法 第208条関係)
- (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - ① 名称

みずほ信託銀行株式会社

② 資本金の額

平成19年9月30日現在 247,231百万円

③ 事業の内容

銀行法(昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。)(以下「銀行法」といいます。)に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号。その後の改正を含みます。)(以下「兼営法」といいます。)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 【関係業務の概要】

- ① 一般事務受託者としての業務
 - (イ) 本投資法人の役員会の運営に関する事務
 - (ロ) 本投資法人の計算に関する事務
 - (ハ) 本投資法人の会計帳簿の作成に関する事務
 - (二) 本投資法人の納税に関する事務
- ② 資産保管会社としての業務

本投資法人資産の保管に係る業務及び当該業務に付随する次の各号に関する業務

- (イ) 本投資法人名義の預金口座からの振込
- (ロ) 本投資法人名義の預金口座の開設及び解約
- (ハ) その他上記(イ)及び(ロ)に準ずる業務

(3) 【資本関係】

本書の日付現在、本投資法人とみずほ信託銀行株式会社との間には資本関係はありません。

- B 投資主名簿等管理人(投信法第117条第2号及び第3号関係(投資法人債に係るものを除く。))
- (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
 - ① 名称

中央三井信託銀行株式会社

② 資本金の額

平成19年9月30日現在 358,180百万円

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

- ① 投資主名簿及び実質投資主名簿の作成、管理及び備置に関する事項
- ② 投資口の名義書換及び質権の登録又はその抹消に関する事項
- ③ 実質投資主通知及び実質投資主の抹消・減少通知の受理に関する事項
- ④ 投資証券不所持の取扱に関する事項

- ⑤ 投資主、実質投資主及び登録投資口質権者又はこれらの者の代理人等の氏名、住所及び印鑑の登録に関する事項
- ⑥ 投資主及び実質投資主の提出する届出の受理に関する事項
- ⑦ 投資証券の発行、保管、交付及び回収に関する事項
- ⑧ 投資主及び実質投資主の名寄せに関する事項
- ⑨ 投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する参考書類等の送付並びに議決権行使 書(又は委任状)の作成に関する事項
- ⑩ 金銭の分配(以下総称して「分配金」といいます。)の計算及びその支払の為の手続きに関する事項
- ① 分配金支払事務取扱銀行等における支払期間経過後の分配金の確定及びその支払に関する事項
- ② 投資口に関する照会応答、諸証明書の発行及び事故届出の受理に関する事項
- ③ 委託事務を処理するために使用した本投資法人に帰属する書類及び未達郵便物の整理保管に 関する事項
- ④ 新投資口の発行(投資口の併合又は分割を含みます。)に関する事項
- ⑤ 法令又は名義書換事務委託契約により本投資法人が必要とする投資口統計資料の作成に関する事項
- ⑩ 上記①から⑮に掲げる事務の他、名義書換事務委託契約の各当事者が協議の上定める事項

(3) 資本関係

本書の日付現在、本投資法人と中央三井信託銀行株式会社との間には資本関係はありません。

第5【投資法人の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

本投資法人の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。)及び同規則第2条の規定により、「投資法人の計算に関する規則」(平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。)に基づいて作成しています。なお、財務諸表に記載している金額は千円単位で表示し、単位未満は切り捨てています。

2. 監査証明について

本投資法人は、第3期計算期間(平成18年11月1日から平成19年4月30日まで)の財務諸表については証券取引法第193条の2の規定に基づき、みすず監査法人の監査を受けており、第4期計算期間(平成19年5月1日から平成19年10月31日まで)の財務諸表については金商法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

本投資法人は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

E /\	注記	(平成19	第3期 年4月30日現在	E)	第4期 (平成19年10月31日現在)		
区分	番号	金	額	構成比	金	金額	
資産の部		千円	千円	%	千円	千円	%
I. 流動資産							
現金及び預金			1, 637, 328			1, 318, 770	
信託現金及び信託預金	* 1		3, 522, 376			3, 766, 033	
営業未収入金			48, 088			64, 163	
未収消費税等			_			27, 810	
前払費用			26, 043			41, 222	
繰延税金資産			19			19	
その他流動資産			27			725	
流動資産合計			5, 233, 884	8.0		5, 218, 745	7.4
Ⅱ. 固定資産							
1. 有形固定資産							
信託建物	* 1	16, 301, 803			18, 706, 300		
減価償却累計額		950, 449	15, 351, 353		1, 293, 541	17, 412, 759	
信託構築物	* 1	92, 617			138, 508		
減価償却累計額		3, 249	89, 367		4, 944	133, 564	
信託機械及び装置	* 1	313, 150			370, 321		
減価償却累計額		69, 654	243, 495		93, 248	277, 073	
信託工具器具備品	* 1	67, 521			73, 724		
減価償却累計額		18, 092	49, 429		24, 099	49, 625	
信託土地	* 1		44, 630, 734			47, 308, 241	
信託建設仮勘定	* 1		3, 794			_	
有形固定資産合計			60, 368, 174	91.9		65, 181, 263	92.2
2. 投資その他の資産							
差入敷金保証金			10,000			10,000	
長期前払費用			46, 589			195, 409	
デリバティブ資産			_			50, 200	
繰延税金資産			_			18, 562	
投資その他の資産合計			56, 589	0. 1		274, 172	0.4
固定資産合計			60, 424, 763	92. 0		65, 455, 435	92.6
資産合計			65, 658, 647	100.0		70, 674, 181	100.0

区分		第3期 (平成19年4月30日現在)			第4期 (平成19年10月31日現在)		
四月	番号	金	金額		金額		構成比
負債の部		千円	千円	%	千円	千円	%
I. 流動負債							
営業未払金			108, 204			157, 139	
短期借入金	* 1		6, 000, 000			_	
一年以内返済予定長期 借入金	* 1		_			25, 500, 000	
未払金			158, 659			168, 434	
未払費用			25, 484			35, 454	
未払法人税等			680			653	
未払消費税等			46, 128			_	
前受金			304, 389			355, 787	
その他流動負債			13,606			20, 374	
流動負債合計			6, 657, 153	10. 2		26, 237, 844	37. 1
Ⅱ. 固定負債							
長期借入金	* 1		25, 500, 000			11, 000, 000	
信託預り敷金保証金			2, 021, 340			2, 078, 549	
固定負債合計			27, 521, 340	41.9		13, 078, 549	18. 5
負債合計			34, 178, 493	52. 1		39, 316, 394	55. 6
純資産の部	* 2						
I. 投資主資本							
1. 出資総額			30, 484, 000	46. 4		30, 484, 000	43. 1
2. 剰余金							
当期未処分利益			996, 154			902, 348	
剰余金合計			996, 154	1. 5		902, 348	1.3
投資主資本合計			31, 480, 154	47. 9		31, 386, 348	44. 4
Ⅱ.評価・換算差額等							
1.繰延ヘッジ損益						△28, 561	
評価・換算差額等合計						△28, 561	△0.0
純資産合計			31, 480, 154	47. 9		31, 357, 786	44. 4
負債・純資産合計			65, 658, 647	100.0		70, 674, 181	100.0

(2) 【損益計算書】

区分		第3期 自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日			第4期 自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日		
	番号	金額		百分比	金額		百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
1. 営業収益							
賃貸事業収入	* 1	2, 056, 597			2, 163, 601		
その他賃貸事業収入	* 1	179, 586	2, 236, 183	100.0	214, 964	2, 378, 566	100.0
2. 営業費用							
賃貸事業費用	* 1	859, 598			997, 127		
資産運用報酬		107, 605			101, 074		
資産保管委託報酬		9, 843			9, 848		
一般事務委託報酬		30, 803			26, 415		
役員報酬		2, 400			2, 400		
その他営業費用		48, 356	1, 058, 607	47.3	66, 807	1, 203, 673	50.6
営業利益金額			1, 177, 576	52. 7		1, 174, 892	49. 4
3. 営業外収益							
受取利息		1, 711			3, 327		
その他営業外収益		5, 836	7, 548	0.3	0	3, 327	0.1
4. 営業外費用							
支払利息		143, 113			158, 985		
融資関連手数料		44, 895	188, 008	8. 4	115, 928	274, 914	11.5
経常利益金額			997, 115	44. 6		903, 305	38.0
税引前当期純利益金額			997, 115	44. 6		903, 305	38.0
法人税、住民税及び事業税		995			986		
法人税等調整額		△0	995	0. 1	0	987	0. 1
当期純利益金額			996, 120	44. 5		902, 318	37. 9
前期繰越利益			34			30	
当期未処分利益			996, 154			902, 348	

(3) 【投資主資本等変動計算書】

(6) 【汉英王英小马女				
	区分		第3期 自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日	第4期 自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日
			金額(千円)	金額(千円)
投資主資本				
出資総額	前期末残高		30, 484, 000	30, 484, 000
	当期変動額		_	_
	当期末残高		30, 484, 000	30, 484, 000
剰余金				
当期未処分利益	前期末残高		972, 981	996, 154
	当期変動額	分配金	△972, 947	△996, 124
		当期純利益金額	996, 120	902, 318
	当期末残高		996, 154	902, 348
剰余金合計	前期末残高		972, 981	996, 154
	当期変動額		23, 173	△93, 805
	当期末残高		996, 154	902, 348
投資主資本合計	前期末残高		31, 456, 981	31, 480, 154
	当期変動額		23, 173	△93, 805
	当期末残高		31, 480, 154	31, 386, 348
評価・換算差額等				
繰延ヘッジ損益	前期末残高		_	_
	当期変動額		_	$\triangle 28,561$
	当期末残高		_	△28, 561
評価・換算差額等合計	前期末残高		_	_
	当期変動額		_	$\triangle 28,561$
	当期末残高		_	△28, 561
純資産合計	前期末残高		31, 456, 981	31, 480, 154
	当期変動額		23, 173	△122, 367
	当期末残高		31, 480, 154	31, 357, 786

(4) 【金銭の分配に係る計算書】

区分	第3期 自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日	第4期 自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日
I 当期未処分利益	996, 154, 856円	902, 348, 900円
Ⅱ分配金	996, 124, 500円	902, 335, 000円
(投資口1口当たり分配金の額)	(15, 687円)	(14, 210円)
Ⅲ次期繰越利益	30, 356円	13, 900円
分配金の額の算出方法	本投資法人の規約第28条第2項に 定める分配方針に基づき、分配金 の額は利益の金額を限度とし、且 つ、租税特別措置法第67条の15に 規定されている「配当可能所得の 金額」の90%に相当する金額を超 えるものとしております。かかる 方針により、当期未処分利益を超 えない額で発行投資口数63,500口 の整数倍数の最大値となる 996,124,500円を利益分配金とし て分配することと致しました。な お、本投資法人規約第28条第4項 に定める利益を超えた金銭の分配 は行ないません。	本投資法人の規約第28条第2項に 定める分配方針に基づき、分配金 の額は利益の金額を限度とし、且 つ、租税特別措置法第67条の15に 規定されている「配当可能所得の 金額」の90%に相当する金額を超 えるものとしております。かかる 方針により、当期未処分利益を超 えない額で発行投資口数63,500口 の整数倍数の最大値となる 902,335,000円を利益分配金とし て分配することと致しました。な お、本投資法人規約第28条第4項 に定める利益を超えた金銭の分配 は行ないません。

(5) 【キャッシュ・フロー計算書】

区分	第3期 自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日	第4期 自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日
	金額 (千円)	金額 (千円)
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益金額	997, 115	903, 305
減価償却費	354, 826	388, 232
受取利息	△1,711	△3, 327
支払利息	143, 113	158, 985
営業未収入金の増加・減少	517	\triangle 16, 075
未収消費税等の増加・減少	2, 466	$\triangle 27,810$
前払費用の増加・減少	42, 941	△163, 998
営業未払金の増加・減少	7, 376	33, 402
未払金の増加・減少	11,651	9, 982
未払消費税等の増加・減少	46, 128	△46 , 128
前受金の増加・減少	△28, 237	51, 398
デリバティブ資産の増加・減少	_	△97, 325
その他	18, 826	17, 680
小計	1, 595, 016	1, 208, 321
利息の受取額	1,711	3, 327
利息の支払額	△142, 578	△149, 015
法人税等の支払額	△1, 260	△1, 318
営業活動によるキャッシュ・フロー	1, 452, 889	1, 061, 314
Ⅱ. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
信託有形固定資産の取得による支出	△362, 051	△5, 197, 093
差入敷金保証金の返還による収入	47	_
信託預り敷金保証金の支出	△73, 471	△116 , 120
信託預り敷金保証金の収入	114, 085	173, 329
投資活動によるキャッシュ・フロー	△321, 390	△5, 139, 883
Ⅲ. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の借入による収入	_	8, 000, 000
短期借入金の返済による支出	_	△14, 000, 000
長期借入金の借入による収入	_	11, 000, 000
分配金の支払額	△972, 008	△996 , 332
財務活動によるキャッシュ・フロー	△972, 008	4, 003, 667
IV. 現金及び現金同等物の増加・減少額	159, 491	△74 , 901
V. 現金及び現金同等物の期首残高	5, 000, 213	5, 159, 705
VI. 現金及び現金同等物の期末残高 * 1	5, 159, 705	5, 084, 804

(6) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(里安な云町万町に係る事項)					
	第3期		第4期		
項目	自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日		自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日		
1 四点次立。补压降机。十斗					
1. 固定資産の減価償却の方法	①有形固定資産		①有形固定資産		
	定額法を採用しており		定額法を採用しておりま		
	たる有形固定資産の耐	用年数は以下の	たる有形固定資産の耐用年数は以下の		
	とおりであります。		とおりであります。		
	信託建物	3~45年	信託建物	3~46年	
	信託構築物	10~45年	信託構築物	10~49年	
	信託機械及び装置		信託機械及び装置	·	
	信託工具器具備品	3~10年	信託工具器具備品	3~10年	
	②長期前払費用		②長期前払費用		
	定額法を採用しており		同左		
2. 収益及び費用の計上基準	固定資産税等の処理方法		固定資産税等の処理方法		
	保有する不動産にか	- ,	保有する不動産にかれ		
	税、都市計画税及び償		税、都市計画税及び償還		
	いては、賦課決定され		いては、賦課決定される		
	該決算期間に対応する		該決算期間に対応する		
	事業費用として費用処	理する方法を採	事業費用として費用処理	理する方法を採	
	用しております。		用しております。		
	なお、不動産を信託				
	受益権の取得に伴い、				
	渡人に支払った初年度		渡人に支払った初年度の		
	相当額については、費		相当額については、費力		
	該不動産の取得原価に		該不動産の取得原価に		
	す。当期において不動産等の取得原価		す。当期において不動		
	に算入した固定資産税等相当額はあり		に算入した固定資産税	等相当額は、	
	ません。		1,910千円であります。		
3. ヘッジ会計の方法			①ヘッジ会計の方法		
			繰延ヘッジ処理によっ~		
			②ヘッジ手段とヘッジ対象		
			ヘッジ手段		
			金利キャップ取引		
			ヘッジ対象		
			借入金金利		
			③ヘッジ方針		
			本投資法人はリスク管理		
			づき、投資法人規約に対		
			をヘッジする目的でデ	リバティブ取引	
			を行っています。	LNI	
			④ヘッジの有効性の評価の方法		
			ヘッジ対象のキャッシュフロー変動の		
			累計とヘッジ手段のキャッシュフロー		
			変動の累計を比較することにより有効		
			性の評価を行っていまっ	す。	

項目	第 3 期 自 平成18年11月 1 日 至 平成19年 4 月30日	第4期 自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日
4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金 (現金及び現金同等物) は以下のものを 対象としております。 (1) 手許現金及び信託現金 (2) 随時引き出し可能な預金及び信託 預金 (3) 容易に換金が可能であり、かつ、 価値の変動について僅少のリスクし か負わない取得日から3ヶ月以内に 償還期限の到来する短期投資	キャッシュ・フロー計算書における資金 (現金及び現金同等物) は以下のものを 対象としております。 同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	①不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法 保有する不動産等を信託財産とする信託受益権につきましては、信託財産とする信託受益権につきましてが費益をでの全での資産及び負債勘定でが費益をできませんで、資借対照表では損益をである。では、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目にからち重要性がある下記の科目にからち重要性がある下記の科目にからなります。 なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目におります。 は、信託現金及び信託預金をでは、信託建物、信託推築物、信託建設には、信託理り敷金保証金では、信託預り敷金保証金では、行きの処理方法では、信託預り敷金保証金では、税券のの会計処理は、税方式による控除対象外消費税の会計処理は、税方式による控除対象外消費税に算入しています。	①不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法同左②消費税等の処理方法同左

(貸借対照表に関する注記)

	第3期 (平成19年4月30日現在)	第4期 (平成19年10月31日現在)		
* 1.	担保に供している資産及び担保を	付している債務	*1. 担保に供している資産及び担保を付している債務		
	担保に供している資産は次のとお	りです。	担保に供している資産は次のとおり) です。	
		(単位:千円)		(単位:千円)	
	信託現金及び信託預金	3, 522, 376	信託現金及び信託預金	3, 766, 033	
	信託建物	15, 351, 353	信託建物	17, 412, 759	
	信託構築物	89, 367	信託構築物	133, 564	
	信託機械及び装置	243, 495	信託機械及び装置	277, 073	
	信託工具器具備品	49, 429	信託工具器具備品	49, 625	
	信託土地	44, 630, 734	信託土地	47, 308, 241	
	信託建設仮勘定	3, 794	信託建設仮勘定	_	
	合計	63, 890, 551	合計	68, 947, 296	
	担保を付している債務は次のとお	;りです。	担保を付している債務は次のとおりです。		
		(単位:千円)		(単位:千円)	
	短期借入金	6,000,000	短期借入金	_	
	一年以内返済予定長期借入金	_	一年以内返済予定長期借入金	25, 500, 000	
	長期借入金	25, 500, 000	長期借入金	11,000,000	
	合計	31, 500, 000	合計	36, 500, 000	
*2. 投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項		*2. 投資信託及び投資法人に関する法律	津第67条第4項		
	に定める最低純資産額		に定める最低純資産額		
		50,000千円		50,000千円	

(損益計算書に関する注記)

	第 3 期 自 平成18年			第45	————— 朝 - 5 月 1 日	
	至 平成19年	4月30日		至 平成19年		
*1. 不動産賃貸事業損益の内訳		*1. 不動産賃貸事業損益の内訳				
A.	不動産賃貸事業収益			A. 不動産賃貸事業収益		
		(単	位:千円)		(単	位:千円)
	賃貸事業収入			賃貸事業収入		
	賃料収入	1, 677, 282		賃料収入	1, 776, 513	
	共益費収入	277, 381		共益費収入	284, 993	
	駐車場収入	88, 804		駐車場収入	88, 491	
	その他賃貸収入	13, 128	2, 056, 597	その他賃貸収入	13,602	2, 163, 601
	その他賃貸事業収入			その他賃貸事業収入		
	附加使用料	144, 909		附加使用料	170, 160	
	解約違約金	1, 945		解約違約金	941	
	原状回復費相当額収入	4, 326		原状回復費相当額収入	7, 145	
	その他雑収入	28, 404	179, 586	その他雑収入	36, 716	214, 964
	不動産賃貸事業収益合計		2, 236, 183	不動産賃貸事業収益合計		2, 378, 566
В.	不動産賃貸事業費用			B. 不動産賃貸事業費用		
	賃貸事業費用			賃貸事業費用		
	外注委託費		201, 414	外注委託費		233, 536
	公租公課		92, 307	公租公課		141, 489
	水道光熱費		138, 019	水道光熱費		153, 407
	損害保険料		5, 870	損害保険料		6, 456
	修繕費		47, 661	修繕費		52, 972
	減価償却費		354, 826	減価償却費		388, 232
	その他賃貸事業費用		19, 498	その他賃貸事業費用		21, 033
	不動産賃貸事業費用合計		859, 598	不動産賃貸事業費用合計		997, 127
	不動産賃貸事業損益(A- 3)		1, 376, 584	C. 不動産賃貸事業損益(A-B)	-	1, 381, 438

(投資主資本等変動計算書に関する注記)

(决员工员) 17 (发奶的 护自飞风) 3 区间				
第3期	第4期			
自 平成18年11月1日	自 平成19年5月1日			
至 平成19年4月30日	至 平成19年10月31日			
1. 発行可能投資口の総口数及び発行済投資口数	1. 発行可能投資口の総口数及び発行済投資口数			
発行可能投資口の総口数 2,000,000口	発行可能投資口の総口数 2,000,000口			
発行済投資口数 63,500口	発行済投資口数 63,500口			

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

第3期 自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日		第4期 自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日	
*1現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記		*1現金及び現金同等物の期末残	高と貸借対照表に掲記
されている科目の金額との関係		されている科目の金額との関係	
(平成19年	4月30日現在)	(平	成19年10月31日現在)
	(単位:千円)		(単位:千円)
現金及び預金	1, 637, 328	現金及び預金	1, 318, 770
信託現金及び信託預金	3, 522, 376	信託現金及び信託預金	3, 766, 033
現金及び現金同等物	5, 159, 705	現金及び現金同等物	5, 084, 804

(リース取引に関する注記)

第3期 自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日		第4期 自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日	
1. オペレーティング・リース取引(貸主側)		1. オペレーティング・リース取引(貸主側)	
未経過リース料		未経過リース料	
	(単位:千円)		(単位:千円)
(貸主側)		(貸主側)	
未経過リース料		未経過リース料	
1年内	3, 348, 330	1年内	3, 531, 526
1年超	5, 393, 453	1年超	5, 971, 392
合計	8, 741, 784	合計	9, 502, 918

(ノソハノイノ取引に) (ノソハノイノ取引に)	
第3期 自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日	第4期 自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日
	1. 取引の状況に関する事項
	(1) 取引の内容
	本投資法人の利用しているデリバティブ取引は、
	金利キャップ取引です。
	(2) 取引に対する取組方針
	本投資法人のデリバティブ取引は、将来の金利市
	場における利率上昇によるリスク回避を目的として
	おり、投機的な取引は行わない方針です。
	(3) 取引の利用目的
	来の金利市場における利率上昇による変動リスクを
	回避する目的で利用しています。
	なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を
	ています。 行っています。
	①ヘッジ会計の処理方法
	繰延ヘッジ処理によっています。
	②ヘッジ手段とヘッジ対象
	ヘッジ手段
	金利キャップ取引
	ヘッジ対象
	借入金金利
	③ヘッジ方針
	本投資法人は、リスク管理基本方針に基づき、
	- 投資法人規約に規定するリスクをヘッジする目的
	でデリバティブ取引を行っています。
	(4) ヘッジ有効性評価の方法
	ヘッジ対象のキャッシュフロー変動の累計と
	ヘッジ手段のキャッシュフロー変動の累計を比較
	することにより有効性の評価を行っています。
	(4) 取引に係るリスクの内容
	金利キャップ取引は金利市場の変動によるリスク
	を有しています。
	なお、取引相手先は高格付けを有する金融機関に
	限定しているため、信用リスクは極めて小さいと認
	識しています。
	(5) 取引に係るリスク管理体制
	資産運用会社の運用管理手続きに基づき、リスク
	管理を行っています。
	2. 取引の時価に関する事項
	全てヘッジ会計が適用されているため、注記を省略
	しています。
	5 5.70

(税効果会計に関する注記)

	第3期 自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日			第4期 自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日	
1.	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	つ主な原因別	1.	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生	Eの主な原因別
	内訳			内訳	
	<u>(</u> j	単位:千円)			(単位:千円)
	(繰延税金資産)			(繰延税金資産)	
	法人事業税損金不算入額	19		法人事業税損金不算入額	19
	繰延ヘッジ損益		_	繰延ヘッジ損益	18, 562
	繰延税金資産計	19		繰延税金資産計	18, 581
_	繰延税金資産の純額	19	_	繰延税金資産の純額	18, 581
2.	法定実効税率と税効果会計適用後の法力	人税等の負担	2.	法定実効税率と税効果会計適用後の法	た人税等の負担
	率との間に重要な差異があるときの、当	当該差異の原		率との間に重要な差異があるときの、	当該差異の原
	因となった主要な項目別の内訳			因となった主要な項目別の内訳	
		(単位:%)			(単位:%)
	法定実効税率	39.39		法定実効税率	39. 39
	(調整)			(調整)	
	支払分配金の損金算入額	$\triangle 39.35$		支払分配金の損金算入額	△39. 35
_	その他	0.06	_	その他	0.07
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.10		税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.11

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期(自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)

(1) 親会社及び法人主要投資主等 該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要投資主等

属性	氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員及 びその 近親者	深田武寛	本投資法人 執行役員 兼株式会社アセット・ リアルティ・マネ ジャーズ 代表取締役社長	_	株式会社アセット・ リアルティ・マネ ジャーズへの資産運 用報酬の支払(注 1)	107, 605	未払金	112, 986

- (注1) 資産運用報酬については、当事者間で協議の上、資産運用委託契約により金額を決定しております。
- (注2) 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。
 - (3) 子会社等 該当事項はありません。
 - (4) 兄弟会社等 該当事項はありません。

第4期(自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日)

(1) 親会社及び法人主要投資主等 該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要投資主等

属性	氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員及 びその 近親者	田中政行	本投資法人 執行役員 兼株式会社アセット・ リアルティ・マネ ジャーズ (注1) 代表取締役社長	_	株式会社アセット・ リアルティ・マネ ジャーズへの資産運 用報酬の支払(注 2)	120, 154	未払金	106, 127

- (注1) 株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズは、平成19年11月19日付でラサール インベストメント アドバイザーズ株式会社に商 号変更しております。
- (注2) 資産運用報酬については、当事者間で協議の上、資産運用委託契約により金額を決定しております。
- (注3) 取引金額には不動産の取得にあたり支払った資産運用報酬も含まれており、当該金額は不動産の取得価額に算入しております。
- (注4) 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。
 - (3) 子会社等 該当事項はありません。
 - (4) 兄弟会社等 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第3期 自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日		第 4 其 自 平成19年 至 平成19年	5月1日
1 口当たり純資産額 1 口当たり当期純利益金額	495, 750円 15, 686円	1口当たり純資産額 1口当たり当期純利益金額	493, 823円 14, 209円
なお、1口当たり当期純利益金額は、当期 日数加重平均投資口数で除することにより ます。 また、潜在投資口調整後1口当たり当期純 いては、潜在投資口が存在しないため記載 ん。	算定しており 利益金額につ	同左	

(注) 1口当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第3期 自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日	第4期 自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日
当期純利益金額(千円)	996, 120	902, 318
普通投資主に帰属しない金額 (千円)	_	_
普通投資口に係る当期純利益金額 (千円)	996, 120	902, 318
期中平均投資口数(口)	63, 500	63, 500

(重要な後発事象に関する注記)

第3期

自 平成18年11月1日

至 平成19年4月30日

1. 資産の取得

規約に定める資産運用の基本方針及び投資態度に基づき、平成19年5月1日付で以下の資産の取得を行いました。

フォレスト・ヒル仙台青葉

(取得の概要)

取得資産:不動産を信託する信託の受益権

取得価額:2,450百万円 (取得資産の概要)

所在地(住居表示): 宮城県仙台市青葉区川内澱橋

通5番地1

用途: 共同住宅

面積: 土地4,016.54㎡、建物8,146.44㎡

構造・規模:鉄筋コンクリート造陸屋根9階建

建築時期:平成19年3月8日 総賃貸可能面積:6,472.40㎡

2. 資金の借入

平成19年5月1日付にて、フォレスト・ヒル仙台青葉の取得資金、これに関連する諸費用等の一部の資金及び平成18年5月30日に借入れた短期借入金60億円の期限前弁済に充てるため、下記のとおり資金の借入を行いました。

借入先 : 株式会社新生銀行

借入金額 : 8,000百万円 利率 : 1.1350%

借入実行日 : 平成19年5月1日 返済方法 : 期日一括弁済 返済期日 : 平成20年3月31日

摘要: 有担保・無保証・変動金利

第4期

自 平成19年5月1日

至 平成19年10月31日

1. 新投資口の発行

平成19年11月8日開催の役員会において、不動産の取得を目的として、第三者割当による新投資口の発行を決議し、平成19年11月19日に払込が完了しました。この結果、出資総額は53,284,000,000円、発行済投資口数は120,500日となっています。

発行新投資口数:57,000口

・発行価額 : 1口当たり400,000円・発行価額の総額: 22,800,000,000円

・割当先:

①倫敦プロパティー特定目的会社

②エウロペプロパティー特定目的会社

③タムウィールヴュー・ソシエテ・アノニム

④スタンダード・チャータードーイスティス マー・アジア・リアル・エステート・オポチュ ニティー・ファンド I ピーティーイー・リミ テッド

⑤ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店

・払込期日 : 平成19年11月19日

2. 資産の取得

規約に定める資産運用の基本方針及び投資態度に基づき、平成19年11月20日付で以下の資産の取得を行いました。

①イオンモールむさし村山ミュー

(取得の概要)

取得資産:不動産を信託する信託の受益権

取得価額:38,400百万円 (取得資産の概要)

所在地(住居表示):東京都武蔵村山市榎一丁目1

番地3

用途:店舗・駐車場・映画館

面積: 土地137,507.50㎡、建物137,466.97㎡

構造・規模:鉄骨造陸屋根5階建 建築時期:平成18年10月16日 総賃貸可能面積:137,466.97㎡

②イオンモール神戸北

(取得の概要)

取得資産:不動産を信託する信託の受益権

取得価額:19,200百万円 (取得資産の概要)

所在地(住居表示):兵庫県神戸市北区上津台

八丁目2番地1

用途:店舗・駐車場

面積:土地173,565,50㎡、建物128,031.55㎡ 構造・規模:鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根

地下1階付5階建

建築時期:平成18年11月15日 総賃貸可能面積:128,031.55㎡

第3期	第4期
自 平成18年11月1日	自 平成19年5月1日
至 平成19年4月30日	至 平成19年10月31日
	3. 資金の借入 平成19年11月20日付にて、上記2物件の取得資金、これに関連する諸費用等の一部の資金に充てるため、下記のとおり資金の借入を行いました。 借入先 :株式会社三井住友銀行借入金額 : 36,200百万円利率 : 1.61917%借入実行日:平成19年11月20日返済方法 : 期日一括弁済返済期日 : 平成20年11月20日摘要 : 有担保・無保証・変動金利4. 資産の譲渡(契約締結)規約に定める資産運用の基本方針に基づき、以下の資産につき、不動産信託受益権譲渡契約を締結しました。ホテル日航茨木大阪譲渡予定資産:不動産を信託する信託の受益権譲渡予定価格:2,600百万円譲渡予定価格は、譲渡経費、固定資産税、都市計画税、消費税等を含まない金額です。売買契約締結日:平成19年11月8日譲渡予定日 : 平成19年12月25日又は当事者が同年12月26日以降平成20年4月24日までの間で別途合意する日譲渡予定先:株式会社アセット・オペレーターズ

(7) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

該当事項はありません。

② 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

□ /\	区分種類		契約金額等(千円)		
			うち1年超	時価(千円)	
市場取引以外の取引	金利キャップ取引	8, 500, 000	8, 500, 000	50, 200	
合	計	8, 500, 000	8, 500, 000	50, 200	

- (注1) 金利キャップ取引の契約額等は、想定元本に基づいて表示しています。
- (注2) 時価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等に基づき算出した価格により評価しております。

③ 不動産等明細表のうち総括表

(単位:千円)

							減価償却累計額		差引当期末	
	2/ 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1	資産の種類	前期末残高 当期増加額 当期減少額		当期減少額	新減少額 当期末残高 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		当期償却額	走51 m 未 残高	摘要
		信託建物	16, 301, 803	2, 429, 647	25, 150	18, 706, 300	1, 293, 541	356, 936	17, 412, 759	(注1) (注2)
有	信	信託構築物	92, 617	45, 891	-	138, 508	4, 944	1, 694	133, 564	(注1)
有形固定資産	信託受益権	信託機械及び装置	313, 150	57, 171	-	370, 321	93, 248	23, 593	277, 073	(注1)
上資 産	益権	信託工具器具備品	67, 521	6, 203	-	73, 724	24, 099	6, 007	49, 625	(注1)
		信託土地	44, 630, 734	2, 677, 506	-	47, 308, 241	_	-	47, 308, 241	(注3)
		信託建設仮勘定	3, 794	_	3, 794	_	_	_	_	
		合計	61, 409, 620	5, 216, 420	28, 944	66, 597, 096	1, 415, 833	388, 232	65, 181, 263	

- (注1) 信託建物(建物附属設備を含む)、信託構築物、信託機械及び装置、信託工具器具備品の当期増加額は、既存物件に対する資本的支 出及び新規取得2物件(リーフコンフォート新小岩、フォレストヒル仙台青葉)の取得費用です。
- (注2) 当期減少額は35山京ビルの建物附属設備の更新によるものです。
- (注3) 信託土地の当期増加額は、新規取得2物件(リーフコンフォート新小岩、フォレストヒル仙台青葉)の取得費用です。

④ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

⑤ 投資法人債明細表

該当事項はありません。

⑥ 借入金等明細表

(単位:千円)

	区分	前期末残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	平均利率	返済期限	使途	摘要
	借入先	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(%)	221779112	Z.	IS X
短期 借入金	株式会社新生銀行	6, 000, 000	8,000,000	14, 000, 000	_	1. 18346	-	(注3)	有担保 無保証 変動金利
	小計	6, 000, 000	8, 000, 000	14, 000, 000	_	_			
	株式会社新銀行東京	1,000,000	-	-	1,000,000	0. 81834	平成20年9月30日		
	株式会社新生銀行	2, 000, 000	_	_	2,000,000	0. 81834	平成20年9月30日		
	株式会社千葉銀行	1, 500, 000	_	_	1, 500, 000	0. 81834	平成20年9月30日		
	中央三井信託銀行株 式会社	2, 000, 000	_	-	2,000,000	0. 81834	平成20年9月30日		
	東京海上日動火災保 険株式会社	1, 000, 000	-	ı	1,000,000	0. 81834	平成20年9月30日		
一年以内	株式会社西日本シ ティ銀行	3, 000, 000		-	3, 000, 000	0.81834	平成20年9月30日		有担保
返済予定	株式会社みずほ銀行	2, 000, 000			2,000,000	0.81834	平成20年9月30日	(注3)	無保証 固定金利
長期借入金	みずほ信託銀行株式 会社	2, 000, 000	_	_	2,000,000	0. 81834	平成20年9月30日		
	三井住友海上火災保 険株式会社	2, 000, 000	-	ı	2, 000, 000	0. 81834	平成20年9月30日		
	株式会社山口銀行	1,000,000	-	l	1,000,000	0.81834	平成20年9月30日		
	株式会社三菱東京U FJ銀行	3, 000, 000			3, 000, 000	0.81834	平成20年9月30日		
	三菱UF J信託銀行 株式会社	2, 000, 000	_	-	2,000,000	0. 81834	平成20年9月30日		
	株式会社りそな銀行	3, 000, 000	_	_	3, 000, 000	0. 81834	平成20年9月30日		
	小計	25, 500, 000	_	_	25, 500, 000				
長期借入金	株式会社あおぞら銀 行	_	11, 000, 000	_	11, 000, 000	1.34250 (注4)	平成22年9月21日	(注3)	有担保 無保証 変動金利
	小計	_	11, 000, 000	_	11,000,000				
	合計	31, 500, 000	19, 000, 000	14, 000, 000	36, 500, 000				

(注1) 長期借入金 (1年以内に返済のものを除く。) の貸借対照表日以後 5年以内における 1年毎の返済予定額の総額は以下の通りです。

(単位:千円)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	_	11, 000, 000	_	_

- (注 2) 平均利率は、日数による期中の加重平均を記載しており、小数第 6 位を四捨五入しております。また、上記借入先に支払われた融資関 連手数料は含まれません。
- (注3) 資金使途は、不動産信託受益権の購入資金(付帯費用を含む)です。
- (注4) 元本85億円分については、金利キャップを購入しているため、これに基づく実質的な利率の上限は、1.50000%になります。

2【投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(平成19年10月31日現在)

I	資産総額	70,674,181千円
П	負債総額	39, 316, 394千円
Ш	純資産総額 (I – II)	31, 357, 786千円
IV	発行済数量	63, 500 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	493, 823円

⁽注) 資産総額、負債総額及び純資産総額は、帳簿価額を使用しています。

第6【販売及び買戻しの実績】

計算期間	発行日	販売口数 (口)	発行済口数 (口)
第1期 (自 平成17年5月2日 至 平成18年4月30日)	平成17年5月2日	200	200
	平成17年9月6日	58, 300	58, 500
	平成17年10月4日	5, 000	63, 500
第2期 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	_	_	63, 500
第3期 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	_	_	63, 500
第4期 (自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日)	_	_	63, 500

⁽注1) 本邦外における販売又は買戻しの実績はありません。

⁽注2) 本投資法人による投資口の払戻しの実績はありません。

⁽注3) 第4期計算期間以降、平成19年11月19日に57,000口が販売されました。

第7【参考情報】

第4期計算期間の開始日から、本有価証券報告書の提出日までの間に以下の書類を提出しました。

平成19年7月27日 有価証券報告書(第3期:自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)

平成19年11月8日 有価証券届出書

平成19年11月8日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成19年7月25日

イーアセット投資法人 役員会御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 青 山 裕 治 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 田 中 俊 之

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているイーアセット投資法人の平成18年11月1日から平成19年4月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーアセット投資法人の平成19年4月30日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、投資法人は資産の取得及び資金の借入を実行している。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

^(※)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当投資法人(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年1月22日

ラサール ジャパン投資法人 役 員 会 御 中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 青 山 裕 治 業務執行社員

指定社員 公認会計士 田 中 俊 之 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているラサール ジャパン投資法人(旧法人名イーアセット投資法人)の平成19年5月1日から平成19年10月31日までの第4期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラサール ジャパン投資法人(旧法人名イーアセット投資法人)の平成19年10月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「重要な後発事象に関する注記」に、投資法人は新投資口の発行、資産の取得、資金の借入及び資産の譲渡に関する契約の締結について記載されている。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

^(※)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当投資法人(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。